

の放縱、女子の慘狀、古主義の流毒が今の社會に瀰蔓しつゝあるは實際の事實にして其毒をします／＼甚だしからしめたるは女大學の筆與て大に力ありと云はざるを得ず今日の有様は實に文明社會の醜態、世界の恥晒しにして我輩の黙々に付する能はざる所のみならず既に新民法も實施せられて其條文には明に夫婦の關係を規定して條理整然、眞實文明主義の法律として見る可し或は其民法に尙ほ庶出の子女を認めたるは我輩の意を得ざる所なれども夫婦間の權利、即ち離婚の條件、財産の處置法等に就ては條文の規定甚だ明確にして一點の疑を容るゝ所なく國民一般に遵守す可きものなるに一方には女大學の如き法律の規定と根柢の主義を異にして寧ろ違法の行爲を教唆するの著書が尙ほ世間の一部分に珍重せられて古主義の餘毒を吐きつゝあるは經世の眼より見て斷じて許す可きに非ず女大學を始めとして凡そ此種類の著書は政府に於て須らく其發行を禁止す可きものなり（明治三十二年四月二十四日）

### 女子教育の方法

日本の社會に於ける婦人の不幸慘狀を見れば其原因は男子の不品行に外ならず大に警しむ可きものなれども從來世間に女子の教育法を等閑に付したる其責も免かる可らず日本の女子には自から教育の方法なきに非ざれども其方は社會の實際に適せざるより其結果として救ふ可きの慘狀を救ふ能はず最愛の娘をして終身不幸の淵に沈ましむる例少なからず此頃世間の新聞紙にも現はれたる由緒ある或る華族の家の始末の如き其一例として見る可きものなり事の原因は今更ら云ふ迄もなしとして之を擱き聞く所に據れば其夫人の里方は矢張り華族にして相應の家なれども主人の亂行敗徳ます／＼甚だしく到底行末の見込なしとて離縁の沙汰に及び夫人は所生の子女を残して里方に歸りたる

次第なりと云ふ蓋し父兄の心に於ては當人を思ふの情よりして斯る處置に出でたることならんけれども實際夫人の身と爲りて考へたらば如何なる可きや跡に残されて恰も孤兒と爲りたる子女の不幸は申す迄もなければ夫人の不幸は更に不幸にして身は里方に歸りて安樂に生活するも心の苦しさは貧苦にも換へ難し燒野の雉子、夜の鶴、日夜涙の乾く間ひまもなきことならん實に人生の一大慘事なりと云ふ可し餘所の見る目にも堪へ難き次第にして斯る場合に處しては果して他に處置法なきやと云ふに下等社會の貧民ならんには致方もなければ其里方は華族の家にして財産にも乏しからずとあれば自から之に處する方法なきに非ざる可し若しも父兄にして眞實娘を愛するの心ならんには其家産の中より二三萬の金を割くは敢て難からず主人の亂行は言語道斷の始末なれば離婚なり別居なり自から止むを得ざる次第なりとして兎に角に其夫人に相當の財産を與へ所生の子女と同棲して獨立の生活を爲さしめたらんには母子の心身は甚だ安くして不幸中の幸なる可し誠に容易なる次第なるに然るに事の茲に及ばずして斯る慘事を演じたるは實際その父兄が金を吝しむ爲めに非ず畢竟家風習慣の然らしむる所、此邊の工風に考へ到らざるものにして罪は教育の方法宜しきを得ざるに在りと云ふ可し右の一例は華族社會の談なれども從來日本の家庭に行はるゝ女子の教育法を見るに甚だ優長にして茶の湯挿花音曲歌舞等の遊藝に重きを置き或は三十一文字など弄ばしめて恰もお姫様流の女子を造るの一方に勉めながら自から事を理し身を守るの心得に就ては毫も意を用ふることなし而して他に嫁せしむる場合には衣服調度の爲めに莫大の金を費して簞笥長持何十棹など嫁道具の多きに誇れども肝腎の本人には一錢の財産をも與へず全く無一物にして此點より見れば恰も赤裸にて嫁入りするものと云ふも可なり本來間違ひの沙汰にこそあれ世間の父母たるものに於て娘の幸福を祈らんには先づ其教育に心掛けて金錢の取扱、財産の關係等凡そ自から自身の權利

を守るに足る可き事柄は一通り心得しめ婚姻の時には身分相應に財産を分與すること肝要なり今日の如き有様にては女子の財産は恰も夫郎の爲めに遊蕩費を供給するの結果ある可し寧ろ有害無益なれども若しも女子にして財産の權利に關する心得あると共に身分相應に多少の財産を有するときは他に嫁したる上、夫に對しても自から守る所ありて其放恣を防ぐに足る可きは無論、或は萬一不幸にして前例の如き場合に際するも自から一身を處置して悲惨の境遇に陥るを免かる可し或は財産の一點は銘々の貧富その他の事情もありて一概に言ふ可らずと雖も兎に角に女子をして自から一身の權利を守るの知識を得せしむると否とは生涯の幸不幸の分るゝ所にして家の貧富如何に拘はらず一様に心掛けざる可らず今の女子教育法に改む可きの點、甚だ少なからずと雖も差當り此一事の如き最も肝要なる可しとして我輩の認むる所なり（明治三十二年四月二十七日）

### 婦人の生意氣は鳥なき里の蝙蝠のみ

婦人論に就ては世間の男子中に反對の説少なからず或は婦人の教育に注意して其地位を高むるの一事は固より異論なけれども當世の新教育は兎角婦人を生意氣にするの傾なきに非ず況して男子の一方は嚴しく押へ付けながら女子の一方のみを持上ぐるときはますます彼等をして生意氣ならしめざるを得ず前年一時流行したる女子教育の結果を見ても知る可し婦人の西洋流は眞平御免なりとて竊に掛念するものもあるよし一應尤もなる考にして生意氣の舉動は男女に限らず總て厭ふ可し彼の世間に所謂女學生の中には婦人の身にてありながら言語風俗より歩行の態度さへも兎角あらしく或は政治法律論を喋々するなど恰も變生男子を見るが如く一見嘔吐を催ほす可きものなきに非ず我輩に於

ても固より感服せざる所なれども是種の舉動は只是れ事の餘弊に過ぎざるのみ凡そ事物の改革進歩に際し之に伴ふの弊害を見るは實際に免かる可らず例へば維新前の勤王論を見るに論者の精神は愛國一偏の本心にして毫も非難す可きの點なしと雖も末派の中には粗暴過激の輩を生じて極端の亂暴を働きたるもの少なからず彼の京都にて足利尊氏父子の木像の首を斬りて之を路傍に梟したるが如き兒戯に類するの舉動を演じたるものも慥に勤王論者の中より出でたるに相違なれども時勢一轉いよ／＼王政維新の後に至りて見れば當時の論者は孰れも著實老成の士人にして斯る亂暴の沙汰は全く跡を收めたるに非ずや又明治十二三年の頃國會開設を云々したる所謂民權家の如き隨分粗末の輩も少なからずして其舉動の淺蕩なる世人をして閉口せしめたるものもなきに非ざりしかども今の國會議員又は政黨員等の中には當時の民權家もあることならんれども其舉動は一變して全く面目を改めたるが如し一時の餘弊は決して患ふるに足らざるを見る可し日本婦人の境遇を從來の儘にして飽くまでも壓制せんとするの考ならんには兎も角も今の文明進歩の世の中に斯る壓制法は到底行はる可らずとして既に女子の教育待遇に注意し其地位を高むるの一事を以て今後の時勢に已む可らざるの必要と認めたらば區々の掛念は一切止めにして思ひ切て進む可きのみ或は女子に生意氣の恐れありと云ふ從來從順一偏の婦人社會に適ま／＼活潑なる女子の出づるときは俗に云ふ鳥なき里の蝙蝠にして人の目にも生意氣の觀あるは勿論、或は自から生意氣を催ほすの傾きもあらんれども畢竟その生意氣は世間の衆婦人が他の壓制の下に力を伸ばす能はずして蟄伏するが故に蝙蝠をして獨り名を成さしむるものに外ならず世間一般に女子の地位を高めて滿社會恰も鳥の世の中と爲れば蝙蝠の如きは自から屏息して跡を收めんのみ左れば婦人論の爲めに或は世に生意氣の女子を生ずることありとするも是れは改革進歩の際に免かる可らざるの現象にして大局の上より大觀す

るときは毫も掛念するに足らず之を喻へば水泳の稽古の如し時としては稽古中に誤て溺死するものなきに非ざれども千百人中、一二の過誤の爲めに水泳を禁ずるを得ざるのみか世間に向ては大に之を奨励せざるを得ず彼の變生男子の如きは可惜女の身を誤るものにして常人には甚だ氣の毒なれども婦人社會一般の發達進歩には換ふるを得ず一二の溺死者の爲めに水泳の稽古を斷念せんとするが如きは我輩の取らざる所なり（明治三十二年七月十二日）

### 文明の政と教育の振作

現内閣の一大重任として最も力を致す可きは支那問題に處して國權國利を全うするの一事なれども之と同時に當局者に於て忘る可らざるは教育の主義を改め社會の氣風を一變するの責任あることは是れなり抑も維新以來官民上下共に所謂開國進取の國是に依り舊物を破壊し弊習を掃蕩し一意専心文明日新の進歩に餘念なく駸々乎として一直線に進み來りしものが中途にして方針遽に一變し種々の奇態を演じたる中にも學問教育上に一種の痼疾を醸し今日に至るまで其患を遺したるは彼の明治十四年の政變の結果に外ならず蓋し其政變は政府部内の事情より發したる一時の出來事にして特に怪しむに足らずと雖も時の當局者は何の見る所ありしか政變と同時に突然教育主義の一變を謀り以て文明進歩の氣風を排斥するに勉めたるこそ抑も大間違の本源なれ當時の騒動は實に非常のものにして殆んど世間に忘れられたる所謂鴻儒碩學の老先生を呼起して全國官公立の學校に四書五經の經義を講ぜしめ古人の嘉言善行と稱し極めて苛烈の性質を帯びたる忠孝節義の例を編纂して生徒に讀ましむる等、只管極端なる古主義を奨励し甚だしきは開港場の商業學校にて英語を生徒に授けんとして其筋の公許を得る能はざりし奇談さへあり十四五年より凡そ數年の間政府

の復古熱は甚だ盛にして彼の府下に於て漢書を再版するが爲めに特に印刷會社を起し一時その出版物の賣行頗る多かりしも此頃の事にして即ち儒教復活の時代と云ふも可なり一見一場の滑稽に似たれども教育の効果は恐る可きものにして當時の當局者が一時の酔より醒めて殆んど醉中の事を忘れたる頃に至り一般教育界の醉態は漸く發して往々社會の事實に現はるゝもの少なからず排外守舊の氣風次第に流行して政府の當局者をして之が爲めに毎度不如意を感じしめたるは取りも直さず當年の結果に外ならず論より證據その氣風は何れの邊に最も濃厚なるやと云ふに第一に政府の文部省並に官立學校の邊にして事實に掩ふ可らず即ち儒教復活の時代に直接間接に其教育薰化を受けたる輩は今や正に頭角を社會に露はすの時期にして然かも其輩の根據は教育界の本場とも云ふ可き場所なれば之を抜くこと容易ならず最近の例を擧ぐれば昨年條約改正の實施に際し一方には遠人倚安の旨を體して頻に警むる所ありながら一方には彼の私立學校令の如き一種教育上の排外令を發したるは即ち日本政府の文部省にして其前後不揃の狂態は年來の痼疾の甚だ淺からざる徵候として認む可し文部省既に然り況や其管下の學校に於てをや官立學校の教員生徒に兎角排外守舊の氣風多きは其原因甚だ明白にして今更怪しむに足らざるなり思ふに當時に於ては條約改正未だ行はれざるのみならず日本の地位勢力は充分に世界に知られずして外交上の關係も緊密ならざりしが故に國中に如何なる思想が行はれ如何なる氣風が盛なるも直接に外交上に影響すること割合に少なりしかども今日は然らず外國人は國內に雜居することゝ爲りて彼我の交際往來次第に頻繁ならんとする尙ほ其上に日清戰爭に引續き今回の支那事件に付き日本の地位は列國に認められて次第に高まると共に外國人の我國情に注目する度は更に一層の精密を加へ隨て一方に其進歩の意外なるに驚くと同時に一方に竊に之を憚かるの情を生じたるは申す迄もなく或は國際間の猜忌心より些末の點にまでも

注意を怠らず其缺點を見出して何か利用せんとするものさへある可し今日の日本は當時の日本と殊にして外交の關係甚だ微妙なる此場合に際し國中に排外の氣風流行して動もすれば外人を敵視するの言動を演ずることもあらんには感情の行違を生じて外交上に意外の不利を見ざるを得ず當局者の大に心を勞する所なる可し我輩の竊に推察する所なり外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政、以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしむることを努む可しとは政友會の綱領に明言する所にして思ふに現内閣の方針も亦こゝに在ることならん一點の非難もある可らずと雖も實際に此方針を實にして文明の政、以て遠人を倚安せしめんとする其手段は如何す可きや法律を明にし警察を正しくして生命財産の安全を保護するは文明の政にして固より政府の大に努む可き所なれども人間の交際は單に法律一偏に依頼するを得ず殊に遠來の外國人に交はり其安心を得せしむるには法律上、内國人同様に待遇すると同時に實際上にも決して彼我の區別を爲す可らざる筈なるに殊更に一種の規則など設けて他の自由を制限せんと試みるのみならず或は官邊教育家の中には生徒に對する公然の演説に外人を毛唐赤髻など呼びて憚らざるものありと云ふ取りも直さず他を異類視するものにして排外氣風の盛なる以て知る可し我より彼を異類視すれば彼も亦我を異類視するは勿論にして圓滑の交際は到底望む可らず本來西洋人は一般に人種宗教の區別を云々する中にも近來は人種論頗る喧しくして東洋人を視るに動もすれば猜忌の眼を以てする者ある折柄、此方より斯る舉動に出づるときは恰も他の急所に觸れてますゝ感情を激發せしめ其影響として外交上に非常の不利を招かざるを得ず經世家の大に注意す可き所なれども今の社會に行はるゝ排外の氣風は教育の主義に由來すること明白にして即ち前年儒教復活の結果が今日に現はれて正に其害毒を逞うしつゝあるものなれば今その害毒を根柢より撲滅せんとするには亦自から教育の力に依らざる可らず教育の弊害

は教育の力を以て之を矯むるの外に手段なければなり教育の振作云々とは是れ亦政友會の綱領に明記する所にして如何なる手段を以て振作の功を收むるの心算なるや知る可らずと雖も所謂外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしむるの目的を達するには第一に今の社會に行はるゝ排外の思想を一掃すること必要にして教育の振作と文明の政と兩々相待て始めて外人を倚安せしめて法治國の名實を全うするを得べきのみ即ち我輩が現政府に教育の主義を改め社會の氣風を一變するの責任あるを認むる所以なり然り而して我輩が此事に付き現政府の責任を認むる所以のものは單に政友會の綱領を捕へ來りて其實行を責めんとするの趣旨に非ず之を外にして別に大に責めざる可らざるの理由あればなり抑も明治十四年の政變に際し伊藤現總理は確に政府當局者の一人にして其事情顛末を熟知したることならん聞く所に據れば儒教主義復活の騒動は恰も伊藤の洋行中に起りたる事實にして當人は毫も與り知らずとの辯解もあるよし或は然るやも知る可らずと雖も本來彼の騒動は政變に伴うて發したるものにて既に政變に關係しながら獨り其事を知らざるの理由はある可らず蓋し伊藤平素の主義より察すれば眞實心の底より儒教の復活など主張する筈なければ或は中心には其事の非なるを認めながら政府部内の形勢、到底これを制止するの力なきより止むを得ず傍觀に付したるには非ずやと竊に推測する所なれども當人に於て全く知らずと言へば夫れ迄の事にして強ひて争ふの必要を見ず姑らく其言に従ふ可しと雖も兎に角に伊藤は當時の當局者の一人にして殊に重要な地位を占めたることなれば假令ひ事の發頭者ならずとするも其責任は斷じて免かる可らず我輩の確に認むるものなり何は兎もあれ十數年前失策の結果、恰も今日の實際に現はれて排外思想の流行を致し外交上の障礙少なからざるは勿論、國家文明の進歩を滯滞せしむるの弊害を醸したるは眼前の事實にして苟も經世の志あるものならんには決して之を默々に付するを

得ず當局者にして果して茲に見る所あり從來の主義を一變して教育を振作し其弊害を矯正するの決心ならんか我輩の大に賛成する所にして之が爲めには敢て一臂の勞を辭せざる可し爾來伊藤は再三總理の地位に立ちたれども今や次第に老境に瀕して政治上の生活は最早や長きを期す可らず今回の當局は或は最後の舞臺なるやも知る可らざれば老後の思出に大に奮發して教育主義の刷新を斷じ社會の根柢より排外の氣風を一掃して年來の責任を果して國家に對する義務を全うするの覺悟なかる可けんや我輩の切望に堪へずして一言敢て勸告する所以なり（明治三十三年十一月十六日）

## 社會交際

### 差當り遊廓の始末を如何

日本男子の品行を高尙にして社會の根柢より不潔汚醜惡風を一掃するは我輩の望む所なれども此事たる今の社會には容易に行はる可き沙汰に非ず自から時代の推移と共に人間智徳の進歩を待つの外なしとして我等の差當り勸告せんとする所のものは兎に角に表面の體裁を清くし不潔の分子は之を社會の暗處に隱伏せしむるの一事にして俗に云ふ暗闇の恥を明處に持出す其反對に明處の恥を暗闇に隠くさんと欲するのみ本年七月よりいよ／＼内地雜居の上は外國人の内地に入込む可きは無論その往來交通もます／＼頻繁と爲り日本社會の情態は一々彼等の眼に映じて美醜善惡共に世界の批評に上らざるを得ず即ち從來は日本國內狹き處に行はれて怪しむものもなかりし些細の事柄も外國人の見る

所にて不思議異様の觀あれば忽ち彼等の目を驚かして滿世界の評判を免かれざる中にも殊に彼此相對して大に異なる所のもは男子の品行にして彼國に於ては内面の内實は兎も角も表面は甚だ清潔にして一點の汚醜を現さざるに反し日本社會の有様を見れば亂暴狼藉、沙汰の限りにして公然、醜を恣にする其醜態は彼等の最も驚く所なる可し若しも今日の儘にして改めざるに於ては日本國の恥を世界の表面に晒すものにして國の輕重にも關する次第にこそあれば國民たるものは自から省みて銘々に注意す可きこと肝要なりとして扱我輩が更に政府の注意を望むものは遊廓の始末なり明治の初年京濱鐵道開通の當時、横濱神奈川間の海面埋立地に線路に沿ふて遊廓の設置を許したり即ち今の高島町と稱する所にして大小の妓樓軒を接して繁昌を極めたりしが爾來外國との交通頻繁なるに隨て外國人の京濱間を往來するもの多きを加へ殊に夫人令嬢等同伴にて來遊したる外客などは斯る場所を通行するは家族の手前、何分にも堪へ難しとて不平を唱へ其非難一方ならざるより政府にても始めて心付き遊廓移轉の議を生じたる其中に一方には條約改正の談もありいよ／＼此儘には捨置く可らずとて明治十五年井上外務卿の時に政府より直に取拂を命じたり其取拂は唯その遊廓を他に移したるまでにして事實に於ては一軒の妓樓を減じたるに非ず當時取拂はれたる遊廓は何れかの場所に移轉して今に相變らず繁昌しつゝあることならんれども社會の體裁とは即ち此邊のことにして外國交際の上には大に注意す可き所なり世間或は廢娼の説を唱ふるものあり現に前年或る地方などにて之を實行したるの例もなきに非ざれども社會經世の點より見れば廢娼など思ひも寄らず我輩の全く反對する所にして寧ろ必要と認むるものなれども其醜態を公にして人の耳目に觸れしむると成る可く之を祕して表面の醜を裏むとは非常の相違にして即ち文野の分るゝ所なり西洋諸國の如き素より賣娼の事なきに非ず否な實際には盛に行はれて繁昌一方ならざれども公然遊廓を構

へて醜業の店を張るが如き絶無の沙汰にして他國人等は其所在を知らんとするも容易に知るを得ず一見これを認め得るなどは到底望む可らざるに反して我國の遊廓を見れば大厦高樓、儼然一廓を成して人の耳目を惹くことを勉め然かも青天白日、老若男女の輩が通行する市街地に軒を並べて公然、醜業を營むが如き外國人の眼より見たらば何と評す可きや我輩は只赤面の外なきのみ例へば東京府下にては品川新宿の如き孰れも市街地にして殊に交通往來の衝に當ることなれば差當り他に移轉せしむるの工風こそ肝要なれ又吉原洲崎の如きは市街を離れて自から孤立の姿を成せども其體裁は一層盛大を極め或は之を東京繁華の一に計へ其繁昌に誇る程の始末にして首府の一大汚點にこそあれば是れ又何とか工風して醜態を恣にせしめざるの趣向なる可らず其他大阪京都名古屋等の如き遊廓の有様は孰れも同様にして孰れも工風を要す可きものなり我輩は敢て遊廓妓樓の撲滅を主張するに非ず實際の必要は萬々承知する所なれども只その表面の醜を内に秘して文明國普通の態度を取らんと欲するのみ横濱高島町の遊廓の如き十五六年前既に移轉の必要を感じて之を實行したり今や全國開放内地雜居、日本國中は恰も當時の横濱と同様に見る可きものなれども差當りの必要は東京を始め大都會の地にして先づ其地より始めて實例を示すときは各地方に於ても次第に其例に倣ふて遂に一般に行はるゝに至ることならん斯く云へばとて今年今月より即刻遊廓の取拂など過激の處置は決して望む所に非ず當局者に於ていよゝゝ事の必要を感じたらば自から之に處するの工風ある可し其工風は之を他に一任して我輩は只その注意を促すのみ(明治三十二年二月十五日)

## 東西同化

開國以來我國の改進々歩は西洋文明の賜に外ならず何人も疑はざる所にして今後ますます進んで其文明を實にし遂に東西同化の域に達せしむるの必要を認む可し今日の實際に政治法律交通軍事等の施設は純然たる文明の觀を呈すれども一般の風俗習慣に至りては依然舊習を改めざるもの多し西洋人の眼より見るときは尙ほ一種の東洋國たるを免かれざる其感情は自から公私の交際上に現はれて種々の不都合なきを得ざるのみか一たび微妙の問題に觸るゝときは或は文明列國の交際外に排斥せらるゝの成行も圖る可らず大に警しむ可き所のものなり例へば言語文字の如き論者の中には日本には國有の日本語あり強ひて外國語を學ぶに及ばずなど云ふものなきに非ざれども外國の語を學ぶは其文明を輸入するに最も必要のみならず双方の感情を和し交際を親密にするが爲めにも甚だ有效なるを見る可し例へば我國は支那に對して利害の衝突より遂に干戈を交ふるに至りしかども双方共に同文の國なりと云ふの一事は戦後の交際を滑にするに非常の效力ありしは疑ふ可らざるの事實なり今もし日本國民が廣く外國語を解して日本人の外國に行くものは彼の國民と自由に談話し又外國人の我國に來るものは到る所言語の通用に差支なしとあれば恰も兄弟國の感を爲して其交情自から親密ならざるを得ず況んや内地雜居の日は既に眼前に在り商賣の取引にも日常の往來交際にも其必要はいよゝゝ急なるに於てをや國民をして廣く外國語に通ぜしむるの工風肝要なる可し又宗教の問題に就ては或は飽迄も外教を排斥せんとするもの少なからず過般巢鴨監獄の教誨師事件に關して喧しき物議を生じたる如き又今度の新政黨の政綱中に宗教に内外を區別するの箇條ありとか云へり政治上に宗教を云々するの無稽なるは申す迄もなければ別問題なれば之を擱き抑も宗教の本旨は善を勧め惡を誡しめて人心を感化するに在り苟も其本旨に背かずして感化の效能あるものならんには如何なる宗教にても差支ある可らず佛教の如き古來我國に行はれて其效能最も著しきもの

なれば今後ますます其發達弘布を謀る可きは無論なれども之が爲めに殊更に外國の宗教を排斥するなど思ひ寄らざるのみか我輩に於ては寧ろ多々ますます外教輸入の必要を認むるものなり今の日本にて四千何百萬の男女の中、眞實宗教に歸依するものは何千萬人ありやと云ふに恐くは其半數にも過ぎざることならん假に二千萬人とするも残りの二千萬人は無信仰の男女にして感化の必要あるものなり左れば多數の日本男女は正に信仰の缺乏を感ずるものにして世安の爲めに容易ならざる次第なれば苟も其缺乏を充すの宗教ならんには内外の區別を問ふの暇ある可らず況んや耶蘇教の如きは廣く西洋諸國に流行して人心感化の效能甚だ大なるは明白の次第にこそあれば之を輸入するに何の妨ある可きや我輩は宗教の區別を問はずして只その宗教に入る男女の一人にても多からんことを望むものなり斯くて内外の宗教が相共に國內に行はるゝ其結果を如何と云ふに本來佛教は日本固有の宗教に非ず其本國の印度より支那朝鮮を経て我國に傳はりたるものなれども古來流行の久しき今日に至りては全く日本の宗教として之を怪しむものさへもなしと云ふ耶蘇教とても同様にして其傳來尙ほ新なるが故に或は外教として排斥するものもあることなれども次第に歲月を経過するに隨ひ次第に日本の人心に入りて遂に固有の宗教と認むるに至る可し即ち宗教の同化とも見る可きものにして自然の成行疑を容れざる所なれば強ひて其區別を云々して之を排斥するが如き無智の舉動と云ふ可きのみか漫に外教排斥など云々して獨り自から喜ぶときは外國人よりは東洋の異教國と認められて國交上にも非常の不利を蒙らざるを得ず今の世界に宗教の關係は極めて微妙なる問題にこそあれば論者に於ても其邊の關係に注意す可きは無論眼界を廣くして事の成行を察し寧ろ外教の輸入を促して内外宗教の同化を謀ること肝要なる可し敢て望む所なりとして扱文明同化の一段に至りて我國人の大に猛省せざる可らざるものは我輩の毎度論述する日本男子の品行なり東西比較し

て風俗習慣自から同じからざる中にも一夫多妻の醜行は文明國人の最も擯斥する所のものにして日本に此事實を存する限り外國人と眞實の交際は到底望む可らず或は其醜行も極めて秘密にしたがら時として社會に暴露して面目を失ふ次第ならんには致方なけれども今の男子輩の所行を見れば公の最も公なるものにして内外に幾多の婢妾を蓄へ何十人の子女を養ふて憚らず甚だしきは其妾宅に公然、知己朋友を案内して之を饜し恰も妾の美を人に見せて誇るものさへもなきに非ずと云ふ言語道斷沙汰の限りにして我輩に於ては他人の事ながら赤面に堪へず如何に西洋文明を唱へて一切の事物を改むるも眼前に斯る始末にては俗に云ふ頭隠して尻隠さず其苦心經營も百日の説法に終らんのみ其醜行の病源を一朝に根絶するが如きは遽に行ふ可らず我輩に於ても飽くまでも承知する所なれども既に文明同化の必要を悟りたる上は先づ差當り表面の醜態を謹しみ外國人の指斥を避くること目下の急なる可し我輩は立國の必要より東西同化の事を論ずるに就ても殊に此一事の緊急なるを認むるものなり（明治三十二年四月二日）

### 社會の品位

物の價を計るに貨幣を以てするに等しく人間の位を定むるにも自から標準なきを得ず其標準とは即ち智徳にして智徳の程度を察すれば以て人間の位を知り又以て其社會の品位を知るに足る可し今、日本人と西洋人と相對して智徳の標準より其位を比較すれば双方共に自から長短優劣なきを得ず日本人には智徳高尚の君子少なからざると共に彼國人にも無智敗徳の輩なきに非ず一個人の場合に於ては一概に判断す可らざるものありと雖も社會全體の上に現はれたる智徳の程度、就中男女間に於ける徳義の一段に至りては殘念ながら彼の社會一般に品位の高尚なるものあるを認め

ざるを得ず例へば政界の事實に就て見るも彼の社會にては苟も男女間に關する失行とあれば假令ひ偽似の艶罪にても輿論の制裁甚だ嚴重にして失行者は一言の辯解もなく自から身を退かざるを得ず實際の事例にも乏しからざる其反對に我國の政治家は品行の一點に就ては甚だ安心にして如何なる不徳を犯すも之が爲めに社會に擯斥さるゝの掛念なしと云ふ政界の如きは社會具瞻の地位にして世人の一般に注目する所なるにも拘はらず尙ほ且つ然りとあれば他は推して知る可し我輩は世界の文明國に對して赤面に堪へず常に遺憾に思ふ所のものなれども顧みて世間を見れば社會の中には品位高尚の君子にして我輩と説を同うするもの固より少なからず殊に近來は文明進歩の大勢甚だ急にして日本一國に限りて從來の故態に安んずるが如き到底許さざる所なれば今の男子輩にして速に其圖を改めざるに於ては社會の形勢いつの間にか一變して意外の不覺を取ることある可し廣き社會の中には自から種々の人物あることなれば物數寄にも時勢の赴く所に從ひ種々の趣向を案じて他を苦しめ自から快とするものなきを期す可らず例へば有名なる大政治家が演壇に於て正々堂々熱心に大抱負を述立つる演説の最中に場の一隅より簡單なる冷語を放て公衆の前に其内行を摘發せらるゝときは冷評短なりと雖も其力は反對の攻撃よりも大にして折角の大演説も百日の説法に歸することある可し又當世の紳商輩などが外國人と組合ひ何か事業を計畫せんとして相談殆んど熟するの場合に其紳商の平素の行狀に關する一片の祕書飛んで相談對手なる外國人の細君の手に入ることあらんには假令ひ全く破談に至らざるまでも事の進行に多少の難儀を感じざるを得ざる可し固より兒戲の手段に過ぎざれども兒戲の手段尙ほ能く其輩の威望信用を動かすに足るのみならず斯る手段の行はるゝや否やは兎も角もとして今後の成行を察するに社會一般の品位、次第に上進して醜行男子の身を寄するに困難なるの時運到來は決して遠きに非ず其輩に於ては果して謹しむ所を知るや否

や若しも謹しむ所を知らざるに於ては我輩は餘儀なく之を社會の外に擯斥し去り高尚清潔なる國民と共に社會の品位を維持せんと欲するものなり（明治三十二年五月二十二日）

### 宮内大臣の告諭に就て

今回宮内大臣は一篇の告諭文を發し華族の婚姻に就て注意する所ありたり此邊の事は大臣の告諭までもなく華族自身に於て銘々に注意す可き所なるに目下の有様を見れば實に言語道斷にして華族中の名家にてありながら父子三人共におのゝ妾を蓄ふるのみにて一家の内に一人の妻をも見ざるものさへなきに非ず或は斯る場合は稀有の例なりとするも近來華族社會に家風の修まらざるもの多きは實際の事實にして自から掩ふ可らず大臣の告諭は誠に至當の注意なれども我輩は單に一片の注意のみに満足するを得ず寧ろ嚴重なる制裁を設けて其風儀を取締らんことを望むものなり華族の婚姻に就ては親族協議の上、部長に申立て云々の内規もあり又華族令に於ても規定する所あれども實際に一定の制裁を缺きたればこそ次第に風儀を害したることなれ往昔封建の時代に士族の婚姻法は各藩に於て多少の相違はあらんなれども孰れも大同小異なる可しとして現に我輩の知る所の或る藩の例を記さんに藩の大法に藩士たるものは如何なる家より妻を迎ふるも政府に於ては一切差構へなしとて大に自由の門を開きながら扱實際に結婚の認可を政府に申達するには組々の月番の手を経るの順序にして其月番には素より認否の權なけれども若しも月番に於て不正當と認むるときは意見を付して之を次の月番に廻はし次の月番も亦かくの如くにし月番の變はる毎に轉々廻送せらるゝのみにて到底政府に申達するの期なきが故に實際には全く婚姻を許さざると同様の結果を見るのみ其處置法甚だ妙なりと



云ふ可し華族の内規に親族協議の上、部長に申立云々は一寸類似する所あれども實際の妙用は迎も望む可らざることならん右は藩士婚姻の場合なれども大名に至りては或は嫡出の子なき場合には庶子をして相続せしむる例はあれども側室のみにて正妻を迎へざる如きは斷じて之を許さず殊に徳川當初の制度に於ては他人の家より養子をも許さざりしが故に嗣子なきが爲めに家の斷絶したる例さへなきに非ず其制裁の嚴重なりしを見る可し封建時代と今日とは自から時勢を殊にすれども華族の家は一種特別の榮譽を興へられて社會の上流に位し其家風品行は自から一般の儀表とも爲るものなれば一層制裁を嚴重にして體面を維持せしめざる可らず我輩の所見を以てすれば其地位に對して不正當と認むる婚姻は申すに及ばず正妻を迎へずして妾のみを蓄ふる如き不倫の行爲は斷然これを禁じ又養子の習慣は容易に廢するを得ざることならんれども庶出の子を繼承者として華族の榮譽を承けしむる儀は如何なる場合にも一切相成らずと嚴重に規定あらんことを望むものなり或は今の自由の世の中に恰も法律を以て一家の事に立入るは如何あらんなど云はんれども華族は所謂帝室の藩屏にして特別の待遇を受くることなれば自から之に對する相當の制裁なきを得ず制裁を嚴にするは即ち之を保護して體面を維持せしむる所以なりと知る可し若しも今日の如く不始末を極め一方には非常の特典を蒙りながら其品位は次第に下落して社會の風儀を害するのみなるときは世間に於ては之を有害視して華族無用の説を生ずるに至るやも知る可らず否な他の排斥を待たずして自から滅亡を告ぐるることならんれども新華族は別として大名公卿の家は其由緒経歴も古くして之を造らんと欲して容易に造る可らず自から國の名物とも云ふ可きものにして其衰滅は甚だ惜しむ可し左れば其維持保存の爲めには特典に相當する制裁を設け世間の物議を招かずして永く體面を保たしめんこと希望に堪へず宮内大臣の告諭を一讀して聊か心付きの次第を述ぶるのみ（明治三十二

年七月二十五日）

## 盃の獻酬を止めにす可し

年末の季節に近づきたるに就ては忘年会などもおひく開かれて宴會又宴會夜を日に繼で明年の新年會まで連続することならん日本流宴席の不體裁は今更ら申す迄もなしとして差當り其席にて警しめたきは盃の獻酬なり此程某處の宴會の折、獻酬廢止の説を唱ふるものありて一同の賛成を得たるよし甚だ善し盃の遣取りは宴席を亂に誘くの本にして實際に無益なるは勿論、更に怖る可きの危険ありと云ふは外ならず病毒の傳染を媒介すること是れなり梅毒肺結核等の病毒が盃より傳はるの場合多きは往々世人の知る所なれども是種の病毒に比して一層傳染し易きは彼の最も厭ふ可き癩病なり肺結核の病毒は痰の中に存して唾液等には之を認めざるが故に病人の飲みたる盃と雖も痰の附著せざるものは之を口にするも先づ傳染の危険はなけれども癩病に至りては然らず一滴の鼻汁もしくは唾液を點じたる酒盃を口にすれば病毒の傳染は必然にして最も怖る可きものなりと云ふ或は昨今の時節には神戸大阪邊より來りたる客と對酌して何時の間にかペストの病毒に感ずるが如き危険もある可し宴席には必ず盃洗の用意ありて獻酬の際には盃を洗ふの例なれども猛烈慘酷なる病毒は一寸冷水に洗ひたるぐらゐにて消滅す可らざるは無論衆人の口にしたる盃を洗ひ又は飲掛けの酒を注ぎ入るゝ盃洗こそ寧ろ危険の掛念なきを得ず殊に今の宴會は客と客との獻酬に止まらず藝妓酌女の如き衛生上にも甚だ怪しむ可き婦人等さへ對手にして盃を遣取りし甚だしきは一個の盃を飲廻しにするなど不用心の極にこそあれば苟も病毒傳染の危険を知り其身を愛するの心あるものは盃の獻酬は斷じて思ひ止まる可し獻酬を止

盃の獻酬を止めにす可し

五七九

むるときは飲むものは自由に飲み飲まざるものは飲まず然かも飲まざるものが強ひて盃を押付らるゝの迷惑を免かるるまでのことにして實際に何等の差支を見ざるのみか之が爲めに幾分か亂暴混雜の不體裁を減するに至る可し宴會の始末に就ては言ふ可きこと尙ほ多々なれども盃の獻酬は取り敢へず廢す可きものなり（明治三十二年十二月二十日）

### 今の宴會は封建時代の陋習なり

今の世間に行はるゝ宴會の不體裁は全く封建時代の陋習に外ならず抑も徳川の時世に一般の氣風は甚だ質素なりしかども大阪の有様を見れば全國の金權は殆んど同地豪商の掌中に存して西國筋の諸大名は勿論凡そ國中の各藩にして大阪の商人に金の融通を依頼せざるものなし即ち各藩共に大阪に倉庫敷なるものを置き藩の貢米を引當に商人より金を借受けたる次第にして或は封建時代に大名と商人との關係を見れば貸借の約束も甚だ危険にして大名の威光を以て其約束を破らるゝも如何ともする能はざるが如くなれども實際に於て決して斯る心配なしと云ふ其次第は商人間の聯合甚だ密にして一たび違約したるものには何れの家に到るも一切貸出を謝絶せられて金融の道全く塞がらざるを得ず封建の大名は所領何萬何十萬石と稱すれども其収入は米穀のみにして平生金の用意は甚だ乏しきの常なれば例へば江戸の屋敷が失火に罹り直に普請を要するなど一朝遽に金の入用も測る可らざるに若しも平素大阪の商人に信用を失ふときは斯る急場に際し非常の困難に陥らざるを得ざるが故に如何なる大名にても曾て違約するものなしと云ふ天下の金權が自から大阪の豪商に歸したる所以にして右は只貸借の始末を記したるものなれども扱その金談に付き藩の役人と商人と相會する場處は都て彼の茶屋揚屋にして用談の頻繁なると共に會合も亦頻繁にして連日連夜の會合いづれも

是種の家に於てし其席には必ず藝妓を侍せしめ酒池肉林恰も長夜の宴を演じて贅澤の限りを盡くしたることなり當時大阪花柳界の繁昌は殆んど之が爲めに維持せられたる程の次第にして其全盛は故老の今に記憶する所なる可し今日に至りても大阪の邊に是種の宴會の盛に行はるゝは畢竟封建時代の陋習を遺傳したるものに外ならず又江戸の有様は如何と云ふに二百何十年來太平の積弊として旗下の如き全く三河武士の舊精神を失うて遊惰放逸に流れ自宅に藝妓を聘して酒宴を催すなどの沙汰は敢て珍しからず又各藩の留守居と稱する者は恰も當時の外交官にして大に金を散じて豪奢を極め常に花柳界などに出入したることなれども右は孰れも一小局部に行はれたるものにして世間に於ては之を度外視して一般の風儀は都鄙に論なく甚だ質素清潔なりしに然るに王政維新の一舉封建の舊慣を破壊したると共に政府の要路を占めたる所謂貴顯の輩が無遠慮にも磊落書生當時の醜態を其儘に露出して憚からず爲めに一般の氣風を汚したること少なからざれども其輩の醜態は維新の前後兵亂殺伐の餘弊に外ならざれば尙ほ恕す可しとして爰に堪へ難きは殺伐の沙汰も全く收まり社會の事々物々都て文明進歩の一方に向ふて著々面目を改めつゝある其最中に宴會の一事のみ封建時代の陋習を傳へて更に醜態を呈するに至りしこと是れなり今日の實際を見るに商賈人實業家の輩は申す迄もなく官吏學者の流に至るまでも相談會と言ひ懇親會と云ひ留送別會と云ひ或は招待と云ひ返禮と云ひ其集會は必ず宴會にして宴會に酒を飲むは固より差支なければ其席上の有様を見れば亂暴至極にして一言たゞ醜と評するの外なし然かも其宴會の費用を問へば一夕何百圓を費すは尋常のことにして少しく交際の廣き輩に至れば宴會の約束に殆んど虚日なきのみならず一夕に二三箇所出席は珍らしからずと云ふ而して其宴會は如何なる必要に出づるものなりやと云ふに相談集會とは本の付たりにして只相集まりて酒を飲み例の醜態を盡し競ふて金を散するに過ぎずと云ふ前

に記したる封建の時代に大阪江戸の醜態は自から一局部に止まりたるものなるに今日は然らず社會一般の風を成して然かも其醜態は昔日の比に非ず今の宴會は封建の陋習を遺傳してます其醜を大にしたるものと云ふ可し思ふに今代の文明世界に於て公然かゝる醜態を演じて憚らざるものは孰れの國に見るを得可きや日本も既に文明國の仲間入りしたる以上は外に對するの體面よりするも斷じて謹む可きは勿論なれども目下の時勢を観察するときは我輩は今日の如き宴會沙汰の到底永續せざるを斷言するものなり從來我國の商賣甚だ幼稚にして各種の營業も總て政府に依頼して事を成したる當時に於ては所謂御用商人の輩が權門に出入して御機嫌を窺ひ或は自家の別荘もしくは料理屋に貴顯の人を招きて酒を飲ましめ其歡心を得んとするの手段なども頻りに行はれて又實際に之が爲めに利したることも多かりしことなれども今日は時勢一變して日本の商賣も大に發達し其變化非常に急にして漸く西洋風に近づかんとする此時節に際し商賣と宴會とを混合して酒席の交際に何か利せんとするが如き時候おくれの沙汰にして若しも斯る心得を以て今後の商界に處する者は其運命も大抵知る可きのみ數年前或る銀行員が用務を帯びて英國に渡航し英蘭銀行の重役とも交渉して其用務も滞りなく終りたれば一夕彼の役員を招待し懇親の意を表せんとて案内したるに彼等は其案内を不思議に思ひたるよしなりしかども兎に角に東洋珍客の招待なればとて來會したる其席上にて此方の大に驚きしは彼の役員相互の談話にしてお互に日々一室の下に事務を執りながら斯く打解けて緩るゝ晚餐を共にするは珍らしきことなりとて眞實珍らしげに話し合ひたる一事なりと云ふ實際の事實にして彼の商賣社會には同じ銀行會社の役員と雖も一所に集會して酒を飲むが如き極めて稀れなるを見る可し即ち文明の商賣人は甚だ多忙にして宴會などの暇なきのみならず商賣上の交際は實際に酒盃の間に相接するの必要を見ざるものなり然るに我國の商賣人の如き宴會の交

際を以て恰も其本職と心得、これが爲めに忙殺せられて家事は勿論、その業務さへも疎にする程の次第なりとは其相違の甚だしき只驚く可きのみ蓋し今の商人は尙ほ御用商人時代の舊を夢みつゝあるものなり否な未だ封建時代の陋習を脱せざるものなり斯る心得を以て商賣上に文明人と競争せんとするが如き到底思ひも寄らざる所にして若しも此儘にして悛むる所なきに於ては其競争のいよゝ劇烈なるに隨て遂に自から倒るゝの外なきのみ單に商賣實業家のみならず學者士流の輩も同様にして平生自から文明の新主義を唱へて舊習故慣を排斥しながら獨り宴會交際の一事に至りて封建の陋習に甘んずるとは何事ぞや今後對外の競争いよゝ盛にして其進歩いよゝ急なるときは宴安放逸の醜態の如き自から跡を收むるに至らざるを得ず明白の成行なれば其輩に於ても時勢の既に急なるを認め早く自から悛めんこと我輩の切望に堪へざる所なり（明治三十三年四月十八日）

### 老論跋扈

近來世事甚だ閑にして社會の風光寂寥を極めたると同時に世間に漸く老輩の氣焰を高め經濟上などに古風なる議論の横行を見るに至りしこそ奇觀なれ或は世人が老論の跋扈を眺めながら之に反對せざるは眞實その論に感服したるに非ず最初より取合ふに足らずとして之を度外視するものなるやも知る可らずと雖も兎に角に獨り老論をして社會に横行せしむるは取りも直さず少壯輩の無氣力を證するものにして我輩の斷じて取らざる所なり蓋し老年の輩が尙古懷舊の情に切にして其説の兎角消極退歩に傾き易きは人間生理の然らしむる所にして敢て怪しむに足らずと雖も今日の實際に老論獨り盛にして少論の甚だ振はざるは少壯者の怠慢に外ならず否な尙に我輩の所見を以てすれば今の少壯者は

氣力頓に餒えて早く既に老化したるには非ざるやの疑なきを得ず日新又日新事々物々新奇を競うて日も亦足らざるは今の世界の有様にして此世界に處して國の富強を謀らんとするには國民舉て心身のあらん限りを盡すも尙ほ其及ばざるを畏るゝのみ先頃獨逸の工業を視察して歸朝したる人の談に滯在中或人の紹介にて同國の鑛業家を尋ねたることあり同人は彼國にても有名の財産家なれば其邸宅の如きも必ず壯麗にして召使の男女なども多きことならんと想像したるに豈に圖らんや別に居宅とはなく常に事務所の階上なる一室に起臥して召使の男女は勿論、一人の給仕さへも置かず些末の用事も自身にて親しく之を辨じ執務に繁忙なる其有様は全く想像に反したるのみか五十餘歳の年齢にて未だ妻をも娶らず只管一身を事業に委して餘念なきは只驚くの外なし或は有名なる財産家にして家もなく妻もなしとは一聞奇なるが如しと雖も實際獨逸の事業家は是種の人物は決して珍らしからずと云へり獨逸が商工業上には歐洲の後進國にてありながら近年の發達進歩異常にして多年來の先進國をも凌駕せんとするの勢を呈したるは畢竟國民に斯る心掛のもの多きが爲めにして自から偶然ならざるを知る可し今我日本は始めて世界の表面に顔出したる新國にして其國力の素養は獨逸と同日の談に非ず大に進んで富強の實を成すは前途尙ほ遑遠にして或は日暮れ路遠きの感なきを得ず只心のみ急<sup>キ</sup>かるゝ次第にして國民たるものは必死に勉強して二人前も三人前も働かざる可らず實に多事多忙なる目下の場合に當り今の少壯輩の有様を見れば商賣實業等に從事し相應の地位を得て収入も少しく豊なるに至れば忽ち惰氣を催ほして早く既に若隱居を氣取り先づ邸宅を新築し書畫骨董を弄び或は洋服は起居に不便なりとて執務の間も日本服を著し僅々二三町の往復にも車に乗るなど繁劇なる執務に堪へざるの習慣を成しながら一方には交際附合と稱して用もなきに集會を催ほす其集會は則ち例の飲酒會にして毎夕毎夜これが爲めに殆んど忙殺さるゝの有様なりと云ふ

斯る始末にては心身の氣力次第に消磨するのみにして活潑の舉動など到底望む可らず彼等が窃に老輩の老論を冷笑しながら自から起て之を壓倒するの勇氣なく老論をして社會に横行せしむるが如き或は自身の精神も半ば老化して實際には殆んど老輩の仲間入りしたるには非ざるか何ぞ其奮はざるの甚だしきや其輩にして果して老化せずとならば即日より態度を改めて心身の働を活潑にし例へば左手には外國の著書新聞紙を繕きながら右手には十露盤を弾き人に接するには椅子に倚らずして立談に事を決し或は時として酒を飲むも茶屋に上り藝妓に酌さするなど洒落れた風は止めにして立ながら之を傾け出入には人力車の緩慢を厭うて自轉車にても飛ばすなど云ふ如く其身を軽くして縦横無盡に立働き文明多忙の業務は活潑なる少壯者に非ざれば之に當る能はざるの實を示し老輩をして眞實その後に瞠若たらしめんことを期せざる可らず我輩の敢て勸告する所なり（明治三十三年四月二十五日）

### 近時の流行

死者の爲めに銅像紀念碑を建て又は祭典を催ほすは我國近時の流行にして遠くは千百年前の人物より近くは王政維新日清戦争等に功勞ありし人々に至るまで其數甚だ少なからず或は親戚故舊の輩が相集まりて其仲間にて事を企て又は子孫たるものが祖先の爲めにするものならんには差支なしと雖も今日の流行を見れば廣く世間に向て寄附金を勸誘するなど其事に一身を委ね奔走周旋するものさへある程の始末にして何千回何萬回の金を集めて宏大なる像碑を建て盛に祭典を催ほすが如き抑も如何なる考なるや我輩の解せざる所なり蓋し古人の功德を追想感謝するは人情の自然にして毫も非難す可らず否な人間の美德として稱賛す可しと雖も是れは銘々の心に存することにして他人に強ふ可きも

のに非ず或は眞實國家に大功勞ありて國民一般に記念す可き人物ならんには廣く天下同情の人に訴へて其紀念物を設くるも可ならずやと云はんか我輩固より之に反對するものに非ず現に西洋諸國などにも大人物の死後に其功德の紀念物を設くるの例に乏しからず其事たる甚だ美なりと雖も斯る大人物は所謂不世出の英雄豪傑にして何百年の間に一二人を見るに過ぎざることならん然るに我國今日の流行は某の銅像と云ひ某の紀念碑と云ひ其數の多き殆んど指を屈するに堪へず我輩は今更ら古人物の輩出に驚くのみ或は單に生前の知己朋友か若しくは古人に縁故ある輩が相集まりて私に企つるものならんには他より云々す可き限りに非ざれども一般に金を募集して盛大なる企を爲すに至りては第一その當人に對しても大に遠慮せざる可らずと申す其次第は抑も今日の日本は決して太平無事の時に非ず經濟に軍備に外交に目下差當り經營す可きもの多々計ふるに足らず孰れも金と力とを要する事柄にして國民一般、必死に勉強して金を造り力を致して立國の基礎を固うするの外、苟も他念ある可らず喻へば一個人の場合にしても大に奮發して家産を起さんとし主人は勿論、家族一同眞黒に爲りて只管勉強の最中には先祖祭の如き敢て忘るゝには非ざれども姑らく之を他日に譲り家運隆盛の後に至りて盛に之を行ふこそ先祖の志にも適ふことならん世間にて云々する古人物の如き其功德は大小に論なく孰れも一意専心國の爲めにしたるものにして身後の始末など苟めにも心に關せざることなるに然るに今の世人が眼前に爲す可き事、爲さざる可らざる事、甚だ多くして些かの餘裕もある可らざる此時節に其人々の建碑紀念等の爲めに金を集めて盛大なる企を爲すが如き當人に於ては大に不平に堪へざることならん我輩は敢て古人の功德を無視するものに非ず深く心に記憶して其人物を追想するの情は決して世人に讓らずと雖も今日の時勢に紀念建碑の企の如きは寧ろ古人の志に反するものにこそあれば斯る企の爲めにする金と力とあらんには之を目下の緊急

必要事に費し他日國運發達して人民の銘々に餘裕を告ぐるの後に至り大に紀念の擧を企てんこと敢て希望に堪へざるなり（明治三十三年四月二十八日）

### 日本の金満家は多々ます〜利すること易し

日本國の富力は近年來著しく進歩したりと云ふも之を西洋諸國に比するときは尙ほ貧國と云はざるを得ず相違もなき事實なれども顧みて國中の有様を見れば徳川の封建時代には大名の奢侈贅澤を別として民間に富豪金満家の數は寥寥指を屈するに過ぎず或は時に奮發して大に金を造らんとするものもあるも政府の政法は常に金満家に不利にして貧人を庇護するの精神なるが故に到底目的を達するを得ず國中に大富豪もなく又大貧人もなく貧富粗ぼ平均して詰り貧國の實を免かれざりしに引換へ明治維新後、殊に近年に至り頻りに富豪の數を増して百萬圓以上の財産家は敢て珍しからず中には一代の間に數千萬圓の身代を成したるものさへなきに非ずと云ふ誠に盛なりと云ふ可し大體の上より打算すれば等しく貧國にてありながら封建時代に金を造ること困難にして今日に容易なるは如何なる次第なるやと云ふに自から種々の説もあらんなれども我輩の所見を以てすれば明治新政府の發したる新法律の結果と認めざるを得ず抑も徳川政府の政略は總て平均主義を本とし一切萬事この主義より割出したるは紛れもなき事實にして貧富平均の政令も亦その精神に外ならず其時代に於ても金を他人に貸して利息を收むるは固より正當の行爲にして之を咎むるものなしと雖も貸借の關係に付き若しも公の沙汰と爲るときは常に貸主の失敗に歸するの例にして貸金の抵當に土地家財を押領するなど思ひも寄らず只例外なるは有名なる宮寺もしくは御三家の名を以てするの貸金又俗に座頭金と稱する盲人

日本の金満家は多々ます〜利すること易し

の貸金にして是種の金に限りては政府の裁斷嚴重にして一步も假借せず借手に於ても苟めにも違約するを得ざれども其他の貸借に至りては前に記したる通り貸主の權利甚だ薄弱なるのみか或は御仁政など稱して一切貸金の帳消を命じたるの例さへなきに非ず又その時代に各藩にては大阪に倉庫敷なるものを置き藩の貢米を抵當にして同地の豪商より金を借入れ以て財政上の融通を謀るの常にして豪商輩の之が爲め利したることは尋常ならず恰も國中の金權を掌握したる程の次第なれども若しも大名が其金を借りながら違約して返さざるときは之を如何とす可らず看す／＼損害を蒙るの外なきのみ只實際に斯る沙汰を聞かざりしは若し苟めにも違約する者あれば同業の仲間固く相警しめて其大名に金を貸さざることゝ爲るが故に例へば江戸の藩邸が失火の爲めに焼失して急に新築を要するが如き場合などに忽ち金融に差支へざるを得ざるを以て敢て違約する者なしと雖も其違約せざるは法律の制裁を恐るゝに非ず單に金融の途の塞がるを恐るゝが爲めに外ならず左れば維新革命の變に際して大阪の富豪中に大名の違約の爲めに破産したる者ありしは實際の事實にして封建時代に於ける富豪家の境遇の甚だ頼み少かりしを見る可し斯くの如く徳川の政略が専ら富者を抑へて其發達を妨げたるは解す可らざるに似たれども若しも當時の日本に於て今日の如き法律の精神を以て貸借の關係を處置したらんには一般の貧民は少數なる富豪家の爲めに兼併せられて哀れ慕なき境遇に陥り一國全體の上に容易ならぬ影響を及ぼさざるを得ず經世家なるものゝ輕々看過する能はざる所にして如何なる政治家をして事に當らしむるも此外に適當の手段はなきことならん平均主義の妙處こゝに於てかいよ／＼明にして我輩に於ては當時の立國上に其政略の當を得たるを斷言するに憚らざるものなり然るに王政維新以來政令法律全く一變して専ら人民の私權を保護して如何なる場合にも權利義務相對して紫石稜々毫厘の情實をも容さざることゝ爲りたる其新法律の

結果を見れば封建時代の主義とは全く正反對にして貸したるものは必ず取り借りたるものは必ず返さざるを得ず法律の裁定甚だ嚴密にして若しも金を借りて返却の期限を誤るか又は利拂の延滞することあれば貸主は忽ち其抵當物を差押へ之を差押へて尙ほ不足なるときは他の身代を擧げて之を償はしめ萬が一にも損失の掛念なしと云ふ金満家の爲めには安全の上もなき次第にして貸殖せざらんと欲するも得べからず世間に金儲の手段は種々にして或は株式の投機に一攫萬金の沙汰もなきに非ざれども我輩の所見を以てすれば今日の貸殖法として凡そ金貸ほど有利にして且つ安全なるものはある可らず我國に於ける貸金の利息は通常一割乃至二割の常にして今こゝに十萬圓の金を一割五分にて貸付け六箇月切換として十箇年据置くときは元利合して四十二萬四千七百七十六圓と爲る計算なり利益の非常なるを見る可し今日の社會に新富豪家を以て鳴るもの少なからず如何にして其富を成したるやと云ふに或は中には眞實の事業家もあらんなれども我輩の知る所に據れば其中の一二を除きては一般に金貸の營業の爲めに利したるものに外ならず若しも其輩の中に眞實金貸業をせざるものあらんには果して誰れ／＼なるか試に指を屈して計へ見よ實際に殆んど絶無なるを發見す可し現に彼の富豪家なるものを見れば直接間接に銀行に關係せざるはなく大家の信用を利用し安く預りて高く貸し然かも其取立方は昔しの座頭金と一般、萬が一にも誤りなしと云ふ即ち新法律の結果にして富豪家の爲めには萬々歳なれども斯くの如く一方に於て多々ます／＼富むものあれば一方に於ては其割合にます／＼貧苦を感ずるものなきを得ず貧富懸隔の勢いよ／＼急なるは實際に免かれざるの成行なりと知る可し（明治三十三年十二月二十一日）

## 西洋富豪の事情は我國に異なり

近年來我國に金満家の増加したるは新法律の結果に外ならず間違もなき事實として我輩の認むる所なれども或は曰く貸したるものは必ず取り借りたるものは必ず返さしむるは文明法律の規定にして西洋諸國孰れも然らざるはなし獨り日本に於て之を怪しむの理由はある可らずとの説もあらんか誠に然り我輩は敢て今の法律に不平を懐くものに非ず否な文明國の法律は是非とも斯くの如くならざる可らざるを信するものにして今日の社會に徳川の平均主義を行はんとするなど到底思も寄せられども西洋の事情は我國の實際に比較して大に異なる所あるを知らざる可らず試に倫敦の利息を見れば平時は一朱と云ひ二朱と云ひ其割合甚だ低し或は西洋に於ても猶太人種の如き金貸業を営みて大に利を網するものなきに非ざれども是れは例外の沙汰にして金貸の如きは一般に薄利の業として認められ金満家は競うて其資本を事業の經營に放下するの常なるに反し我國の如き貧國の常とは申しながら金利は極めて高くして市中普通の銀行にても一割以上を唱へ或は二割に上るものも珍らしからず利益の最も多きは金貸業にして國中の金満家たるもの孰れも其業を營まさるなく之を營むものは非常に益するの約束なりと云ふ今の日本の富豪家は相率ゐて猶太人の事を行ふものと云ふも可なり又彼の國の有様を見れば金満家の金を積むもの甚だ多しと雖も一方には之を散することも亦甚だ少なからず例へば病院貧院その他の慈善事業に出金するものは孰れも富豪家にして貧民の貧苦を救ひ其感情を和ぐるに勉むるは勿論、學問教育の事にも頗る熱心にして一個人の資力を以て學校もしくは書籍館を建設し或は何百何千萬の金を既設の學校に寄附するが如き毎度の例にして計ふるに違あらず然るに我國の富豪家は多々ます、利するの

みにて公共慈善の事に大に金を投じたるものあるを見ず其輩の邸宅又は別荘に何十萬圓を費して結構の宏壯を極めつゝあるは世人の現に目撃する所なれども學校病院等の施設にして専ら富豪家の寄金に成るもの殆んど絶無なるは我輩の遺憾とする所にして貧民の眼より見るときは富豪輩は散々に吾々の膏血を絞りながら單に自身の奢侈贅澤の爲めに金を費すものにして強慾非道の極と認むることならん普通の感情に於て止むを得ざる所なり又彼の國に於ては富豪の人に於て財産を護る可き妻子なきときは死後これを教育慈善の事業に寄附するの常にして或は然らざるも其遺産の幾部分を是種の事業に投ずるもの甚だ多し此點よりすれば富豪の財産は恰も公共のものと見るも可なる程の次第なるに我國にては如何なる富豪家にも其財産は一錢も餘まさず之を子孫に傳へ若しも子孫なきものは他人の子を養ひ家を繼がしむると共に財産をも繼がしむるの習慣にして財産は必ず家に屬するものなる尙ほ其上に法律の保護甚だ嚴重にして苟めにも私有權を害せらるゝの掛念とてあらざれば子々孫々その財産はいよゝますゝ増殖するのみにて曾て世間に散することなかる可し即ち西洋諸國と我國と事情を異にする所以にして我國の新法律の特に富豪家の爲めに利なるを見る可し斯くて富めるものはますゝ富み貧富懸隔の勢日に急なると共に本來の貧國、高の知れたる金がいよいよ少数者の手に集まるとあれば一般の耳目も自から茲に集まりて富豪の一身は恰も社會の怨府と爲らざるを得ず其人々の爲めに謀りて我輩の餘所ながら掛念に堪へざる所なり(明治三十三年十二月二十三日)

## 我國に於ける貧富の衝突は極めて激烈なる可し

西洋諸國に於ては富豪家が頻りに金を散じて貧民の感情を和ぐること勉め公共慈善の事業に盡力するを以て社會

に對するの義務と心得、之が爲めに施設經營する所少なからずと雖も次第に世論の喧しきを致し彼の勞働時間制限の問題と云ひ同盟罷工の實行と云ひ孰れも貧民對富豪の運動の事實に現はれたるものにして其騒動一方ならず一見容易ならざるに似たれども彼の國に於ける社會問題の争は單に議論の争にして一方に攻撃するものあれば一方には之を辯護するものあり其聲の高き割合に事の實際は案外穩にして只争論の騒々しきを見るのみ曾て米國にて有名なる或富豪家の死するや葬送の當日、幾多の貧民その門前に群集して何事を爲すかと思ひの外、只その生前の酷薄なる所行を計へ立て某の破産したるも此者の爲めなり某の零落したるも此者の爲めなり公衆諸君よ吾々貧民を苦しめたる惡魔外道の葬式を見物せよやなど口々に唱ふるのみにして毫も亂暴の舉動に及ばざりしと云ふ斯る次第にして西洋の貧富論は其議論の盛なるに拘はらず容易に歸する所なく尙ほ此有様にて年月を經過することならん顧みて我國の事情は如何と見るに今日の處にては貧富の懸隔も未だ甚だしき切迫の事相を呈せず隨て其間の争論も尙ほ喧しからず第一に農民の如き米價騰貴の爲めに生活の餘裕を生じ糧糶を脱して新しき衣服を纏ひ稗麥を止めて米飯を食すること、爲り恰も鼓腹擊壤の有様にして復た不平なきが如くなれども多々ます、満足せざるは人情の常にして農民の生計は目下に於てこそ昔日に比較して聊か安樂を覺ゆれども一年經ち二年經つ其中には次第に現在の情態に不足を感じて更に大に求むる所なきを得ず又職工勞働者の如き近年來工業製造發達の氣運に連れ賃銀ます、騰貴して収入も頗る多けれども是れ又永く今日の儘に満足するものに非ず五十錢を得れば六十錢を望み六十錢を得れば更に七十錢を望み之を望んで得ること能はざるときは忽ち不平を唱へて同盟罷工等の舉動を演ずるに至るは必然の成行にして毫も疑を容れざる所なり而して其不平の向ふ所は即ち富豪の一身にして貧富論の發生は早晚免かる可らざるの機運なる其上に我國に於て特

に其機運の到來を速ならしむ可き一大動力ありと云ふは外ならず書生の一類即ち是れなり近年學校教育は頗る盛にして官私立學校を卒業するもの年々數を知らざる其卒業生の始末を見れば今日は官民の事業共に尙ほ草創の際にして人物を要すること多きが故に學校を卒れば五十圓六十圓の俸給を得るは敢て難きに非ざれども今後の成行を察するに社會の秩序漸く成り各種の事業次第に整ふに隨ひ書生の職を求むるに困難を感じるは明白なる事實にして其始末を如何にす可きや凡そ人生の苦痛は腦に充分の知識能力を蓄へながら胃の腑の空乏を告ぐるより甚だしきはなし年々學校より出づる幾千百の卒業生は孰れも日新文明の教育を受けて年少氣鋭、抱負の大なるに拘はらず立身出世の道は全く塞がれて職業に就くは勿論、衣食を得るの計さへも甚だ覺束なきに至る可しと云ふ不平ならざらんと欲するも得べからず其不平の發する所は即ち社會問題にして貧富論の一大動力は必ず此邊に存するを疑はざるなり而して其運動は如何なる性質のものなる可きやと云ふに西洋人は細に銘々の利害を案じて之を議論に訴ふるの常なるが故に貧富論に就ても双方共に賛成するものあれば反對するものあり議論の喧しき割合に實際の手段は激烈ならざれども一個人に於ても平生口數の少なきものは事に臨んで決斷に勇なるもの多し日本人は本來口に訥にして手に敏なるの人民なり其事實は今更ら證明するまでもなく吾々の日常經驗する所にして一旦決心したる以上は利害を顧みず生死を事とせず一直線に進行して止まざるの氣風なれば我國に於ける社會問題の争は西洋と大に其趣を異にして其性質必ず激烈なるものある可し我輩の斷言して疑はざる所なり北京の城門堅牢なりと云ふと雖も日本人の手を以てすれば之を破ること甚だ容易なり況んや富豪金満家の門に於てをや一たび貧富問題の破裂に遇はゞ忽ち木葉微塵に歸せんのみ茲に至りては警察法律の力も之を保護するに遑あらずして天下廣しと雖も頼るものはある可らず富豪家の前途甚だ危險なりと云ふ可し斯



る出来事の生ずるは社會の平和の爲めには極めて不祥なれども事の成行を想像すれば甚だ寒心す可きものあり我輩が富豪家の爲めに謀りていよ／＼掛念に堪へざる所なり（明治三十三年十二月二十四日）

### 今の富豪家に自衛の覺悟ありや否や

貧民對富豪の關係は前日來述べたる如くにして其間の衝突は早晚免かる可らず唯今後何年を経て果して其事實を見る可きやは固より豫言するを得ずと雖も目下の成行に徴すれば時機の到來案外に早きやも圖る可らず然かも日本人の性質として一旦衝突の曉には單に議論の争に止まらずして其手段の極めて激烈なるは殆んど疑を容る可らず富豪家の爲めには誠に怖ろしき次第なりと云ふ可し抑も今の富豪家の爲す所を見れば多くは金貨を業として高利を貪るものなれども日本目下の國情に於ては其輩が是種の貨殖法に従事するも自から止むを得ざる次第にして殊に外國との競争上には富豪の貨殖多々ます／＼多からんことを望まざるを得ず一國全體の上よりすれば人の富は即ち國の富にして富人の數多くして茲に富國の實を見る可し況んや今後國運の發達に隨ひ商工業の資本を供給し又自から其業に手を下すものは必ず此輩より出づることなれば我輩に於ては大に富豪家を歓迎せんと欲するものなれども如何せん滔々たる一般の人情界は貧富懸隔の事相を認めて富人が貧人を苦しむるものと爲し滿社會の怨望は自から富豪の一身に歸して其結果遂に貧富の争論を惹起し一大波瀾を醸すは必然の成行にして日本人の性質に徴すれば其争は極めて激烈ならざるを得ずと云ふ社會の平和の爲めには甚だ厭ふ可しと雖も然れども貧富の争論は今の世界の人情に免かる可らざるの數にして止むを得ざる次第なりとすれば富豪たるものは豫じめ其邊の覺悟して激烈なる衝突を避け他日の禍を免かるゝの

用意こそ肝要なれ我輩の敢て勸告する所なり身體財産の保護は自から法律の存するありと云ふと雖も人民の感情一旦破裂して急激の變を見る場合には法律の保護も頼む可らず富豪家自衛の道は平生より注意して社會の感情を和らげ以て衝突の禍を避くるの外なしとして本來その輩が世人の怨を一身に集むる所以の者は大金を積みながら之を散ずるに吝にしてます／＼他の感情を激せしむるが爲めにこそあれば之を和らぐるの法は只金を散ずるに在るのみ而して其これを散ずるの工風は如何と云ふに世間無数の貧人に一々物を與へて之を救ふが如き固より行はる可きにあらず又實際の數に於ても許さざる所なれども公共慈善の事業にして富豪家の經營す可きもの甚だ多し例へば學問教育の事を始めとして病院貧院の施設の如き富豪家の須らく金を投ず可き事業にして自から發起計畫するも可なり又は既設の事業に資金を寄附して之を助くるも可なり斯る公共慈善の事に金を散じて社會一般に利澤を及ぼすこと少なからざるときは假令ひ直接に人を惠まざるも其精神好意は自から世間に認められて社會の感情を和らぐるの效能ある可し或は貧富の懸隔は自然の勢にして兩者の争は到底免かる可らずとするも富豪家の心得如何に由り其争を單に議論の境域に止め激烈なる衝突を見るに至らしめざること敢て難きに非ずと云ふ其次第は富豪家が教育慈善の爲めに大に力を致して世益に資すること少なからずとすれば其資産は決して一個人の私有に非ず恰も公共物の一部として見る可きが故に自から世間の同情を博しいよ／＼貧富論發生の曉にも富豪家に味方するもの少なからずして西洋諸國の現状の如く其争を議論の上に食ひ止めて直接急激の衝突を防ぐに足る可し學校慈善の事の如き如何に金を散ずるも富豪の身代より見れば高の知れたることにして一方に於て大に儲けたる其一小部分を費すに過ぎず即ち年々利す可き幾割の利益の中より僅々何分何厘を散ずるものとすれば實際に些かも苦痛を感ずることなかる可し其事たる甚だ容易にして自家の利害に

訴へて速に決行す可き所なれども若しも富豪たるものにして此邊の用意なく等閑に経過することもあらんには他年一日奇禍の破裂は免かる可らず而して其禍が今より何年の後に來るやは固より明言するを得ざれども早晚到來して意外の慘狀を演ずるは我輩の斷じて疑はざる所なり今の富豪の輩は果して其覺悟あるや否や聊か一言して注意を促すのみ  
(明治三十三年十二月二十五日)

## 宗教道德

### 國民の體力

近年來體育の説盛にして學校の教育にも體操運動を必要なる科目として之を奨励するの風を成したるは甚だ善し其效能の著しきは我輩の疑はざる所なれども凡そ人間の體質は父母より遺傳するものにして健康なる子供は健康なる父母より生まるゝの事實果して間違ひなしとすれば子供の體育に最も關係あるものは父母の身體なりと斷言して差支なかる可し虚弱なる體格も或程度までは之を養ふて強壯ならしむるを得べしと雖も本來の賦質に缺くる所あるものは如何なる體育法に依るも到底完全の發達を見ること能はざればなり世間の男子輩が放蕩の結果、身に受けたる一種の病毒を遺傳して兒孫の身體を薄弱ならしむるが如き極端の場合は法外の沙汰として擱き又其輩が單に性慾を貪るの劣情より血統遺傳體格などには一切頓著せず俗に云ふ何處の馬の骨やら知れぬ賤女子を内に飼ひ置き其結果として生れたる庶出の子女の如き體質に具はらざる所あるもの多きは勿論なれども是れも亦論外として爰に大に注目す可きは今の

婦人社會の狀態なり幾百年來男尊女卑の弊習として日本の女子は恰も一家の内に幽閉せられて戸外に出づること甚だ稀れに花鳥風月四時の樂も意の如くならざるは申す迄もなく人間の養生に最も大切な新鮮の空氣を隨意に呼吸することさへも自由ならざる程の次第なりと云ふ殊に他に嫁したる新婦の境遇に至りては舅姑こいづとこいづよ兄公女公に對する氣兼苦勞は非常のものにして些細の事にも家内の衆目は新婦の一身に集り陰に陽に責めさいなまれながら之を堪へ忍び顔に笑ふて心に泣く其苦しさは如何ばかりならん只頼る所は良人のみにして其心に滲りなければ目下の艱難苦勞は之を昔語りとして共に語るの日もある可しとて他日の樂を心に期してつらき月日を送る其中に舅姑は老い兄公女公は嫁し去て漸く安心と思ひの外、頼む可らざるは夫君の心にしていつしか變化を催ほして其舉動頗る怪しむ可し昨夜は據なき集會、今夕も止むを得ざる付合とて家に歸るは常に深更に及びて歸らざるの夜も亦少なからず窺に聞けば某々の花柳界には狎昵の藝者もあり又或る處には内々の圍者さへありとの事實次第に明白と爲りていよ／＼掩ふ可らざるに至るときは俗に云ふ毒を食はゞ皿までの喩に漏れず男子の亂行は更に一層の甚だしきを加へます／＼内を外にして外に浮かるゝか又は外の圍者を公然家に引入れて妻と同居せしむるを憚らざるものあり斯る境遇に處する細君の心事は果して如何なる可きや新婦の時の苦勞は尙に之を良人に分て一半を慰め得たれども今や憂を分つのは人は憂を醸すの人と爲り天下廣しと雖も胸中無限の幽恨語らんと欲して語るものなしと云ふ或は世間の婦人には自から苦痛を訴ふるもの少なきが如くなれども是れぞ即ち婦人の謹み深きが爲めにして言はぬは言ふにいや優る其苦痛は當局の身にして始めて知る可きのみなれども苟も有情の人間ならんには其心中を思ひ遣りて涙を催ほさざるものはなかる可し以上は世間に行はるゝ事實を假に一人の身に轉合したるものにして實際には自から事情の殊なる場合も多からんなれども之を要す

るに日本の婦人が古來の習慣として一身の自由を束縛せられ恰も幽囚の境界に在る其上に男子の不品行家内の風波の爲めに生ながら生甲斐なき慘狀に陥るものあるは實際の事實にして然かも其事實は殊に中等以上の社會に多きが如し人間の生理病理に於て心身の關係果して離る可らざるものとすれば右に記したる如き精神上の苦痛憂悶は自から身體の健康に影響せざるを得ず中等以上の社會に位する我國の婦人に精神上の原因より來るヒステリー症の病人多きは決して偶然の結果に非ざるを知る可し婦人の境界を今日の儘にして健康なる子女の出生を望むは本來無理なる注文にして國民體育の一大缺點と認めざるを得ず是れに由て之を見れば日本男子の品行は單に道徳の問題に非ずして國民の體力如何に關するの問題なり此點よりするも大に警しむる所なかる可らざるものなり（明治三十二年五月三十日）

## 清僧大に奮發す可し

佛教の盛衰は日本國中幾千萬人の信仰に大關係あり其衰退の現状は傍觀する能はざる所なりとて世間に種々の興隆策を畫するものあれども大抵干渉保護の姑息説にして無力なる佛教をします／＼無力ならしめんとするに過ぎず我輩の斷然反對して放任説を主張する所以なり或は佛教の衰退を今の儘にして一切自由に放任するときは遂に滅亡の外なかる可しなど心配するものもあらんかなれども實際に斯る心配は斷じて無用なりと申す其次第は今日の有様を目して一概に佛教の衰退と云ふと雖も其衰退とは僧侶の腐敗を指すものにして決して佛教その物の衰へたるに非ず或は單に宗教一偏の議論にすれば佛教の所説は文明日新の學説と相容れずして荒唐無稽聞くに足らずとの非難もある其一方には西洋の學者中にも熱心に佛教を研究して其理のいよ／＼妙玄なるに感服し或は公然佛徒と稱して入門式を行ひた

るものさへなきに非ず之を要するに宗旨の理非正邪論は我輩の目的とする所に非ず今の凡俗の人心を維持して社會の安寧を保たんとするに是非とも宗教の力に依らざるを得ざるは何人も異論なき所なる可しとして扱我國にては如何なる宗教に依る可きやと云ふに神道は宗教として見るを得ず儒教の如きは今の人心を維持するの力なく又耶蘇教は輸入早々未だ一般の信用を得るに至らずとあれば日本國人の信仰心は數百千年來國中に行はれ來りたる佛教に依て維持するの外ある可らず明白なる事實にして然かも眞如實相、因果應報の理は深遠高尚にして學者の耳を傾けしむるに足ると共に地獄極樂、六道輪廻の説の如きは凡俗を感化教誡するの方便としては自から妙なる可し釋尊の遺法は幾千年後の今日に至るまでも決して其光を失はず優に社會の人心を維持するの力あるは我輩の髓に認めて疑はざる所なれども今の僧侶輩の腐敗に至りては言語道斷にして一宗一派を統率するの大和尚も袈裟衣一重を剥ぎ去れば放蕩無頼の大俗物にして俗人さへも之と齒するを恥づる程の輩こそ寧ろ多々なる中にも宗教界に勢力ありと稱する眞宗の如き其本山の有様は殆んど言ふに忍びず大小の坊主相率る大同小異の不品行を恣にして毫も憚らず末寺末派は云ふ迄もなく一般信徒の歸依心も日に離反するに心付かずしてます／＼有頂天の振舞は恰も惡魔に魅せられたる狂僧の狂亂と認めざるを得ず只呆るゝの外なきのみ然るに其僧侶輩の厚顔なる自から破戒の亂行を犯して宗門の法規を蔑視しながら他に對しては辯口喋々外教を誹謗し耶蘇教の蔓延は國體の基礎を傷くるものなれば苟も佛教徒たるものは死力を奮て之を排斥せざる可らず云々と頻りに騒ぎ廻りて運動費を集散し政黨者流と氣脈を通じて何か計畫する所あらんとし或は各宗管長會議など唱へ數十人の僧侶を集めて例の公認教を主張し僧侶にあるまじき法律論を闘はして世間を驚かし或は又耶蘇教師の所爲に倣ひ實地に佛教の功徳を示すが爲めとて柄にもなき慈善事業を企て之を名として帝室の恩賜金

を得んとする等その心事の陋劣なる殆んど嘔吐を催ほす可し如何に末世の坊主共とは申しながら斯る手段を以て佛教の興隆を謀らんとするが如き淺ましき限りなれ我輩に於ては其輩が何とかして迷の夢を醒まし聊かにも本心に立返らんことを希望して從來屢ば忠告も試みたることなれども朽木は彫す可らず是種の破戒僧は病、既に膏肓に入りて到底救ふ可きの道なきものなれば其儘にして勝手に自滅するに一任し更に改めて各宗僧侶の若手にして氣力ある人々に向ひ此際大に奮發して宗門の空氣を一洗し法燈發輝の任に當らんことを勸告するものなり今日の有様を見れば滿門の頭顱は大抵臭氣紛々たる腥坊主にして清淨潔白なる眞正の清僧とては極めて少數ならんれば此腥氣中に獨立して眞實佛弟子たるの本色を維持せんとするときは宗内の非難攻撃は申す迄もなく或は所屬の寺院より放逐せられ又は全く宗旨の外に擯斥せらるゝが如き禍もあらんかなれども其人々が固く執て屈せざるに於ては決して憂ふるに足らず元來佛教に八宗十二宗等の名目あれども其本源は一の佛道に出で、孰れも釋尊の流を分ちたるものにこそあれば若しも腐敗僧侶の爲めに某々宗の籍を削らるゝことあらんには別に釋迦正宗の名を命じて新一宗門を開くも可なり兎に角に二十人なり三十人なり乃至は五十人なり百人なりの清僧が銘々に志を立て固く佛祖の戒行を守りて大に智徳を礪き他の墮落者と全く色を殊にして今の信仰界に獨立するときは眞實佛法に歸依する善男善女は相率ゐて之に隨喜するに至る可し明々白々疑を容れざる所にして佛教振興の萌芽は必ず此邊より發生すること、知る可し或は其奮發を非常の難事として決斷に躊躇するものもあらんかなれども戒律を守り智徳を礪くは僧侶に於て尋常普通の行のみ僧侶にして僧侶の行を行ふは商人が商賣に従事し軍人が戰場に臨むと一般にして毫も誇るに足らず然るに今日の社會に於ては其誇るに足らざる尋常事を務むるときは高僧碩徳の評判を博するに難からずと云ふ僧侶に取りては實に千歳一遇の好機會

なれば此機會に乗じて頭角を露はし大に法運の隆盛を謀るは後進佛教家の大に任す可き所ならずや法燈の光明は千古不滅にして一般人心の渴仰は今尙ほ昔の如きのみならず經世上にはますゝ宗教の必要を感ずるにも拘はらず今日の本に於て恰も法運の將に窮まらんとするが如き觀あるは畢竟僧侶輩が無氣力にして腐敗坊主の腐敗に一任するが爲めに外ならず我輩が敢て清僧の奮發を希望する所以なり（明治三十二年九月十四日）

### 各宗の腐敗孰れが最も甚だしきや

眞宗以外の各宗にては古來肉食妻帯を禁じて維新前までは孰れも固く戒律を守りたるものが明治政府に至り政令を以て其禁を解きたるより、<sup>定かた</sup>腥坊主共は渡りに舟の思ひして我も〜と戒律を破り肉食妻帯の風を成したるは俗政府の勢力を慕ふて凡俗界に歸化したるものと云ふも可なり試に今の寺院の有様を見れば小兒の著物は袈裟衣の傍に散亂し酒肉の臭は線香の薫りに和するなど靈場は全く俗地に化し去りたる其上に寺内に蓄ふる婦人の如きも正當の手續して迎へたるものに非ず多くは曖昧の間に引入れたる曖昧の婦人にして内の有様かくの如き始末なれば外に於ても出入す可らざる所に出入し又は近づく可らざる醜物を近くるなど言語道斷の不行跡を演ずるもの多きは固より怪しむに足らず是に於てか世間に非難の聲喧しき其聲を聞て眞宗の僧侶輩は果して如何の感を爲しつゝあるか各宗に於ては本來肉食妻帯を許さざるの宗規なればこそ今日の有様を破戒なりとて世間に非難さるゝことなれども我々の宗旨にて肉を食ひ女人を近くるは宗祖以來公然の慣行にして今更ら之を咎むるものはある可らずとて窃に得意を催ほすものもあらんかなれども我輩の所見を以てすれば眞宗僧侶の墮落は各宗中の最も甚だしきものにして當世腥坊主の標本として認め

ざるを得ず今の各宗即ち浄土眞言禪宗等の僧侶に不品行の輩多きは前述の次第にして實際の事實なれども其中に就き流石に管長たるものだけは概ね品行方正にして肉も食はず婦女も近けず嚴然戒律を持して清僧の本分を守り恰も泥中の蓮の如くにして亭々孤立清操を全うし以て自から部下の破戒僧を戒しむるものなきに非ざれども眞宗に於ては然らず墮落腐敗の張本は即ち本山の大和尚にして内外の醜行敗徳、言語に盡くす可らざるものあるは世間に公の事實にして今更ら之を擧ぐるも既に珍らしからざることならん大和尚の一身斯くの如くなれば末派小坊主輩の墮落は固より其所にして佛門腐敗の標本は正しく眞宗の本山に在りと云ふも可なり抑も眞宗は我國最新の宗派にして隨て其勢力も盛なれども信仰の中心たる法主を始めとして大小坊主の品行右の如くなるに於ては信徒の信仰次第に衰へて遂に法城の危急を告ぐるに至るや疑ふ可らず例へば今日法主が地方を巡錫することあれば其地方の善男善女は之を生如來として禮拜するの常なれども其生如來たる法主は日本國中俗僧の最も腥きものなりと知るに至らば尊信の心は自から薄らがるを得ず又現に全國の信徒より本山に寄進する金は少なからざる額なれども其金は實際大小坊主の道樂費に供せらるゝものなりとの事實いよゝ明白とならんには流石の善男善女も今後は喜捨を思ひ止まるに至る可し今の僧侶孰れも腐敗したる中にも各宗には尚ほ墮落せざるもの少なくとも一人ありて衆僧の上に坐し自から大黒柱と爲りて僧風の廢頽を支へんと勉むることなれども眞宗に於ては其大黒柱が眞先きに腐敗して大厦の將に傾かんとするも之を支へんとするものなきが如し將來の運命最も氣遣はしきは今日最も盛大の觀ある眞宗にこそあれ早く自から戒しめざるに於ては他日に至りて如何に悔ゆるも其甲斐ある可らず目下の用心最も肝要なりと知る可きなり（明治三十二年十月十八日）

### 僧侶の運動

宗教法案に對しては僧侶社會に種々の反對説ある中にも東本願寺の一派の如きは自から主動者となり躍起運動を催ほして議員の間を奔走し又は公會演説を開くなど非常の勢なるよし僧侶輩の舉動は今更ら怪しむに足らずとして抑も政府の當局者が如何なる必要あれば斯る法律など定めて飽くまでも佛教の世話を焼かんとするか是れぞ所謂入らざるお世話にして我輩の甚だ意を得ざる所なり今の僧侶にして眞實佛法の本旨を體し人心を感化するの效能あらんには政府に於て相當の待遇を與ふるも自から必要なれども彼等の腐敗墮落は既に已に其極點に達し俗社會の惡徳不品行を殆んど其一身に集めたる程にして名づけて僧侶と云ふと雖も只是れ圓頂方衣の大俗人にこそあれば今の日本社會には俗僧ありて佛法なしと云ふも可なり實際に間違もなき事實にして政府が宗教家を以て之を待遇せんとするは恰も門乞の乞食を座敷に請じて本膳の馳走を供せんとするものゝ如し我輩に於ては其卑陋醜態を厭ふて之と辭を交ふるも尙ほ快しとせざる其輩を上座に据えて本膳の饗應とは興の醒めたる始末なりと云ふ可し本來彼等は腐敗墮落全く宗教家たるの資格を失ひ盡したると共に俗情に通じ俗計に巧なるの一段に至りては到底尋常人の企て及ぶ所に非ず彼等が一圖に公認教など主張して出來ざる注文を云々する其舉動を見れば甚だ無智にして寧ろ憐む可きに似たれども實際には酸いも甘いも承知の上にして斯る注文の到底行はれざるは自から知らざるに非ず知つて而して尙ほ且つ運動を止めざるのみならずますます盛に運動して反對の氣焰を張るものは他に目的を有するが爲めのみ其目的とは即ち運動費を利用するの一事にして憐れむ可し信徒より醸出したる運動費は俗僧輩の酒食費に消費せられ又は其懐を肥やすものなりと云

ふ左れば彼等は宗教法の規定の如き如何様にも差支なしと雖も只その案が永く未決の間に彷徨して運動を繼續するときは信徒の金を集めて自から恣にするに此上もなき好都合なれとて心の中には宗教法案と名くる好餌に有付きたるを喜び窃に政府を難有く思ひ居ることならん俗僧の心中、鏡に掛けて見るが如くなるに然るに政府の官吏輩は是種の魂膽を照らすの明なく正直一偏、彼等を遇するに宗教家の禮を以てして恰も乞食に向て本膳を供せんとするが如き全く俗僧輩に愚にせられたるものにして其目出度さ加減只驚く可きのみ我輩の所見を以てすれば今の僧侶を眼中に認むる宗教法の如き斷じて無用のみか更に一步を進めて寺院僧侶に對する保護干渉の法令をば一切解除して其自滅に一任せんことを希望するものなり今の日本の佛教は政府の庇蔭に由て纔に維持生存するものなれば政府にして保護干渉を止めれば直に瓦解するの外ある可らず佛教の瓦解して驚くに足らず現在の寺院が全く壊敗するも佛法その物は之が爲めに決して廢滅せず今日の俗僧輩が跡を收めて腐敗墮落の雲霧を一掃するときは眞如の月は清潔なる清僧の手に捧げられて更に光明を放つこと疑ある可らず即ち取りも直さず佛教社會の維新を促すものなれば我輩は政府が因循極まる老婆心を止めにし大に奮發して斷然たる處置に出でんことを勸告するものなり抑も我國の佛教は三百年間徳川政府と共に腐敗して既に自立の力を失ひたるものなるに王政維新の一舉、舊政府の組織は全く絶滅したるに拘はらず佛教は憐悻にも更に三十年の餘命を生延びたることなり封建時代腐敗の殘物を保存して今日の社會に宗教の效用を爲さしめんとするは恰も徳川政府并に三百の大小名を其儘にして文明の政治を行はんとするものに外ならずますく其腐敗を促すのみにして到底目的を達す可らざるは知れ切たることなれば目下の急務は内外より其舊物の破壊を促して更に佛法更新の道を聞く可きものなり然りと雖も今の政府は甚だ勇氣に乏しく現に今回の運動に就ても本山の法主に

依頼して末派の僧侶輩を諭さしむるなどの手際に徴すれば斷然たる處置は或は望む可らざるに似たり果して然らんに議會は宗教法案を否決すると同時に更に進んで佛教保護の姑息政略を排斥す可し腐敗僧侶輩をして今日の如き狂態を恣にせしむるは文明社會の恥辱にして我輩の一日も堪ふる能はざる所なればなり尙ほ序ながら佛教の信徒に向て一言す可きものあるは外ならず今回の運動に付き國中の善男善女は少なからぬ金錢を齎出して僧侶輩の運動費に供する由なれども何ぞ知らん其運動は全く運動費を利用するの目的より出でたるものにして憐れむ可し田舎の老媪老爺が隨喜の涙と共に出したる淨財は俗僧輩の酒食費として消費せらるゝものなりと云ふ呆れ果てたる次第なれども僧侶の腐敗は今更ら之を責むるも其甲斐ある可らず我輩は信徒中の心ある人々が篤と其事情を説き聞かせて斯る運動費の齎出を思ひ止まらしめ更に他日を期し佛法更新の爲めに喜捨することゝせんことを希望するものなり（明治三十三年一月二十日）

### 親鸞主義の復活

凡俗社會の人心を維持するに信仰の必要なるは無論なりとして日本の社會は古來佛教に由て人心を維持し來りたることなれば佛教に感化力のあらん限り今後とても其力に依頼するの必要を見る可し我輩の苟めにも疑はざる所なれども今の僧侶輩の有様を見れば腐敗墮落言語道斷の體たらくにして人心感化の役目など到底望む可らず孰れの宗教も難兄難弟凡そ同様の始末なれども今回宗教法案に對する運動の如き其主動者は東本願寺の僧侶にして又實際に於ても今の各宗派中にて最も勢力あるものは眞宗の一派にこそあれば暫らく其一派に就て云はんに抑も宗旨の利害善惡に就て

は自から議論ある可しと雖も其議論は全く別として兎に角に眞宗その物を見るときは親鸞上人が非凡の見識を以て天下の人心を達觀し自から開山の宗祖として別に一派を創設したるは躬行實踐自から信ずる所を行ひたるの結果にして此一段に至りては天下後世一言の非難もある可らず我輩の眞實感服する所にして今日の基礎を開きたるも決して偶然ならざるを知る可し即ち此親鸞主義は實に人心感化の根本にして一門の僧侶たるもの、飽くまでも服膺す可き所のものなるに目下の實際を見れば上は本山の大和尚より下は末寺末派の小坊主に至るまでの其中に一人にても此主義に對して心に疚しからざるものありや若しも吾こそは其一人なりと云ふ者あらんには公然自から名乗り出づ可し敢て聞かんと欲する所なれども悲しむ可し今の僧侶中には斯る自信あるものを見ず否な彼等は嘗に自信なきのみならず更に數歩を進めて俗界に於けるあらゆる惡徳不品行を犯して靦然恥づる所なしと云ふ累々たる滿門の頭顱都て是れ破戒墮落の醜類にして殆んど近づく可らず手の付けやうもなき始末なりと云ふ可し果して然らば眞宗の宗運はいよ／＼末路にして最早や救ふ可きの道なきやと云ふに決して然らず社會の表面に徘徊出沒して運動奔走など事とする大坊主小坊主の輩を眺むれば殆んど絶望の外なきに似たれども千百年來深く人心に入りたる親鸞主義は俗僧輩の腐敗の爲めに絶滅す可きに非ず根柢深き處には自から動かす可らざるものありて存しながら只腐敗の空氣に蔽はれて外に現はれざるまでのことなれば今その腐敗を一掃せんに年來鬱抑の主義は忽ち生氣を回復して宗界の一新を見るや疑ふ可らず例へば徳川の封建時代に識者の最も不平に堪へざりしは專制門閥の弊にして詰り大名の暗愚士族の專横を憤りたるものに外ならず左れば王政維新の一舉に就ては大名は勿論、士族の如きも全く排斥して平民の手に政權を握らざれば目的を達す可らざる筈なれども實際その事に關係して新政府の局に立ちたる人物を見れば多くは士族の中より出で然かも廢藩

置縣、世祿廢止等純然たる四民同等の新主義を以て專制門閥の弊を打破し維新政府の新組織を成したるに非ずや是れに由て之を見れば今の眞宗の如きも現在の弊習を根柢より顛覆するときは親鸞主義の人物自から輩出して或は今の僧侶中にも用を爲すものある可し今日の弊は決して主義の腐敗に非ずして僧侶の腐敗に外ならざれば何は兎もあれ其腐敗の空氣を一掃して親鸞主義を復活し光明を發輝せしむること肝要なり世間の善男善女が本山の運命に關する一大事なりと聞き競ふて淨財を喜捨して僧侶輩の運動に資し又自から奔走の勞を取るが如き孰れも宗祖上人の恩徳を思ふの誠心より出づるものにして親鸞主義の人心に入ること甚だ深きを見る可し此事實を見るに就ても我輩は一日も早く今の俗僧輩を排斥して宗運を未だ地に墜ちざるに救ひ人心感化の效用を爲さしめんこと只管切望に堪へざるなり（明治三十三年一月二十一日）

### 寺と檀家との關係

僧侶の腐敗墮落は今更ら云ふまでもなしとして我輩は爰に寺と檀家との關係に就て一言する所あらんに今の日本の人民が孰れかの宗旨に入りて寺の檀家たらざるものなきは徳川封建時代の遺制にして當時の政府は外教禁止の目的を達するが爲めに僧侶を利用するの必要を認め國中の人民は必ず寺に屬するものとして恰も僧侶をして宗教上に警察の任務に當らしめたるものなり左れば日本人とあれば貴賤貧富に拘はらず一人として宗旨の外に逸するを得ず殊に九州地方の如き政府の注意最も周密にして僧侶をして毎年檀家の宗旨を政府に届出でしめたるものありと云ふ畢竟政略上の目的に出でたるものなれども三百年間の慣行は一朝にして改む可らず王政維新以來かゝる制度も自から消滅して人

民は孰れの宗旨に入るも又入らざるも差支なくして其去就進退甚だ自由と爲りたるにも拘はらず寺と檀家との關係は今尙ほ依然として變ぜず世間一般の人々は祖先以來の檀那寺を以て子孫代々永久離る可らざるものと心得、苟めにも之を取換へんとするものなきこそ不思議なれ抑も世人が父母もしくは最愛の子女の葬式を寺の僧侶に託し又は法事を行ふに之を招いて讀經せしむるは畢竟その僧侶を信するが爲めにして心身の相違こそあれ其趣は自身の病を自から信する所の醫者に託するに異ならず今の人々を見るに醫者に對しては去就進退甚だ自由にして假令ひ父母の掛りたる醫者にて自から其伎倆を信ぜざる時は更に他の醫者に依頼して毫も遠慮せず或は世間には一家相傳の醫家なきに非ざれども其先代の醫者が名醫なりしとて治術の巧拙如何に拘はらず當代の凡醫に依頼するが如き愚を爲すものなきは無論現に或る醫者に就て治療の最中にも若しも自から不安心と思ふときは忽ち之を止めて他の醫者に移るは一般の常なるに然るに精神上の安心を託する僧侶に至りては毫も其徳不徳を問はざるは我輩の了解に苦しむ所なり何百年來の檀那寺その關係久しからざるに非ず況んや祖先代々の墳墓位牌は現に其寺に託しつゝあることなれども是れは偶然の縁にして未來永劫決して離る可らざるの約束あるに非ず或は其寺の僧侶にして幸に清淨潔白有徳有識の清僧ならんには祖先來の檀那寺として檀家の關係を維持するは勿論なれども今の僧侶輩を見れば斯る清僧は甚だ稀れにして腐敗墮落殆んど名狀す可らざるの醜態を呈するもの簇々たる頭顱總て皆然りと云ふも過言に非ざる可し一般の腐敗は別として茲に檀家の身として其檀那寺の僧侶が腐敗僧侶の一人なるときは如何す可きや斯る不潔の輩は語を交ゆるさへ屑とせずして平生は之を擯斥しながら不幸にして一旦父母妻子を失ふときは彼等の手に託して其寺に葬り歲時の佛事にも家に招待して位牌の前に讀經せしめ以て其靈を慰めざる可らずと云ふ恰も父母妻子を〇〇非人の手に渡すと同様にし

て何としても忍びざる次第ならずや凡そ人間の生涯に精神上の安心ほど大切なるはなし自身の病氣にても治療法に不安心とあれば忽ち醫者を代ゆるの常なるに父母妻子の葬式法事を〇〇非人に等しき僧侶輩に託して安心なりとは我輩の斷じて信する能はざる所なり左れば世間の人々にして眞實安心を得んとならば檀那寺の關係を眼中に置かず唯その僧侶の人物如何を見て自由に去就をすることゝ爲さざる可らず即ち其住職にして清淨潔白の清僧なれば固より差支なしと雖も若しも例の腐敗坊主ならんには遠慮なく其寺を取換へて颯々と他に移る可し世間に寺の數は甚だ多くして其中には自から信す可き清僧もあらんれば自身の信する所に隨て去就するは勿論、或は其宗旨の如きも何宗と云ひ何派と云ふも等しく佛教中の分派に外ならざれば孰れの宗旨に移るも差支なきのみならず今の信仰自由の世の中には苟も自から信するものならんには必ずしも佛教に限らず耶蘇教に移るも神道に轉ずるも憚かる所はある可らず我輩は世人が醫者を取換ふるの心を以て僧侶に對し其去就を自由にして眞實安心の道を開かんことを勧告するものなり（明治三十三年五月五日）

### 猫の同類たる勿れ

凡そ人として父母を大切にし妻子を愛せざる者はある可らず而して之を大切にし之を愛するの情は單に生前に止まらず不幸にして之を失ふときはその葬式に心を盡くして遺憾なきを期するは云ふまでもなく年々歳々の命日には法事供養に追慕の志を表し責めて其靈を慰めんとするは人間の至情にして即ち其葬式法事に名僧智識を招請して讀經廻向を依頼し其功德に依て死者の靈を安んぜしむると共に自身の心をも安んぜんとする所以なり然るに今日の實際を見れば



ば父母妻子の遺體を葬り又その法事に招請する寺の僧侶は決して名僧智識に非ず否な言語道斷の腥坊主こそ多くして平生の交際には殆んど風上にも置く可らざる程の始末なるに年來の習慣とは申しながら斯る腥坊主に讀經廻向を依頼して之に安心するとは抑も如何なる心得ぞや我輩の了解に苦しむ所なり或は世間には吾々凡俗が一向一心に信仰して後生未來の安心を託する所のは彌陀如來の功德のみ僧侶は恰も通辯と同様に只難有き經文の講釋し儀式を行ふまでに過ぎざれば其徳不徳は敢て問ふ所に非ず云々の説を爲すものもあらんなれども果して然らんには大なる心得違と云はざるを得ず今も亂暴者ありて父母妻子の墳墓を蹂躪し又は其位牌を汚さんには世人は之を看過して其儘に差置く可きや否や苟も父母を大切にし妻子を愛するの心ある人にして誰れか其無禮を憤らざるものあらんや彼の僧侶が美しき袈裟衣など著て恭々しく經文を朗讀する其容子は如何にも殊勝らしけれども窃に此僧侶の平生を窺へば肉食妻帯は申すまでもなく酒を飲み藝者に戯れ又は株式相場に手を出すなど言語道斷の始末のみか現に佛前にて讀經の最中と雖も心の中には何事を思ひ何事を考へつゝあるやと傍より想像したらば忽ち嘔吐の情を催はざるを得ず若しも朋友親戚の中に斯る破廉恥不品行の人物あらんには之を擯斥して共に齒するを屑とせざること必然なるに然るに臭氣紛々滿身總て腥き其腥坊主をして苟めにも佛前に讀經せしむるが如き取りも直さず神聖なる父母妻子の靈位を汚すものなり人間の至情に於ては何としても忍ぶ可らざる所にして之をも忍ぶ可しとすれば墳墓を踏荒らされ位牌を汚するも亦忍ばざるを得ざる可し家の祖先が寺を定めたるは當時の住職の徳に歸依して檀家の關係を結びたるものなるに今や寺は依然たれども主人は全く非にして殆んど近づく可らざる腥坊主なりと云ふ如何なる因縁あれば其寺に戀々して父母妻子の靈をば強ひて腥坊主に託せんとするか思はざるの甚だしきものなりと云ふ可し噓へば同じ家畜の中に

就て犬と猫と孰れか愛す可きやと云ふに人々の好悪は自から殊なれども世間一般には寧ろ犬を愛するもの多きが如し蓋し猫は常に家の内に棲ふて主人の膝の上に眠るなど平生の愛育一方ならざるにも拘はらず只その家あるを知るのみにして主人の容貌さへも記憶せざるものゝ如く或は主人が他に移轉することあるも依然その家に留まり更に第二の主人に養はれて怪しまざるに反し犬は苟めにも主人を忘るゝことなく一寸の外出にも其跡を慕ひ如何なる場所に行くも必ず之に伴ふが如き眼中たゞ主人あるのみにして全く家を顧みざるものと云ふ可し自からはれ動物の性質に由ることなれども犬の多く愛せらるゝ所以にして世間にては犬は恩を知るものなりとて之を愛する其反對に猫は性のなき獸なりとして大に擯斥するものなきに非ず今の世人が住職の人物如何を問はずして只寺のみを認め祖先以來の檀那寺とあれば如何なる破廉恥不品行の腥坊主が來り住するも之を住職として依然その寺に歸依し父母妻子の葬式法事を託するが如き恰も猫に似たるものにして犬に及ばざること遠しと云ふ可し我輩は世人が自から人間の至情に訴へ死者の靈を安んぜしむると共に自身の心をも安んずるの工風を求め猫の同類たるを免かれんこと切望に堪へざるなり（明治三十三年五月七日）

### 修身道德の主義

政府が修身道德の主義を一定し教育の力を以て天下の人心を左右せんとするは到底能はざる所にして古來これを試みて成功したるものなきは無論、其結果は社會に害毒を流したるに過ぎず事實の最も明白なるものなり我國の文部省が年來教育上に道德の主義を云々し其方針は時の政府の意見に従て折り／＼變化する中にも全國畫一の主義を執るの

一事は終始渝らずして或は修身に關する教科書を嚴密に檢定して採否を決し更に一步を進めては自から修身書を編纂せんとし現に此程も委員を選定したるよし如何なる主義に依り如何なる修身書を作るやは我輩の知らざる所なれども抑も修身道徳の教は猶ほ食物の如し食物の人生に缺く可らざるは云ふ迄もなれども其物は必ずしも一種類に限る可きに非ず例へば日本人は一般に米を食すると稱すれども四千萬人の中には麥を食する者あり蕎麥を食するものあり其種類は自から一ならざるに若しも今、米の外は一切食用相成らずと定めたらんには之が爲めに餓死を免かれざる者あるに至る可し人間の生命を支ふるには麥も食す可し蕎麥も食す可し況んや肉類の滋養物に於てをや決して差支なき筈にして米の一種類に限るが如き實際に人間生々の道を妨ぐるものと云はざるを得ず凡そ何れの時代、何れの國にても人民の食物を制限したるの談を聞かず否な修身道徳の教を一定して天下の人心を左右したるの例は我輩の未だ曾て知らざる所なり例へば徳川封建制度の時代を見れば所謂專制武斷の政治にして人心の運動極めて窮屈なりしが如くなれども實際には決して然らず徳川政府は政權の方面に於ては非常なる威嚴を以て天下に臨み國中の大小名をして一指をも動かさしめざる程にてありながら無形の人事に就ては甚だ自由にして苟めにも干渉したることなし當時封建の世には凡そ國中の武士に一人として劍術を心得ざるものなければども其劍術は各藩おの／＼流義を異にしたるのみか同じ藩中にも幾多の流義並び行はれたることにして單に劍術のみならず弓槍乘馬等の技術孰れも同様ならざるはなし更に宗教の事を見れば耶蘇教の禁止は當時鎮國の政略上、致方なき次第なりとして佛教の宗派に至りては平等一様に待遇して毫も差別なきは勿論、其無差別の最も甚だしき例を云へば世人の知る如く徳川歴代の墳墓は上野芝の兩處に存すれども其宗旨を問へば上野の寛永寺は天台宗にして芝の増上寺は淨土宗なり即ち歴代の祖先は互に宗旨を異にするもの

にして無差別も此に至りて極まれりと云ふ可し左れば學問教育の一段に就ても固より此精神にして政府に於ては自から一定の流義なきに非ず即ち經書は専ら朱子の註に依り詩文の如きも夫れ／＼の定めありて自家の學校には之を行ひながら天下一般に對しては苟も國の治安に妨ありと認めたるもの、外は一切これを自由に付したり當時の學問界を見れば關西には堀川の學派あり關齋流の一派あり又關東には水戸學の流義あり或は古學を主張し或は折衷を旨とし以て朱子學と對立して天下に並び行はれたるに非ずや徳川の政府は專制武斷と稱しながら學問教育に於ては甚だ自由なりしを見る可し即ち道徳の主義は修身處世の道を教ふるものにして經國經世の上より見れば苟も修身處世に裨益するものならんには其流派の如き孰れにても差支なきは勿論、一定の主義を以て天下の人心を左右せんとするが如き如何なる勢力を以てするも到底行はれざるのみか實際には寧ろ弊害の恐る可きものあるを認めればならん獨り徳川政府のみならず古來外國の事實に徴するも孰れも然らざるものなきに然るに我國の文部省が尙ほ年來の非を悟らず今更ら修身書を編纂し政府の力を以て天下の道徳を支配せんとするが如き如何なる考なるか況んや委員輩の如き恰も一季半季の奉公人同様にして修身道徳の問題などに喙を容る可き資格あるものに非ざるに於てをや當局者輩の無識は今更ら驚くに足らざれども日本國の教育が尙ほ此邊の程度に在るを思へば我輩は國の文明の爲めに轉た悲しまざるを得ざるなり（明治三十三年五月二十二日）

## 殺人事件と宗教

近來三人斬五人斬などの殺傷沙汰頗る多くして殆んど日々の新聞紙に散見するの有様なり何ぞ其慘酷の甚だしきや

或は斯る事件は近來に至りて特に多きを加へたるに非ず従前とても往々行はれしことなれども交通不便の世の中に於ては其評判單に一村一郷に止まりしに今は新聞紙に記載せられて廣く天下一般に傳はるが故に世間の注目を惹くに至りしものならんとの説あり事件の多少増減は精密なる統計を得るに非ざれば容易に斷言す可らず姑らく之を別問題として擱くも兎に角に慘酷なる殺傷事件の頻々行はるゝは實際の事實にして然かも其殺傷の原因を問へば男女間の痴情もしくは些細なる貸借の關係等より起るもの多きが如し實に無智野蠻の振舞にして決して喜ぶ可きの現象に非ず社會文化の進歩に隨て次第に慘酷の沙汰を減ずるは世界普通の例にして即ち刑罰の如きも昔時は火あぶり磔などの酷刑行はれたるに反し近來は死刑の廢止を唱ふるものあり又國民の氣風を見るも未開の國には今尙ほ人獸争鬪の戲を樂しむものあれども文明國に於ては動物保護の法律を設けて其虐待を禁止するが如き文野の區別は自から分明にして人民に殺伐慘酷の沙汰多きは文明世界に國の不面目を表するものとして認めざるを得ず輕々看過す可らざる所なりとして扱我國の近狀を察するに文化の發達は殊に著しくして人民の智識はますます進むも決して退くの色を見ず國民生活の情態は如何と云ふに國中に大富豪家の少なき代りに又極貧の窮民もなくして如何なる貧人にも絶望の極、全く恒心を失ふが如き場合に至らず社會一般の風光は甚だ有望なるにも拘はらず頻々慘酷の慘劇を生じて或は一見近來に至りて特に其事件の多きを加へたるやの觀を呈したるは如何なる次第なるや自から是れ經世上の大問題にして之を解釋する容易ならずと雖も一言これを評すれば畢竟人民に徳心の缺乏を示すものにして即ち宗教道徳の感化力、盛ならざるが爲めなりと云ふも實際に徴して甚だしき間違はなかる可し抑も封建の時代に士流の道徳を司配したるは武士道にして其制裁極めて嚴重なるものあり而して其武士道なるものは必ずしも書、以て之を教へ口、以て之を説きたるに非ず殆

んど以心傳心知らず識らずの間に其教に養はれたるものにして士人の一舉一動は自から其範圍外に逸することなし是れぞ即ち日本士風之美を成したる所以なれども凡そ一般の道徳は其標準を上流に求むるの常にして百姓町人の種族に至りても自から戒しむる所ありたるは無論士流の輩は自から所信の固きものあるが爲めに宗教上の信仰には冷淡なりしと雖も平民社會には宗教の力も甚だ盛にして凡そ日本國中の人民にして宗門に籍を置かざるものなき程の次第なれば自から人心を感化したるの效能は疑ふ可らず上下一般の社會を通じて道徳宗教の制裁は社會の安寧を維持するに足るものありしに然るに王政維新の革命に封建制度の破壊と共に士族の流は道徳の標準たる地位を失ひたるのみならず我國唯一の宗教たる佛教の如きも革命の餘響として大打撃を蒙り寺院の維持さへも困難を感じ加ふるに僧侶の腐敗墮落の爲めにますます世間の歸依信用を薄くして人心感化の效能の如き殆んど見る可らず斯る始末にして社會の制裁は甚だ薄弱と爲りたる其一方に人智の進歩は日にいよゝゝ速なるに隨ひ種々の惡手段惡工風も同時に進歩して止まる所を知らずと云ふ人間の智計はいよゝゝ進みながら宗教道徳の制裁を缺くときは人民の心は次第に荒れて種々不祥の出來事を生ずるは勢に於て免かる可らず近來の殺伐事件を相して其原因必ず云々なりと斷定するは我輩の敢てせざる所なれども兎に角に其事件の續出は實際の事實として之に對するの工風を求むれば差當り宗教の力に依頼して人心を感化するの計に出づるの外なかる可し從來の實驗に徴するも人民に信仰心の盛なる地方には強盜殺人等の沙汰稀れなるは疑ふ可らざるの現象にして事實既に然りとすれば今日は正に大に宗教家の盡力を要す可きの時節にして我輩は佛教と云はず耶蘇教と云はず其人々が人心を感化し殺伐の氣風を和らぐるを以て宗教家の任務と心得、畢生の力を奮て事に當らんことを希望するものなり今の各宗教家の爲る所は動もすれば互に宗旨の正邪善惡を云々して相争ふものある

が如くなれども我輩に於ては正邪云々の如き一切これを問はず只人心を感化し社會の安寧を維持するの效能如何を見るのみなれば各宗の宗教家たるものは只管弘法傳道の一方に勉めて布教範圍を擴張し其信徒檀徒の中には一人にても殺伐殘忍の罪人を出さざることに注意するは勿論、若しも其信徒檀徒中に之を出すこともあらんには容赦なく其地方の司教者に譴責を加へ又從來殺伐の氣風盛なりし地方を感化し斯る出來事を減ずるに至るときは其功蹟を賞する等布教の實際に競争して互に其成績を事實に表せんには各宗教の效能如何は自から世間に認められて自から優勝劣敗の實を収む可し我輩は近來の現象に著目し各宗教家が大力を致すの時機なる可しとして敢て其奮發を勸告するものなり  
(明治三十四年六月二十二日)

### 修身處世

#### 先づ表面の醜態を慎む可し

今の日本の男子が公然、妾を蓄ふて怪しまざるは古來の習慣とは申しながら取りも直さず一夫多妻の實を行ふものにして世界の文明國に對して何分にも忍ぶ可らざるの醜態にこそあれば何としても止めざる可らず或は世間の輩も心の中には自から相濟まずと思ひながらも年來の習慣、遽に改むるを得ざるの事情もあらんか、我輩の所見は必ずしも性急に改新の實を責めんとするものに非ず其輩にして聊かにも自から悟る所あらんには先づ差當り其舉動を穩にして世間の手前を憚かるの工風を勸告するのみ喻へば鯨飲家が自から酒の害に心付きて之を止めんとするも即日より斷

然禁酒の實を行ふ如き決して望む可らず左れば禁酒と覺悟したらば宴會集會の席上などにては一切、盃を手にはせずして外に出で、は一滴も飲まず其これを飲む場合には成る可く人目を避けて夜中就眠の際に床の上にて盃を傾くること、し世間に對しては斷然禁酒を吹聴しながら内々飲酒の快を食るも可なり一見有名無實に似たれども既に飲酒の度を減ずるときは隨て其量を減じて次第に禁酒の實を成すこと決して難からず左れば今の男子輩も兎に角に表面の醜態を收めて舉動を穩にさへすれば或は窃に飲酒の快を食るが如き事實あるも我輩は恰も禁酒家として之を遇す可し差當り望む所は呉れくも丸出しの亂暴狼藉を慎むの一事のみ昔し封建の時代にも徳川の將軍家を始めとして諸藩の大小名の如き幾多の嬖妾を養ひ何十人の子女を生ましめたるの沙汰は珍らしからず品行の亂雜は言語道斷なれども當時の將軍大名の家は閨門、奥深くして醜聲の外に漏るゝこと割合に少れなるに反して今の所謂紳士紳商輩は公然その醜を恣にして毫も憚かる所なしと云ふ今昔比較して醜量の多少は數字に徴するに非ざれば容易に知る可らず孰れとも斷言するを得ざれども兎に角に今の社會の表面に傍若無人の舉動多きは疑もなき事實にして往昔鎖國の時代ならんには尙ほ忍ぶ可らざるに非ずと雖も世界萬國人の面前に醜態を晒すは何としても忍ぶ可らず我輩の堪へ難き所なり或は蓄妾の事實を目して一夫多妻云々と云へども本來妾なるものは表面には下女雇人として遇するに過ぎず若しも其腹に子女の生るゝときは戸籍面には正妻の所出として届出でさへすれば差支なかる可しなど云はんかなれども凡そ一夫一婦の間にては子女に富めるものと雖も多くは七八人にして十人以上に出づるもの甚だ稀れなり世界の人類に普通の例なるに然るに日本人に限りて一家に十人二十人の子女を養ひ然かも其子女が孰れも父母を同うする骨肉の兄弟姉妹なりとは生理上に許す可らざるの數にして外國人などに問はれたらば何と返答す可きや一言の辯解もなきことなら

ん妻妾同居は無論、同父異母の衆子女を一家に養ふが如きは一夫多妻の實を表するものに外ならず斷じて許す可らずとして其始末を如何す可きやと云ふに昔し大名の家にて侍婢などが子を生みて公にす可らざるの事情あるときは苟に之を家臣の家へ眞實その家の子として養はしめたるの例なきに非ず今の社會にて妾を蓄ふるが如き輩は何れ生活の餘裕に乏しからざるものなれば必ず之を別居せしむるは勿論、其妾に生れたる子女は妾の手に養はしむるか又は他人に養はしめ本人の死後にも生活養育に差支なきやうにして投蓄妾の一事は飽くまでも祕密にし其祕密は深く主人の胸に藏めて苟めにも口外せざるときは妻子たるものも眼前に醜事を見聞するの苦痛を免かれて自から家庭の和合を得るのみならず外に對して士人の體面を保つに差支なかる可し斯くの如きは恰も妻子を欺くものにして道德上より見るときは陰險詐僞の事を行ふに外ならざれども今の世間の輩に對して遽に改新を促すが如き到底無理なる注文なれば先づ此邊より注意して兎に角に表面の醜事を慎ましむる其中には次第に改新の實を見るにも至る可し我輩の差當り勸告する所なり今日の如き體たらくにては外國人に對して面目なきは申す迄もなく其輩の自身の爲めに謀るも家庭の紊亂は永く禍を遺して妻子をして言ふ可らざるの慘狀に陥らしめ死後尙ほ瞑目する能はざるの遺憾ある可し自から省みて聊かにも心付く所あらんには成る可く其舉動を穩にして表面の醜態を謹まんこと敢て希望に堪へざるなり（明治三十二年二月十八日）

## 錢の輕重

我輩が金錢の賤しむ可らざるを説き日本人をして錢を重んずるの氣風を養はしめんとするは金錢と名くる黃白その

物に重きを置くが爲めに非ず今の世界に國して列國競争の間に立たんとするには國の富力を養ふこと第一の必要にして其國富とは取りも直さず國民銘々の富を計ふるものに外ならず銘々の私に錢を積むは即ち國を富ますの道にして此點より見れば日本國中、一人にても富人の多く一錢にても錢の多からんことを望まざるを得ず國の富力を養ふは立國對外の必要にして思ふに世人に於ても異議はなきことならんれども更に一個人の身に取りて錢の必要は如何と云ふに凡そ世の中に貧ほどつらきものはある可らず衣食に事を缺き飢寒に瀕するが如き極端の場合は全く別として妻子の病氣に醫藥の手當も心ならず況して身後の計など思ひも寄らざるのみか一生を借金に沈めて浮む瀬もなく終身汲汲苦痛を訴ふるが如き即ち貧の爲めにして貧は百病の伏する處、務めて忌む可く務めて避く可し呉れんも心掛く可き所なれども人間の衣食住既に足り自から妻子を養ふて他人の世話に爲らず病氣老後の用意も粗ぼ乏しからずして一身一家の獨立に差支なき以上、錢の必要は何くに在るや多々ます／＼利して多々ます／＼散す自から愉快ならんと雖も能く散するものは利するを得ず能く利するものは散するを得ず世間普通の例にして單に錢を目的として錢を利し錢以上に目的なきものは只是れ錢の奴隸のみ苟も文明の士人たらんものは漫に錢を輕んぜざると同時に其目的を錢以上に存し氣品を高尙にし心身の健全を維持すること肝要にして衣食住の贅澤の如き無益の沙汰なりと知る可し例へば衣服の如き身分相應に見苦しからぬやう心掛くるは自から男子の嗜みとして差支なければも綺羅圖々小袖を重ね長裾を曳き恰も藝人を氣取るが如き沙汰の限りにして一身の重味には毫も加ふる所なかる可し食物も同様にして口に入り身を養ふの分量は自から限りあり食膳方丈山海の珍味を列するが如き單に目を娛ましむるのみにして恰も食物を弄ぶものと云ふ可し又住宅の如きも家族の多少に隨て自から大少なきを得ざれども徒に結構を宏壯にして外觀を張るの必要

はある可らず衣服飲食邸宅を以て人に誇るが如きは即ち錢の光を輝かさんとするものにして自から心事の卑しきを表するに外ならず今の世間には單に錢を目的として富を成したるもの少なからざれども其輩の境遇を見れば甚だ憐む可きものあり其一例を記さんに或る都會の地に一代の中に巨萬の財を積み屈指の富豪として計へらるゝ商人ありて夫妻の間に子なきを以て近親の若者を養子として家を繼がしめんとしたるに其養子は家内の風波その他種々の事情に心を悩ましたる爲めか發狂を催ほしたるにぞ更に妻の縁類中より養子したるが妻は病死して恰も後妻の地位を占めたるものは兼て妾として飼ひ置きたる婦人にしてますゝ家の和合を缺きたる折柄、主人も死去して跡の混亂は一方ならず巨萬の財産も如何なる始末に至るや知る可らざる有様なりと云ふ世間の所謂富豪家に是種の沙汰は決して少なからず畢竟單に錢を目的としたるの結果にして斯くの如きは生涯の辛苦經營、果して誰れの爲めなるか殆んど氣の知れぬ次第なりと云ふ可し人生苟も獨立の主義を實にして社會に立つ、事の勉む可きもの甚だ多し單に錢を目的として錢以上の事を解せざるものは文明士人の友に非ず我輩の共に齒するを欲せざる所なり（明治三十二年二月二十四日）

## 表面の體裁より始む可し

今の世界の大勢は文明進歩の一方にして苟めにも之に反するを得ず之に反するものは世界列國の交際より擯斥せられて邊隅に蟄伏するの外なきのみ大にしては一國、小にしては一身、その運命は孰れも同様にして文明の立國處世亦難しと云ふ可し現に目前の事實に徴するも例へば衣服の如き寒温の適度を保つが爲めのものなれば浴衣を著て大道を闊歩し襦袍を纏ふて客に接するも差支なき筈なれども今日の交際には斯る無作法は許す可らずとて西洋服の窮屈不便

を忍ばざるを得ざるに非ずや即ち浴衣襦袍は日本服にして洋服は西洋風なるが爲めに外ならず食物も住居も同様の次第にして日常の衣食住さへも古來の習慣を破りて實際の不便をも顧みるに遑あらずと云ふ以て文明の趨勢を見るに足る可し右の事實果して間違なしとすれば今の日本人が家の内外に妾を蓄へて一夫多妻の實を行ふが如き西洋文明の習俗に於ては斷じて許す可らざるの醜行なるに内地雜居もいよゝ切迫したるの今日に公然その醜を逞うして恥ぢざるは何事ぞや抑も日本人の蓄妾は自から古來の習慣とは申しながら近來の如き甚だしき醜態は我輩の未だ聞かざる所なり封建時代の有様は徳川の將軍家を始めとして諸藩の大小名の如き閥門の始末は甚だ亂暴にして内部の醜態は一方ならず現に或る將軍が妻妾の腹に六十何人の子を生ましめたるが如き何人も知る所にして其他の大名中にも之に類するの例は珍らしからず此一面を眺むれば言語道斷の始末なれども當時の世の中に妾を蓄ふるものは將軍大小名を外にしては諸藩の士族中にて高祿の門閥家か又は富豪の商家等にして其人數も甚だ多からず隨て普通の家にて妾を置きたりとあれば世間に指目さるゝ程にして自から憚かるの風あり而して大名高家の事は恰も別世界の沙汰にして外に漏るゝこと稀れるが故に一般社會の風色は頗る穩にして目下の有様に比すれば同日の談に非されども若しも當今の時勢ならんには斯る事實も斷じて其儘に差置くを得ず世界文明の手前に對して是非とも改めざる可らざる次第なるに然るに今日の體たらくは何等の始末ぞや日常の衣食住さへ實際に不便と知りながらも尙ほ且つ古來の習慣を守ること能はざるは即ち文明の大勢にして其大勢の趨く所、甚だ急なるのみならず全國開放内地雜居も且夕に迫るの今日に男子輩の舉動を見れば封建時代の有様に輪に輪を掛け公然一夫多妻の醜行を恣にして憚かる所なしと云ふ驚入たる次第ならずや蓋し王政維新の革命は單に政治上の騒亂に止まらず同時に人心の騒亂にして社會の現象にも種々の變態を醸さざる

を得ず殊に維新の功臣など稱する輩は孰れも磊落書生にして内を外にして死生の間に奔走したることなれば一身の品行など素より顧みるの暇ある可らず自から亂暴狼藉の所行を免かれざるは敢て怪しむに足らずと雖も其輩が既に社會具瞻の地位を占むるの後に至り尙ほ磊落の故態を悛めずして亂暴を逞うしたるはます／＼社會の氣風を墮落せしめたるの一原因として見る可し要するに今日の醜態は維新騷亂の餘響に發したるものなりとの説もなきに非ず或は斯る事情もあらんかなれども醜態は即ち現在の醜態にして單に男子輩の汚辱のみならず實に日本の國光に關する一大事にこそあれば其原因事情は一切不問に附して只自から改む可きのみ或は年來の習慣を一朝に改むるは甚だ難きに似たれども我輩に於ては決して實際に出來ざる注文して難きを責めんとするものに非ず其輩にして果して自から改めんとならば先づ表面の體裁より始む可し即ち人に對して公然妾宅など吹聴するの愚を止めて極めて之を祕密にし又妾に生れたる子供の始末に就ては嫡出の子女と一所に養育して待遇を同うするが如きは斷じて之を避け法律上には全く私生兒として窃に自から之を養ふか又は他人に付して養はしむるか其邊は便宜に一任して衣食教育の手當の如きは如何に厚くするも妨なきのみか或は不幸にして嫡出の子を得ずして家名財産を傳ふるものなき場合には豫め遺言して本人の死後に至り相續者に引直さしむ可きのみ斯くの如くせんには社會の體裁は甚だ穩にして差當り非難を免かる可し我輩は敢て遽に窮屈の説を爲して人を苦しめんとするものに非ず世間の輩も安心して兎に角に表面の醜態を謹しまんこと希望に堪へざるなり（明治三十二年四月七日）

## 口を外國に藉る可らず

日本男子の品行に關する我輩の所論に就ては如何に鐵面皮の輩と雖も正面より反對を唱ふるの勇氣あるものはなかる可しと雖も或は口を外國の例に藉りて一夫多妻の醜行は外國人に對して謹まざる可らずと云ふも其外國を見れば男子の不品行は我國に比して讓らざるものあるに非ずや彼等に對して遠慮は無用なりとて自から辯護を試みるのみならず彼の交際にぬかりなき外國人などが西洋諸國にても實際は云々の次第なり日本人の舉動こそ寧ろ淡泊にして愛す可しなど云ふ其お世辭を眞面目に受けて恰も免許を得たる如くに心得、自から省みざるものもあらんには大なる間違と云はざるを得ず本來一夫一婦は人間天然の約束にして苟も人間が萬物の靈を以て自から任する以上は其約束を紊るものは之を禽獸の所行と認めざるを得ず自から禽獸の眞似して他に同類あるが故に差支なしとは何事ぞや他人の事は兎も角も自から犯したる罪惡は即ち自家の罪惡にして斷じて許す可らず我輩の一步も假さざる所なれども斯る理論は姑く擱き抑も西洋國人の中にも日本人と同様の醜行なきに非ず否な更に甚だしきものもあるは實際の事實なれども扱そこの國々と我國と相對して社會全體の表面に現はれたる醜態は孰れか大孰れか小、孰れか多く孰れか少なきやと云へば一見甚だ明白にして比較の數に非ざるを認む可し喩へば海濱の住民は常に魚肉を食し山國の居民は野菜を食するの習慣にして假りに食物の種類に由て之を區別するときは一方は魚食人、一方は菜食人の名を下すも差支ある可らず或は海濱人の中にも一片の魚肉も喉に下すこと能はざるものもあらん又山國人にして生來野菜を好まざるものもあらんなれども全體の上より見るときは海濱人は魚食人、山國人は菜食人と認めざるを得ず西洋人の中にも自から不品行の醜態を演ずるものなきに非ず例へば米國にて或る大富豪の死したるとき嫡出庶出の二子が遺言に記されたる財産の分配に付き争を生じて亡父の生前に精神病の徵候ありしが故に其遺言は正當のものと認むるを得ずとて病候の有無を確む

るが爲めに父の遺體を解剖したるものあり又主人の死後、幾多の未亡人が諸方より現はれ出で孰れも立派なる遺言を所持して互に財産の相続を主張したるの奇談さへなきに非ず是等は極端の例とするも彼の國々の實際にも往々醜事の外に暴露する場合少なからず西洋人必ずしも正人君子のみに非ざれども兎に角に其社會の全體を眺むるときは表面の體裁甚だ清潔のみならず實際に眞實正味の君子も甚だ多くして純然たる一夫一婦の國として見るの外なきに然るに日本社會の有様は醜態滿目、公然一夫多妻の實を演じながら之を怪しむものなしと云ふ今の社會にて紳士紳商など多少世間に知られたる輩にして此醜行を犯さざるもの果して幾人ありや殆んど指を屈するに過ぎざる可し左れば西洋に於ては固より不品行の事實なきに非ずと雖も其事實の外に現はるゝことは甚だ稀れなるに引換へ我國の社會は滿目醜行の男子を以て充たされ眞實潔白の者こそ却て稀有の例として見る可しと云ふ全く反對にして彼等の中に醜行の沙汰は恰も山國人に魚肉を食するものあるに等しく其全體は矢張り菜食人として認むるに差支なきに反し日本人の多數は常に魚食に耽りて菜食家を求むれば指を屈するの數に過ぎずとあれば實際に魚食人たるの實は免かる可らず即ち日本が一夫多妻國と認められて致方なきは明に數字の示す所にして一言の辯解もなかる可し我輩が外に對して赤面に堪へざる所以なり外國の例を云々して自から辯護するが如き既に比較の數を誤りたるものにして全く無稽なるは申す迄もなく外國人のお世辭などに安心して得々たることもあらんには微妙の場合に至り恰も足元より鳥が立つ如き狼狽を見る可し廣く世界の事情を察すると共に切に事の利害を考へ自から省みて自から謹まんこと希望に堪へざるなり（明治三十二年四月十九日）

## 外交上に警しむる所を知る可し

世間にて男子の品行論に反對するものは西洋にも云々の例ありとて口を外國の例に藉るのみならず本來外國人は平素の交際法に巧にして自身の利害に關係なき事柄に他人の感情を害するが如き舉動は敢てせざるの風なれば日本人の品行などに關しては決して喙を容れざるのみか或は彼の宗教家宣教師の類に至りても布教の方便として強ち正面より我國の風俗に反對せざるが故に外國の關係は意に介するに足らずとて安心するものもあらんかなれども是れぞ大なる間違にして實際甚だ危險に堪へず其輩に於ては知るや知らずや今の國交際の表面は頗る穩なるに似たれども内實は甚だ陰險にして容易に心付かざる微妙の邊にまでも注意して他の弱點を確と押へ置き平時は全く知らざる風しながら一旦何か事を生じて必要な場合には其弱點に付入りて一發直に喉を締むるの手段に出づることなきに非ず陰險と云へば陰險なれども列國互にかゝる手段に注意しつゝあることなれば云はゞお互の事にして決して怪しむに足らず深く警しむ可き所にして日本男子の品行が今日の如く亂暴狼藉なるに於ては常に國の不面目のみならず國交上に容易ならぬ失敗を見ることある可し例へば列國の關係上、我國が西洋の或る強國と提携して他の一國に對するの必要を認め兩國の同盟將に成らんとするに際し若しも反對國が外交の手段に依り其同盟の成立を妨げんとするときは之を妨ぐる可し甚だ容易ならんのみ思ふに今の世界に於て東西國情を殊にする兩國の同盟は眞實國民の同情同感に出づるものに非ず何れ一時の利害の爲めに互に利用せんとする政略上の必要に外ならざれば根柢より結合の固きものと見るを得ず此處ぞ即ち反對國人の付込處にして兼てより手を廻はして内々調べ置きたる日本人の品行を暴露し某大臣は云々某紳士は斯



くくとして一々知名の士人の名を列挙して事細かに其不始末不體裁を並立て日本は正しく一夫多妻蠻風國にして世界の文明國に齒せしむ可らざるものなり然るに文明の一國が斯る蠻風國と同盟して却て其仲間なる文明國に反對せんとするは取も直さず野蠻の力を假りて文明に敵するものなり之を目して世界文明の公敵と認めざるを得ず云々とて新聞に演説に喋々論ずるときは列國間の大問題と爲るは無論、肝腎の本國中にも異論を生ずること必然にして茲に至れば其國の當局者に於ても列國の感情を損ずるを憚かるの掛念よりして日本との同盟を思ひ止まるに至らざるを得ず我輩の斷じて疑を容れざる所なり右は假りに同盟の場合を想像したるものなれども今日の如き始末にては同盟談など最初より覺束なきは申す迄もなく外交微妙の問題に至れば我に弱點を存するが爲めに意外の不覺を取るの掛念なきに非ず努めく油斷す可らざる所のものなり從來の日本國ならんには外國人も餘り重きを置かさりしかども今や然らず戰勝後は兎に角に世界の一強國に計へられて軍備商賣の如きは外國人の注目一方ならず彼等が事の内情を知るの詳なる往我輩をして驚かしむることなきに非ず況して外交上の注意に於ては一點の抜目なきこと明白なれば若しも外國人が此點に注目して日本社會の内情を知らんとするとき如何なる事實にても聞得ざるものなく屈強の材料を得ること甚だ容易なる可し或は外國人と雖も斯る點までは注意せざることならんなど云ふものもあらんなれども今の外交は甚だ陰險にして其裡面には如何なる秘密手段の行はるゝやも知る可らず實に危険なる次第なれば注意の上にも注意して其弱點を去るこそ智者の事にして社會上流の士人たるものは此一點より考へても大に警しむる所なかる可らず諺に所謂千丈の堤も蟻の穴より壞るゝの喩に漏れず士人一身の不品行は國の榮辱安危に係るの場合ある可し其輩が事の関係の容易ならざるを心に銘して一身を慎まんと我輩の切望に堪へざるなり（明治三十二年五月十日）

## 婦人の懷劍

往昔封建の時代に武士の家にては婦人と雖も懷劍を懷にして身を離さず他に嫁するときにも之を携ふるの常なり即ち萬一の場合に護身の用に供せんとするものに外ならず今や時勢一變、劍を以て自から身を護るの要を見ずと雖も實際を顧みれば婦人の一身には危険頗る多くして護身の必要は今尚ほ昔に異ならず然るに世間の父母が娘を他に嫁せしむるに衣服道具等は金を吝まらずして相應の華美を盡しながら其一身を護るの用意甚だ疎なるは事の本末を誤るものと云ふ可し例へば其夫が不幸にして世を早くして家に財産を遺さず未亡人が子供と共に忽ち路頭に迷ふ如き出來事は人生の不運致方なしとするも男子の中には平生甚だ不心得にして妾など蓄へ妻を虐待して恰も奴隸視するものさへなきに非ず世間に珍らしからぬ例にして大に警しむ可き所なれば父母に於て娘を嫁せしむる場合には身分相應に財産を分與して他に對して自から護るの用意に供す可し其財産は恰も護身の懷劍に等しきものなれども婦人たるものにして自から之を使用する方法を知らざるときは適ま／＼以て自から身を傷く可きのみ即ち婦人教育の大切なる所以にして財産の權利及び其處置法の事は平素より一通り心得しめいよ／＼婚姻の場合には家の貧富に隨ひ相應の財産を分與し終身、身を離さずして護身の用に供せしむ可し是邊の教育を等閑に付しながら徒に衣服道具などを美にして護身の法に注意せざるは子を愛するものゝ事に非ざるなり（明治三十二年五月十六日）

## 法典研究の必要

我國近年の大事業の一たりし法典の編纂も漸く完成を告げ民法は既に昨年七月より施行せられ商法も來月十六日より實施の運びに至らんとし其他關係の諸法令も大半改廢せられたれば舊來の規則布達の類にして尙ほ存するものは極めて少なく法律界の面目全く一新せられ日本國民は更に新法規に支配せらるゝことゝ爲りたるに就ては其職業の如何を問はず均しく法の原則に通曉するの必要に迫れるにも拘はらず一部法律家の外は一般に其研究に怠り恰も暗探りに行動しつゝあるの有様なりとは心得違ひの甚だしきものと云はざるを得ず抑も法典は國民行爲の準則を定めたるものにして身體財産の權利より婚姻養子縁組相續其他の關係に至るまでも一切漏さず規定せられたれば人事百般の行爲複雑にして極りなしと雖も之が支配を受けざるものなく其行爲が法の原則に適ふと否とは當事者の利害に重大なる關係を及ぼす可し法典研究の必要なる所以にして日常頻繁の取引を爲す商人等に於ては別して法律規定を知るの心掛なかる可らず或は法律の知識は一般普通の人民には左まで必要のものに非ず若しも必要なる場合には専門家に諮らば事足る可しと云ふ者あらんれども法の規定は多く事物極端の場合を想像して萬一に備ふるものなれば平常無事の時格別の必要なきが如くなれども本來人事の行違ひは平素當事者が意に介せずして輕々に看過する些細の事より發するものなれば極端の場合に處する心掛なければ平時に於ける權利の萬全を期す可らず昔し封建の武士が常に武術を鍛練せしは必ずしも人を斬るが爲のみに非ず武術を心得ざるよりして招く可き侮辱を豫防せんとしたるものにして既に其心得あるときは劍を動かさずして冥々の中に其勢力の働きを逞うし優に體面を全うするを得べし今の列國が互に海陸軍

備の擴張を努むるも亦この用意に外ならず文明世界に法律を學ぶは無智より生ずる危險を未然に防ぐ所以の道にこそあれば法典研究の必要は決して専門家のみに限る可らず固より訴訟の生じたる曉には専門家を煩す可きは勿論なれども日常迅速を尙ふ商賣の取引その他の行爲に一々専門家に謀るは事實に行はる可らざることにして到底他の知識を借るの暇ある可らず左れば何人に限らず法典の規定を知悉するの心得は甚だ必要なるに其必要を解せざるものあるは畢竟我國民が權利思想に乏しくして法律とは刑罰の意味にして悪人を罪する法度なれば世に處するに正道だに踏まば恐るゝことなしなど時代遅れの考を爲し人間一切の關係が悉く法典に網羅せられあるを知らざるが爲めに外ならず世間には單に習慣上の善惡の觀念を唯一の標準とし常識一偏に訴へて諸種の取極めを爲したる結果、紛議を生じて取返しに付かぬ損害を蒙り其揚句法律は正者に與せずとて恨む者などあるは從來往々目撃する所なり法は邪を排し正を保護するが爲に設けられたるは云ふ迄もなれども法が事實を認むるには一定の形式を要し此形式に依らざれば事實を事實として見ざるものなれば其保護に依り權利を維持せんとせば法の前に正を正として示すの用意なかる可らず即ち之を示すには法の要する形式を備へざる可らず若しも其用意なくして争ふときは假令ひ眞實正當なる理由あるも法の目より見れば正理として顯はれざるものなれば結局失敗するは當然なるに此理を解せずして漫に事實は云々なるに權利を失はしむるは不公平なりとて恨むが如きは恨む者の愚なるのみ西洋諸國人の如きは權利思想に富み進歩せる法律の下に生活して事々物々皆權利の觀念を以て動くの習慣にして現に彼等は内地雜居後日本法律の支配を受くるの用意として鋭意法典の調査を爲しつゝありと云ふ然るに肝腎の日本人は案外冷淡なりとせば今後内外取引應答の際我國民の法律思想の幼稚なるを見て日本の法典は完全なるも國民の知識は之に伴はざるを覺り内心深き所に輕侮の念を抱くは

必然にして遺憾千萬なりと云ふ可し法典の研究は外人に對する用意の一としても必要なるのみならず處世の安全を謀る上に於ても缺く可らず日本國民たるものは法典の要領に通ずるの心掛緊要なりと知る可し(明治卅二年五月廿九日)

### 一步を退く可し

文明の家庭を主宰する婦人に文明教育の必要は云ふ迄もなき所にして世人の異議を容さず今後日本の女子に衛生經濟法律等の思想を養はしめ男子を助けて居家處世の務に當らしむるの地を成すは極めて肝要の事なりとして扱その實行の手段は如何と云ふに近來世間の女子教育を見るに公私學校の科目なども次第に虚を去て實に就くの傾なきに非ざれども毎度論ずるが如く男子の心掛宜しからずして女子を遇するに同等の考を以てせず其權利を蹂躪して更に意とせざるの風を改めざる時は一方に於て折角教育を奨励するも之を實用するの場合なきが故に其效能は到底見る可らず女子の智徳を進めて品位を高うするは當局なる女子の自から務む可き所なれども我國の習慣は男子獨り勢力を逞うして女子に自動の働きを得せしめざる可しなれば今日の實際には先づ男子より一步を譲りて活動の便を與へざる可らず而して其第一著として男子に望む所は家を重んじ品行を慎むの一事にして男子が其心得を以て女子に對すれば女子も自から其身を重んずるの心を生じて夫妻一致して文明の家風を見るに至る可し世間の男子の熟考を要する所なれども其輩が依然心得を改めずして飽くまでも女子を壓へ付けんとする可しあらんには今後の成行に於て恐る可きの掛念は外ならず社會の進歩に隨ふて女子の間に漸く不平の念を高むるは必然なる其中にも或は法外に逸して自暴自棄に陥り男子の跋扈は畢竟女子の卑屈に因るものなれば今後は一切柔順の主義を廢し男子同様我儘を働く可し夫にして云々

なれば妻たるものが云々するも何の不都合あらんやなど、途方もなき所に其鬱憤を散ずるに至るものなしとも云ふ可らず夫婦相反目して互に不品行を働き身を亡し家を破るは今の無教育の下等社會には其例に乏しからざれども若しも中流以上に斯る現象を呈することもあらば一家の不面目、社會の失態は申す迄もなくして然かも其責は男子に歸せざるを得ず之を豫防するの法は男子自から一步を譲りて女子の發達を正道に導くに在るのみ一言敢て注意する所なり(明治三十二年六月十六日)

### 日本流か西洋流か

#### 第一

西洋文明の氣風次第に國中に行はれて社會の習慣漸く一變せんとする今日の時勢に際しては人々注意す可きこと甚だ多々なる中にも差當り一家内夫妻の關係の如き最も大切にして若しも家の主人たるものが目下の成行を漫然看過するときは脚下より意外の珍事を生じて自から其始末に當惑することある可し世間の人々は果して其邊に考へ及びたるものありや否や我輩の爰に一言して注意を促さんとする所なり抑も封建時代の日本は武家の世の中にして其家の趣を見れば以て一般の氣風を知るに足る可きのみならず其氣風は取も直さず今日の實際に行はれつゝあるものなれば先づ當時の有様より云はんに家の主人は恰も專制獨裁の君主にして一家の全權を擧て一人の手に握り其家内に臨むや威儀嚴然、妻君以下家の子女と雖も主公の前に出づるときは恰も僕婢の禮を執て之に事へ苟も狎るゝを得ず例へば主人の外出に妻君は必ず平身低頭して之を玄關に送り其歸るや之を迎ふるも亦かくの如くにして家に居るにも主人は裨の上

に控ふれども妻君は謹んで疊に坐し食事の時には主人先づ膳に就きて飲食する其傍に妻君は周旋の勞を執り其終るを待て始めて食するのみ又入浴の如き如何なる場合にも主人を後にするが如き決して許さざる所にして其分界の嚴なること男女の別と云ふよりも寧ろ君臣の別と云ふて可なり而して斯くの如く嚴めしく怖ろしき其主人公の内行を窺へば言語道斷、幾人の婢妾に子を生ましめて孰れが兄弟姉妹なるやも分明ならざる其群子女を家内に雜居せしむるが如き珍らしからぬ沙汰にして自から其間に紛紜を生ずることなきに非ざれども獨裁主公の威嚴の前には理非曲直も一切皆無にして一言叱咤し去らるれば一同平服して只管恐縮するのみ或は之を稱して武徳を養ふと云ふ徳を養ふとは甚だ奇なるに似たれども兎に角に此筆法を以て一家を御し妻子をして全く違言なからしめたるは自から武家の徳と云ふも差支なかる可し或は威嚴一偏の主人公と雖も二六時中、全く笑顔せず居らる可きに非ず家居の平生には一家團欒、妻子と共に打解けて興することもある可し又或は内實には内君却て實力を掌握して主人は願使に供せらるゝが如き例も多からんなれども是れは自から内部の事にして社會の表面より見れば一般の家風は全く主人の獨裁にして妻子は惟命是れ従ふを以て先天の約束と心得、只その威嚴に服して苟も違背することなく以て何百年來家内の太平を維持したるは兎に角に武徳のお蔭にして今日に至りても一般社會の家庭は尙ほ此武徳の筆法にて支配せらるゝもの多し彼の大臣貴顯など稱する輩が維新前後百事不取締の時代に養成したる習慣を今に改めずして封建當時の有様に輪に輪を掛け内外に妾を蓄ふる其上に到る處の花柳に戯れて厭くを知らず時に地方に旅行することもあれば足跡の印する處に必ず醜聞を放つなど一身の放埒は沙汰の限りを盡しながら此放蕩の老主人が家に在るときは儼然たる御前殿様にして妻子に臨むに威嚴を以てし出入必ず送迎せしむる等、毫も昔しの武家に異ならずと云ふ單に大臣貴顯のみならず今の世間

の家を見れば大小貴賤に拘はらず大抵この流儀にして實際に甚だしき不都合を見ざるが如し自からはれ日本流の家法にして何百年來今日まで差支なく行はれたるものなり然るに爰に大に考ふ可きは時勢の變化即ち西洋流の流行にして社會の習慣氣風孰れも感化を蒙らざるものなき其中に獨り夫婦の關係のみ數に漏るゝを得べからず世間の實際に徴するに一家の内にも老夫婦の關係は全く日本流なるに反して若夫婦の間柄に至れば大に其趣を殊にする可し例へば夫婦家に居るにも甚だ嚴格ならずして共に坐し共に食するは無論、夫の出入に必ずしも妻の送迎を要せざるのみか或は朝夕の運動散歩にも共に手を携へ温泉海水浴の保養などには常に同行するが如き次第に若夫婦社會の風習を成したるは目前の事實にして自から西洋流と認む可きものなり夫婦の關係に日本流と西洋流と孰れか是にして孰れか非なるやは容易に判斷す可きに非ざれども兎に角に西洋流の流行は社會風潮の然らしむる所にしてますゝ其勢を違ふせざるを得ず今後必然の成行なりとして今の日本の社會に於ける西洋流は果して此儘に行はれて何等の故障をも見ざる可きやと云ふに我輩に於ては窃に掛念に堪へざるものなり時勢變遷の際に最も注意す可きものありとは即ち此事にして其次第は次に語る可し

## 第二

今の日本社會は變遷の時代にして一家の内にも老夫婦と若夫婦とは既に關係の殊なるを認む可し日本流の關係は古來自から一定の習慣を存して其習慣の上に結ばれたるものなれば今の老夫婦の生涯は其儘にて無事に經過することならんなれども若夫婦の西洋流は果して如何なる可きや家に在ては席を共にし食を共にして命令もせざれば服従もせず昔の日本流にては漫に他人に面會せざる細君が夫の不在には親しく來客に接し又この方より訪問することもあり又

方共に甚だ自由呑氣にして外に出づるには双々手を携へて物見遊山の行樂も憚かる所なしと云ふ即ち若夫婦の關係にして此一方より見れば恰も純然たる西洋流にして別に故障なきが如くなれども窃に我輩の所見を以てすれば此間に恐る可き禍機の伏在して早晚破裂の危険あるを認めざるを得ず今の若年の男子輩にして眞實夫婦の關係を西洋流にせんと考ならんには内心の根柢より思想を一新して表裡陰陽、飽くまでも西洋流と覺悟すること當然なるに然るに其輩の舉動を見れば表面の體裁は恰も西洋流にして甚だ殊勝なるに似たれども内實の内心は全く日本流にして滔々たる世間の流風に吹かれて花柳の巷に出没し或は窃に路傍の花を根引して之を圍ひ置くなど依然として亂暴狼藉を演ずるもの比々皆然りと云ふ即ち其舉動は西洋流と日本流とを左右にして恰も兩手に花の洒落を實にせんとするもの、如くなれども斯る丸儲は果して實際に行はる可きや否や日本流に於ては夫は獨裁の主公にして妻は恰も最初より惟命是れ従ふの約束にて之に歸したることなれば如何ほど目に餘るの所行あるも致方なしと觀念して夫の死後は兎も角も其生前は先づ以て無事に治まるの常なれども今の新人に斯る觀念は決して望む可らず若夫婦結婚の當初、必ずしも確なる約束はなからんれども夫の妻を遇するや既に西洋流にして妻も亦その心得にて夫に對し眞實夫婦同等を期したる其西洋夫婦の間に何ぞ圖らん夫の所行は内實日本流にして言語道斷の始末なりとあらんには細君は全く弄ばれたるものにして其儘に黙す可きに非ず兩間の平和は忽ち破れて非常の風波を醸し反目争論の末、或は離縁沙汰を催ほして法律上に是非を争ふなどの成行なきを保つ可らず然れども是種の破裂は事の陽に發するものにして其害は尙ほ小なりと雖も更に大に警しむ可きは陰性の破裂なり夫妻元是れ同等にして夫に差支なきの行爲は妻に於ても差支はある可らず否之を行ふこそ當然なれとて夫が内を外にして花柳に流連すれば妻は家政を餘所にして寄席芝居に出入し夫が藝妓に戯

れ妾を圍へば妻は役者藝人の類を近けて之に狎るゝ等、恰も夫妻相競ふて負けず劣らずに狂態を演ずるの極に至るやも知る可らず斯くの如きは人倫の大變、一家滅亡の本にして容易ならざる次第なれども今の男子輩が自から文明の大勢に誘はれて夫婦の關係をば西洋流にしなから其一身の品行は全く日本流にして亂暴狼藉を敢てし夫妻同等一夫一婦の約束を紊るときは其反動は早晚事實に現れて一家の大亂脈を惹起さざるを得ず因果自然の成行にして毫も怪しむに足らざる所なり世間の人々は今日の有様を見て其成行の容易ならざるに心付きたるものあるや否や瞑目沈思、深く考へたらば自から發明する所ある可しとして此始末に就ては速に説を決せざる可らず我輩の所見を以てすれば其家法を全く日本流にして主公一人に無上の權力を握り威嚴一偏、妻孥を御して以て一家内を壓伏し去るの筆法を斷行するか然らざれば既に西洋流と覺悟したる上は徹頭徹尾西洋流として眞實一夫一婦の主義に終始するの二途あるのみなれども世人の見る所は孰れに在るや日本流決して悪しからず從來老夫婦の間に行はれたる其儘を今後の實際にも實行し得んには一家の平和を維持するの效能は疑ふ可らずと雖も今や文明進歩の勢は留めんと欲して留む可らず殊に内地雜居も行はれて外國人の入込むに随ひますゝ習慣氣風の變化を促すは無論にして現に新民法の如き西洋文明の主義に據て夫婦間の關係を規定したるが如き斯る時勢の最中にいよゝ日本流の斷行を期せんとするには先づ根柢よりして社會の大勢を舊時の有様に挽回するの覺悟なかる可らず實際に行はる可らざる所にして日本流の復舊果して覺束なしとすれば歸する所は只西洋流の一途あるのみ果して然らば今後の時勢に處して禍機破裂の危険を避け以て一家の平和幸福を保たんとするには陰にも陽にも日本流を斷念し飽くまでも西洋流一偏と覺悟を定むるの外に道なきが如し世人の見る所、果して如何、深思熟考して孰れとも其説を決せざる可らず我輩の敢て聞かんと欲する所なり(明治三十二年

七月十六日及び十八日

## 庶子私生兒を厚遇す可し

今の世間に所謂庶出の子女を見るに其境遇甚だ憐れむ可きものあり從來の社會に於ても庶出の子とあれば假令正妻に所出なきも一家の中に重きを成すを得ず況して嫡出の子女生まるゝときは同等の待遇は思ひも寄らざる所にして衣服食物に至るまでも厚薄を殊にするもの多し或は時としては側室の權力、正妻を壓して隨て特に庶出の子女に厚うするなどの例なきに非ざれども是れは稀れに見る所にして一般の例とするに足らず庶子の境遇は從來とても憐れむ可きものなりしに近來は社會の氣風自から正に歸するの傾きを呈したるより公然姿を蓄へ恥づかし氣もなく庶出の男女を養ひたる輩も世間を憚かるの心を生ぜしものか多少その醜態を警しむるの様子あるにぞ庶子の母たる婦人の如きは窃に心配を催ほして一身の始末は差置き子女の行末は如何なる可きやとて大に案じ煩ふものもなきに非すと云ふ兎に角に斯る沙汰を耳にするに至りしは自から社會の氣風變化の徴候として喜ぶ可き所なれども子女の行末云々の心配は尤も至極にして殊に同情の感に堪へざるなり世間に庶子の輩出は男子不品行の結果に外ならずして其敗徳破倫の所行は固より許すを得ず飽くまでも排斥せざる可らずと雖も既に此世に生れ出でたる子女は其所生の如何に拘はらず紛れもなく父の子にして其子に罪も咎もある可らず我輩に於ては其邊の事情をば全く眼中に置かずして平等一様に之を認め其間に彼れ是れの區別せずして等しく其處を得せしめ以て遺憾なきを期する其中にも庶子の境遇に就ては大に不憫の情なきを得ざる其次第を語らんに庶子の母たる婦人の身は錢を以て購はれたるものこそ多からんなれども實際には

自から事情を殊にして男子が正妻を娶る以前より永く同棲するものあるは無論、或は最初より正妻たるの約束にて身を託し末は公の夫婦を期して子さへ生したる其中に男子が前約に背きて別に他人を迎へたる爲めに其子をして日蔭の身たらしめたる場合さへなきに非ず現に京都の或る本山の法主が東京なる或る豪商の娘を入れたるも追ては本妻にとの觸込みなりしに家柄云々を口實に前言を無にして今の本妻を他より迎へたることなり其娘に庶出の子あるやなしは知らざれども世間の庶子には此類のものも少なからざることならん實に憐れむ可きのみならず假令ひ錢にて購はれたる婦女の腹に生まるゝも其子に變りはある可らず相應の家に生まれたる子にして兄弟姉妹の間に衣食の供給さへも殊にして身の行末に不安の念を懷かしむるは人間の至情に於て果して忍ぶことを得るや否や世間の男子輩が自から謹まらずして醜行を犯しながら恰も生まれ子に罪を嫁して之を虐待せんとするが如き殘忍非道の極にして斷じて許す可らず今後社會の氣風いよ／＼正に歸して醜行狼藉の蠻風を收め世間の表面に庶出の子女など認めざる世の中と爲るは疑もなき成行にして一日も早く其曉に達せんこと我輩の至願に堪へざる所なれども既に世間に生まれ出で、眼前に現存する子女の始末に就ては自から其處を得せしむるの手段なる可らずとして其手段を如何す可きや正出の子女と共に一家の中に雜居せしめて人目を憚らざる如きは今日の世態に於て固より許す可らずと雖も庶子の父たる男子は何れ相應の身代もありて生活に豊なる輩にこそあれば本妻の外に生まれたる子供は庶子として自から養ふなり又は私生兒として他人に養はしむるなり孰れにても適宜として成る可く世間の耳目を避くることに注意しながら其養育の一段に至りては思切て之を厚くし主人の死後と雖も母子共に安樂の一生を送るに足るの用意は無論、教育の手當の如きは殊に充分にして子女成長の後は天晴れの人間たらしむることを期せざる可らず假令ひ庶出にても私生にても父子の關係は

庶子私生兒を厚遇す可し

天然の約束なり之を養育して相當の人間たらしむるは即ち親たるもの、義務にして決して免かる可らざる筈なるに自から不徳を犯したる結果、其子を生まれながら日蔭の身と爲したる其上に恰も之を抛棄して生涯浮む可らざる淵に沈淪せしむるが如きは不徳に不徳を重ねるものにして苟も人間社會にあるまじき殘忍非道の所行と云はざるを得ず我輩は眞實心の底よりは是種の子女に同情を寄するものにして排斥など思ひも寄らざるのみか飽くまでも之を保護し其處を得せしめんこと希望に堪へず其父たるものは厚く是種の母子を待遇して人間の至情を全うし苟めにも殘忍非道の罪を犯すこと勿れ我輩の呉れん、勸告する所なり（明治三十二年七月十九日）

### 人の妾たるものも大に考へざる可らず

今の世界に一夫多妻の習慣は甚だ少なからず米國のユタ州の如きは一州舉て彼のモルモン宗の信徒にして一夫多妻勝手次第の奇風あり又マホメット教の行はるゝ東洋諸國は一般に一夫多妻の習慣にして土耳其の如き貴族顯官の輩は孰れも五六の邸宅を有しておのゝ妻を棲はしめ其數の多きに誇るの常なり支那朝鮮の如きは宗教も自から異にして一夫多妻の名はなけれども上下一般に公然妾を蓄ふるの風にして其實は多妻を養ふものに外ならず以上の國々は右の次第にして其多妻の待遇法は如何と云ふにモルモン宗マホメット教に於ては一夫に侍する幾多の婦人は孰れも正當の正室にして最初より偕老同穴の約束を以て結婚するものなれば待遇上に厚薄の差ある可きに非ず又支那の婢妾の如き錢を以て其身を購ふものなれども公然これを蓄へて却て世人に誇るの風なれば既に主人に歸するときは當人の安樂は無無論その生家に於ては寧ろ一家の面目利益と認むる次第なりと云ふ多妻國の習慣法は自から斯くある可き筈なりとし

て扱我國に於ける妾の始末は如何す可きや今日までの習慣を見れば恰も支那と同様にして實際に多妻の實を成したることなれども既に西洋諸國と對等の地位に立ちいよゝ文明世界の交際場裡に入らんとするに當り斯る蠻風は到底許す可きに非ざれば蓄妾の習慣は斷じて廢止せざる可らず或は遽に廢する能はざるも極めて之を祕密にして一般の世間は申す迄もなく知己朋友の間にも絶えて知らしめざるの風を催はすは必然の勢にして文明進歩の大勢に徴して其時機の到來決して遠きに非ずとすれば世間の輩に於ては其始末に就て大に考ふる所なきを得ざる可し本來蓄妾の醜態は其罪、男子に在り婦人を咎む可らざるは無論にして殊に妾腹に生れたる子女に至りては等しく人間の子にして毫も非難す可き缺點なきに其父たるものゝ不徳の結果として一般の擯斥を蒙り生まれながら日蔭の身と爲るが如き人間の至情に於て忍ぶ可らざるの悲惨事にこそあれば其男子輩に於ては特に是種の母子に厚くして衣食教育の始末は申す迄もなく生涯を安樂ならしむることに心掛く可し我輩の呉れん、忠告する所なれども又その婦人に於ても篤と考へて大に覺悟する所なかる可らず今日までは漫然、身を不徳の男子に託して榮耀榮華を夢みつゝありしものも多からんれども今後の時勢は是等婦人の身に取て甚だ容易ならず文明風のますゝ流行すると共に公然たる蓄妾の習慣は次第に改まること明白にして男子輩の中には世間の前を憚りて妾を止むるものもある可く或は然らざるも極々祕密にして表面の醜態を掩はんとするに至るは必然の成行なれば其種の婦人輩も從來の如く世間晴れての榮華を望む可らざるは勿論その子女の始末の如きも大に掛念す可きものなきを得ず即ち今後の妾たるものは凡そ普通の人間として受く可き社交上の幸福快樂をば一切犠牲にして男子の一身に捧げ生涯を社會の暗黒裡に送るものにして苦痛の大なると共に報酬の豊ならざる可らざるは至當の事なれば既に男子に身を託したるものと又今後不幸にして身を託せんとするものにと

拘はらず男子に對しては充分の待遇を求め平素衣食住の贅澤は勿論、假令ひ男子に離るゝも生涯獨立して安樂に一生を送るに足る可き資産の分與を最初より契約して始めて一身を託す可きものなり從來は人の妾たるも敢て世間に憚かる所なきのみか時としては案外に立身して正妻の位に昇り所謂氏なくして玉の輿の機會もなきに非ざりしかども今後の時勢に斯る僥倖は決して望む可らず是種の婦人たるものゝ大に覺悟す可き所なり（明治三十二年八月九日）

## 男子たるものも大に注意す可し

男子が妾を蓄ふるは破倫の醜惡事にして文明社會に斷じて許す可らざるは勿論なれども往昔封建の時代にも世間に對して多少憚かる所ありしものと見え大名の家などにて妾を召抱ふる場合には内實は兎も角も表面には正室たる婦人より其女子を主人に勸むるの趣向として體裁を繕ひたることなり當時に在りては何人も蓄妾を破倫の醜行と認めて之を論じたるものありしを聞かざれども人間の本心に問ふて自から一點羞恥の情ありしを見る可し左れば一般の社會に於ても妾を置くには自から細君より勸めしむるの風習を成し男子が幾人の妾を蓄へて言語道斷の醜行を恣にするも細君は一言の不平をも訴へざるを以て婦人の美德とし世間にも之を稱賛してます／＼男子をして放縱ならしめたるは畢竟男子の專制時代に自性の一方にのみ好都合なる壓制法を工風し恰も婦人の合意に出でたる如くに粧ひ以て醜行を恣にするの便に供したるものなり實に殘忍酷薄の所業にして斯る習慣は何は兎もあれ差當り破壊せざる可らず或は今日に於ても婦人の身として此邊の事を云々するは何か嫉妬がましく聞え甚だ面白からずとて遠慮するものもあらんなれども婦人に對する嫉妬云々の戒は昔時の男子輩が醜行の非難を避くるが爲めに工風したる自分勝手防禦法なるに婦

人たるものが心中無限の不平を蓄へながら斯る習慣に屈從するとは何事ぞや若しも今の社會に在て男子に妾を勸むるが如き婦人あらんには其良人たる男子を破倫の醜行に陥らしむるものにして恰も男女同罪を以て論ぜざる可らず我輩の斷じて取らざる所なれども爰に其反對に是種の男子輩に於ても大に注意せざる可らざるものあり蓄妾の醜行は細君たる婦人の情に於て固より喜ぶものはある可らず年來社會壓制の習慣として男子に對して自から之を勸むるに至りし其心の苦しさは如何ばかりならん思ひ遣るだに悲酸に堪へざる次第なれども今後の婦人中には實際には全く心術を殊にしなから恰も從來同様の態度を以て男子に對するものを見るに至る可し否な今日の實際にも或は是種の婦人なきに非ざる可しと我輩の想像する所なり即ち其夫が妾を蓄ふるも細君は毫も不平を訴へざるのみか若しも其妾を外に圍ひ置くときは夫に勸めて内に入れしめ男子が妾を置くに世間を憚かるが如きは意氣地なしと云ふ可し或は之が爲めに家内の風波の恐れありと云ふも畢竟その風波は細君たるものゝ心掛宜しからざるが爲めのみとて自から妾と同居して共に一人の夫に仕へながら毫も嫉妬の色を見せざるのみか妾を勞はること恰も自身の妹の如くにして苟めにも風波の沙汰を聞かずとあれば男子の満足は申す迄もなしとして一家の婢僕より出入りの男女に至るまで其處置に感心し孰れも細君に歸服して稱贊の辭を呈するも當人は左あらぬ體にて折り／＼金品などを其輩に散ずるときは細君の人望いよいよ萬々歳にして一家内外の男女總て其腹心たるに至る可し是れまでの處にては甚だ目出度き次第なれども本來細君の志決して小ならず内外の男子を手なづけて全く己れの腹心たらしむるときは如何なる祕密も其輩の計ひにて容易に行はるゝが故に夫は細君を無二の貞婦と心得て大満足なる其一方に細君は巧に夫の目を掠めて勝手氣儘の振舞を演ずるの奇觀を呈するに至る可し蓋し是種の趣向は素より尋常一様なる婦人の能くす可き所に非ず又自から金錢の自由ある



に非ざれば行はれざることなれども今の紳士紳商輩の細君などには随分實行の資格を具ふるものなきに非ざる可し我輩に於ては現在に其實實を認めたるに非ざれども目下の有様より想像すれば實際に必ず行はれ得べき事實にして他人の事ながら窃に掛念に堪へざるものなり若しも男子輩にして從來の儘に安んじて妾を勸むるは細君の義務なりなど心得、漠然經過するときは案外の邊より奇禍を發して一生の面目を失ひ併せて一家の破滅を招くこともある可しよくよく注意す可き所なり（明治三十二年八月十四日）

## 醜行男子に告ぐ

榮枯盛衰は事物に免かれざる所にして新聞紙の如きも興廢常ならざるもの多し昨日までは左まで人に知られざる新聞紙が不圖世間の嗜好に投じて大に得意を催ほすかと思へば何時の間にやら購讀者を失ふて再び元の姿に立戻るものあり又或は多年來評判を博して社運の隆盛を誇りたるものが遽に世間の信用を墜して發行の紙數頓に減ずることあるなど往々見る所なれども我時事新報は最初より著實主義の新聞紙にして敢て時好に投ずるを求めざるが故に讀者も亦自から著實の人多く創業以來今日に至る迄社運年々に隆盛を加へ發行紙數もおひ／＼増加の一方なる其間に絶えて急激なる盛衰に遭遇せず従て世間の信用も自から薄からざるよし評判を傳へ聞て窃に喜ぶ所なり然るに茲に面白き一話は或る上流社會の紳士俗に云ふ新聞道樂にて各種の新聞紙を購讀すれども時事新報に限りては決して門内に入るゝことなしと云ふ何故に時事新報がそれ程嫌ひなるやと窃に探聞するに其紳士こそは例の醜行男子の一人にして其家庭の光景恰も我紙上に指摘する所に符合すること多く偶ま／＼新報を手にして其議論を一讀すれば著々自から思ひ當りて

恰も市朝しちやうに鞭むちやうたるゝの思あり何分にも不愉快なるが爲めに斷然これを遠ざけて眼に觸れざるの工風を爲すものなりと云ふ思ふに世間には此種の紳士に乏しからず或は時事新報を購求すれども主公自身は曾て之を見ず或は窃に之を見るも家族團樂の席に其論説の趣を語る能はざるものも多きことならん其輩には聊か氣の毒の次第ながら時事新報の論説は世事の真相を論出したるものにして少しも作意を用ひざれば改めんと欲して改む可らず我輩は素より人間の醜事を談ずるを好まず著妾狎妓云々の如き不潔談は一日も早く止めにしたき希望なれども如何せん今の男子輩の品行は更に改まるの様子なきのみか其醜いよ／＼出で、いよ／＼醜なるが如し我輩のいや／＼ながら黙止する能はざる所以にして醜行男子が自から改めざる限り本年も明年も又明々年も今後永久攻撃の筆鋒を收めざる決心なり世間の輩にして若しも其五月蠅ごもきに堪へずとならば宜しく自から其行を改む可し自家の醜行を其儘にして時事新報の攻撃を免かれんとするも我輩は終始その舉動に注目し飽くまでも窮追して止まざる可し篤と覺悟す可き所のものなり（明治三十二年十月十九日）

## 醜行男子尙ほ悟らざるか

男子の醜行は日本人に多きか西洋に多きか其實際は容易に知る可らず本來かゝる事實は數字にて示すこと困難なるが故に多しと云へば多く少なしと云へば少なく孰れにても人々の判斷に一任するの外なけれども統計上の數字は別として兎に角に我輩の耳目に觸るゝ所を以てすれば日本人の醜行は西洋人に比して多しと云はざるを得ず彼國の内實に如何なる醜事の行はれつゝあるやは知らざれども彼等の常として苟も一身の祕密に關する事柄とあれば假令ひ別戀の

親友と雖も之を語らざるは勿論、他人に於ても固より之を噂することなし既に自から語らず又之を噂するものなければ實際に其事實なきと同様にして社會の表面には兎に角に一點の汚點を留めざるに反し日本の有様を見れば男子の醜行は公然の又公然たるものにして世間を憚らざるは申す迄もなく實際には醜行の實なきものさへも表面に之を裝ふて醜行男子として他人に噂さるゝを喜ぶの始末なりと云ふ東西比較して醜行の外に現はるゝもの孰れが多くして孰れが少なきや苟も耳目の聰明を缺かざるものならんには直に之を判断するに難からざる可し或は西洋の社會に醜行の沙汰少なしと云ふは單に表面のみにして内實に其事の多きは敢て我國に譲らず否な性質の陰險なるは日本の比に非ず公然これを行ふこそ寧ろ淡泊にして男らしけれなど強ひて磊落を氣取るものなきに非ざれども斯くの如きは自暴自棄の無法論に外ならざるのみ喻へば酒客が他人の前には禁酒を公言して一切盃を手にするのを止めながら内實には寢床の上などにて茶碗酒を傾くるものなきに非ざれども既に人の手前を憚るときは飲酒の量も自から減じて遂に全く之を禁ずるに至ることなきに非ず事を行ふに之を秘密にすると公にするととは非常の相違のみか彼の國人を見れば内外表裏共に純清潔白の君子甚だ多きは實際の事實にして日本の社會が滿目恰も醜行男子を以て充さるゝものと目を同うして語る可らず若しも彼國の公衆をして此有様を目撃せしめたらば何と評す可きや左れば今日に當りては何は兎もあれ其表面の醜を掩ふて他人の目を避くるの工風こそ肝要なるに滔々たる世界の凡俗は曾て此邊に思ひ到るものなきのみならず社會公衆に人倫道德を教ふるの宗教家輩が此一段に就て毫も注意せざるは我輩の堪へ難く思ふ所なり彼の眞宗の如き我國にては最も有力なる宗教なるに其僧侶輩の如き俗人も及ばざる醜行を犯して毫も謹しむの色なしとは抑も如何なる心得ぞや現に此程外國留學と稱して渡航の途に上りたる某本山の新法主は現に妾腹に生れたる子にして本

來を云へば斯る始末は之を極秘にして内國人にも知らしめざる可き筈なるに其妾の子が公然西洋諸國を巡廻などとは驚入たる沙汰にして外國人が此事實を知りたらんには大本山の法主たるものが斯る始末とあれば其國民一般の道德も推して知る可きのみとて忽ち日本國を輕蔑するの心を生ずるは必然にして國辱を海外に曝らすとは此事なり斯る事實を記すは甚だ卑陋に涉りて我輩の自から赤面に堪へざる所なれども如何せん世間の様子をれば一般の男子は僧俗に拘はらずますゝ醜を逞うするのみにして之を言はざれば際限ある可らず我輩は敢て其輩に難きを責めんとするに非ず只自から省みて其事たる一身の醜を放つのみならず外に對して國光の汚點たるを悟りたらんには兎に角に其舉動を穩にして表面の體裁を謹しむの工風はなきや我輩の呉れゝも望む所なり（明治三十二年十二月二十六日）

### 日本人の品行

近來日本人の品行頻りに頹敗して滔々止まる所を知らず若しも此儘に推行くときは如何なる極度に至るやも測る可らずとて大に憂ふるものあり目下社會の表面に現はれたる有様を一見すれば斯る憂を懐くものもあるも無理ならぬ次第なれども抑も日本社會には古來自から高尚著實なる中心あり以て一般の氣風を維持し來りたることにして其中心點は之を破壊せんと欲して容易に破壊す可らず我輩の所見を以てすれば目下の有様は只是れ一時の現象にして早晚自から正に歸するの日あるを疑はざるものなり凡そ何れの國を見るも社會の中心點は中等種族に存するの常にして例へば英國人の如き一般に氣風の高尚著實なるは自からも許し人も認むる所なれども其上流社會の内實を窺へば隨分言ふ可らざるの醜事なきに非ず又下等社會の粗野亂雜なるは今更ら云ふに及ばずとして其氣風を維持するものは實に中等種族

の力に外ならずと云ふ我國に於ても封建時代の有様は正しく英國と同様に於て社會の氣風は全く中等種族即ち士族の流に依て維持せられたることなり當時の情態を見れば諸大名の如き其奥向の不始末は言語道斷にして又下等社會の素町人土百姓に至りては固より言ふに足らざれども獨り藩士なるものゝ家庭は孰れも高尚嚴格にして苟めにも不品行の沙汰を許さず或は藩士の中にも家柄の高くして俸祿の豊なる輩の如きは妾など置くものなきに非ざれども一般の士族に至りては妾は云ふまでもなく妻を娶るにも素性の不確なる者は政府の筋より認可を得ざるの習慣なり即ち藩の大法に於ては結婚は各人の勝手にして如何なる婦人を娶るも之を禁ずるの掟はなけれども縁組の届出を爲すに當り其組の月番に於て不正當と考ふるものは政府に申達せずして手許に留置き之を次の月番に廻せば次の月番も亦斯の如くにして遂に認可の期なきが故に實際に於ては恰も之を許さざると同様の結果を見るものにして右は或る藩に行はれたる例を記したるものなれども是種の慣例は各藩共に大抵同一様と見て差支なかる可し左れば一般の士風は甚だ嚴格にして茶屋妓樓に上るが如きは申す迄もなく寄席芝居の見物さへも之を憚りたる程にして要するに封建時代の士族の家は恰も英國に於ける中等種族に等しく社會の中心點として一國の風儀を維持したるものなり蓋し徳川政府の政略は一般の人民に臨むには寛仁大度の量を以てして所謂御大法に觸れざる限り大抵の事は之を大目に看過しながら士族の一流に對しては甚だ嚴重にして苟めにも假借する所なかりしは本來士氣を奨励するの精神に出でたるものなれども其結果として士流の品行を高尙ならしめたるの效能は自から掩ふ可らず即ち全國四十萬の士族は申す迄もなく或は士族の籍に在らざるも其氣風の士化したるものも甚だ少なからずして是等士族流の家は自から社會の中心を成し三百年間、日本立國の一大勢力たりしは疑ふ可らざる事實にして現に王政維新の一擧の如き全く此士族流の手にて行はれたるは

勿論、爾來政治上社會上の改革進歩は一として其輩の主唱盡力に出でざるものなし若しも日本社會に士族の一流なかりせば今日の開國文明は到底見る可らざりしことならん國運の進歩自から偶然ならざるを知る可し然るに三百年間社會の中心たりし此士族流の輩が其勢力を以て維新の大事を斷行し更に進んで大膽活潑の運動を試みる其際に品行の一事は何時の間にか忘却し去りて一身上に言語道斷の不始末を演じて年來の本色を失ひたるこそ不思議なれども是れは兵馬倥傯、人心混雜の時代に現はれたる一時の現象にして到底永續す可きに非ず嗚へば地震の騒動に際すれば平素沈著謹嚴の人と雖も立ちながら握飯を食ひ柄杓にて酒を傾くるなど無作法を演じて顧みざるが如し彼の維新の元老など稱する老輩は即ち正しく火事地震の騒動に遭ひたるものにして知らず識らず無作法の舉動に慣れ習慣遂に性を成すに至りしも敢て怪しむに足らざれども其騒動も全く收まり無事太平の世に生れ出でたる後進生の輩が依然立食ひ柄杓酒の亂暴を働くに至りては本氣の沙汰とは云ふ可らず我輩の只驚く所なり然りと雖も此有様は決して永久に持續す可きものに非ずと云ふ其次第は本來我國士流の家は三百年來清潔なる氣風を維持して現に今人の父たり祖父たるものは孰れも品行方正の士人なりしことなれば其子孫たる今人に至りて遽に放蕩の無賴者に變ず可しとは決して信ずること能はざる所なればなり然かのみならず今日都會の地に住して社會の表面に得々たる所謂紳士紳商の輩を見れば殆ど言語に絶えたる醜狀を呈すれども各地方に至れば依然祖先來の家風を維持して一村一郷の模範と爲り社會の中心たる地位を占むるもの多し地方の人々は毫も聲聞を求めずして沈黙以て其家を守るに反し都會の紳士輩は公然人目を憚からずして醜態を恣にするが故に其事の騒々しきのみ廣く國中を見渡して其數孰れが多少なりやと云へば我輩は清潔堅實なる中等種族の家は甚だ多くして日本士人品行の基礎は實際に鞏固なるものあるを斷言するに躊躇せざるも

のなり況んや近來文明進歩の大勢は甚だ急にして苟めにも人の油断を許さず若しも此日新急激の社會に處しながら風流華奢、花に酔ひ月に浮かれ恰も平家の公達を氣取るもの、如きは忽ち其家を滅ぼすに至らざるを得ず天の約束、時勢の命ずる所、萬々疑ふ可らざる成行にして其輩に於ても昨今は多少自から悟りたる所もある様子なれば社會の風儀一變の時機も最早や近づきたるが如し我輩はます／＼之を促して其反正自新の一日も速ならんことを期するものなり  
(明治三十三年四月九日)

## 斷じて恕す可らず

封建時代に日本士人の品行は甚だ堅固にして自から社會の中心と爲り以て一般の氣風を維持したるものが王政維新の一舉、兵馬の騷動と共に士人の品行も紊亂して遂に今日の醜態を呈するに至りしは實際の事實にして其責任は自から維新元老の輩に歸せざるを得ず我輩の確に認むる所なれども顧みて當時の世態を察するときは其輩の行爲は亦自から恕す可きの事情なきに非ざるなり抑も維新前に今の元老輩が少壯の有志者として四方に奔走したる其時の有様を見れば國を辭し家を離れて崎嶇間關、日夜死生の間に出入して同志の中には實際非命に倒れたるものも少なからざる中に幸にして一身を全うしたる次第なれば明朝をも知らざる身に品行の事など固より省みるの遑ある可らず現に故岩倉公の談に維新の當時に際し吾々一身の危険は實に非常のものにして夕刻家に歸りて膳に對するとき今日も先づ無事なりしとて始めて安心したることにして日々の出入常に斯くの如くなりしと云へり以て其有様を知るに足る可し維新の元老輩は孰れも斯る時代に家を成したるものなれば配偶の選擇など思ひも寄らざる所にして家庭の清潔ならざるも固

より怪しむに足らず左れば我輩に於ては萬々その事情を諒するものにして今更ら之を咎むるなど敢てせざる所なれども干戈殺伐の氣風も全く收まり文化太平の春を迎へたる上は自から一身を慎しみ成る可く其醜を掩ふて之を隠すの心掛こそ肝要なるに然るに其輩が次第に出世して何爵何位など恰も昔時の公卿大名を氣取るに至りしと共に一個の有志家磊落書生として四方に奔走したる當時、拾ひ得たる何處の馬の骨とも知れぬ婦人共が夫の立身に連れ厚顔にも何爵夫人など稱して世間に幅を利かせ交際社會に出入するに至りしこそ抑も大間違ひの沙汰にします／＼社會の風儀を醜汚ならしめたるの一原因なれ然りと雖も是れ亦維新の騷動、磊落書生狂亂の餘症が端なく太平の時代に發したるものに外ならざれば深く咎むるに足らずとして我輩の所見を以てして爰に斷じて恕す可らざるは今の後進輩の舉動なり近來の有様を見れば本來の讀書生にてありながら會社銀行などに入り相當の地位を得て少しく收入の餘裕あるに至れば忽ち其身分を忘れて酒食の慾を恣にし放蕩留連の極は路傍の花柳を移して家庭の内に植ゑ甚だしきは之が爲めに糟糠の妻を堂より下して顧みざるものなきに非ず滔々相率ゐて一般の流行を成し敢て自から恥ぢざるのみか却て之を以て得意と爲し互に相誇るの色ありとは驚き入たる次第ならずや維新當時磊落書生の不品行は眞實國事に奔走し日夜死生の間に出入したる其時代に於てしたるものにして今日の不始末は畢竟その餘症に過ぎざれば自から恕す可きの事情なきに非ざれども今の後進輩は太平無事の世に生れて文明日新の社會に悠々閑々安樂の生活を享けながら如何なる必要あれば磊落書生の尤に倣はんとするか或は其不品行も社會の耳目を憚り内々祕密に行ふものならんには我輩に於ては大目に看過して強ひて窮追するものに非ずと雖も公然目に餘るの醜態を演ずるに至りては斷じて恕す可らず否な其輩の一身の爲めに謀りても窃に氣の毒に堪へざるなり今や時勢の進歩甚だ急にして文明日新の風潮は社會の全面を

掃蕩せんとするの勢あり此場合に當り尙ほ維新當時の舊夢を夢みつゝ半醉半醒の間に世を渡らんとするが如き不心得の輩は早晚社會の進歩に後れて落後の人と爲り遂に其地位を失ふに至らざるを得ず明白の成行にして今日は正に悔悟の時機にこそあれば一身の利害の爲めに篤と思案を運らして一日も早く本心に立歸らんこと我輩の呉れくも希望に堪へざる所なり(明治三十三年四月十日)

### 地方に於ける元老の舉動

今の元老輩の舉動に就ては我輩の感服するを得ざるもの多き中にも其輩が地方に往來して地方人士に接する有様を見るに一方には倨傲尊大頻りに貴族風を吹かせ一見恰も封建の大名に異ならずして容易に之に近づく可らざる其一方には公衆の面前をも憚らず盃盤狼藉の間に公然醜業婦に戯れ恰も昔日の浪士の亂暴を再演するが如き我輩の最も感服する能はざる所なり元來人の私行を摘發して之を攻撃するは我輩の甚だ好まざる所にして我社創立以來爰に十有七年時事新報の發兌、號を重ねる五千九百の多きに達したれども其間會て一言半句も人の私行を云々せしことなし獨り自から慎しむのみならず常に世人を戒しめて記者論客の氣品を高尙ならしめんと勉めたる程の次第なれば彼等の不行跡も内密の内行に止まり敢て其醜を外面に現はさざる限りは俗に云ふ下司の根性百までの喩に漏れず到底濟度す可らざるものとして大目に看過す可きなれども近頃地方よりの通信に據れば歡迎會又は何々式など唱ふる堂々たる公開の席上然かも自から一場の政談をも演說せんとする其集會に醜業婦を携へ來り傍若無人の舉動して毫も憚かる所なしと云ふ都下に在ては彼等も少しく遠慮する所あるか流石に公衆の面前に於て醜態を恣にするを憚かれども一たび地方に出

づれば亂暴狼藉實に筆紙に述べ難きものありとは驚き入たる次第なれ我輩の眼より見れば此種の元老は時勢に後れたる老朽の老物にして共に日新文明の事を語るに足らず恰も前世紀の化石、藻拔けの殻として遠くより之を眺め窺に其終の全からざるを憫むものなれども一般の俗社會、殊に田舎の地方などには尙ほ昔日の英雄今日の元勳として之を重んずること一方ならず凡俗の人情無理もなき次第にして或は其亂暴狼藉の振舞を見て以て磊落不羈と誤り敢て其舉動に倣ふには非ざれども恰も己れの不品行を庇護するの口實として其非を掩ふものなきに非ず元老輩一席の亂暴、その社會に及ぼすの害毒決して少小ならざるなり彼等は果して此事實を知て亂暴を働くものなるか又は知らずして之を行ふものなるか知て之を行ふは横著なり知らずして行ふは無智なり無智横著孰れにしても恕す可らず自から斯る罪惡を犯しながら口に國利民福を云々するは彼の支那人が口に忠孝を唱ふるも言行全く相反して其行の不忠不孝なると毫も選ぶ所なし國事を弄するの甚だしきものと云はざるを得ず文明進歩の勢は大に恐る可し僅々三四十年前までは士人の不品行は尋常一様の事として一般に之を怪しむものなきのみか不品行を以て寧ろ英雄豪傑の本色と爲し翻々たる才子碌々たる小人までも柄にもなき磊落不羈の豪遊を試み以て自から英雄豪傑を氣取りたる程なるに世の進歩と共に文明の教育を受けたる後進の數次第に増加するに隨ひ文明流の道德に重きを置き昔日の醜風を厭惡するの氣風漸く世間に盛なるに至りたるは此度慶應義塾に於て定めたる修身要領の趣旨を地方に於て講話するに當り男女の聽衆常に堂に充つるの盛況を見ても人心變化の徴候を知るに足る可し然るに彼の老輩は社會人文の進歩に氣付かずして世は尙ほ明治初年の舊世界なりと夢想して今に其行狀を改めざるこそ愚なれ國家云々の談は姑く擱き差當り當人の一身の爲めに謀るも早く自から反省して品行を慎しまさるときは進歩の風潮いよゝゝ急にして社會の狀態ますます窮屈となるに従

ひ世に疎まれ人に厭はれ遂に一身を容るゝの地なきに至り維新以來國家に盡くしたる功勞も全く水泡に歸せざるを得ず左りとては遺憾至極ならずや我輩は從來其輩を士君子と視做し士君子に對するの筆法を以て忠告を試みたることにして今後とても成る可く士君子として取扱ひ自から其過を改むるの餘地を與へんと欲するものなれども此上も尙ほ我輩の忠告を馬耳東風に聞き流し頑として其非行を改めざるに於ては不本意ながら下司下郎として之を遇せざるを得ず一言豫め斷り置く所なり（明治三十三年五月九日）

## 元老に望む

朝野元老輩の舉動を見れば老年の身に拘はらずおのゝ國事の爲めに周旋奔走して倦まざるは流石に政客の本色として感服に堪へず山縣氏が一身を挺して難局に當り内外の政務に鞅掌して寸暇なきが如き其辛勞察す可し伊藤井上の二氏が近來各地方に巡遊して到る處に演説を試みるが如き隨分骨の折るゝことならん彼の勤儉貯蓄の説に至りては固より耳を傾くるに足らざれども其熱心は嘉す可きものあり又大隈氏が不具の身を以て政治の運動に怠らざるが如き板垣氏が近頃頻りに風俗改良の事を唱ふるが如き誠意誠心一點の私情なきは我輩の諒する所なれども扱度胸を廣くして日本の國情を觀察するときは諸老の心を勞する所は眼前の些末事にして殆んど齒牙に掛るに足らざるものたるを見る可し今の政界に山縣が退き伊藤もしくは大隈が出でたりとて局面に如何なる變化ある可きや從來の事例に徴するも甚だ明白にして實際には單に政府の改名に過ぎざるのみ或は經濟上に勤儉貯蓄を云々するが如き其親切は左ることながら今日の人民は自身の金錢の始末に他人の世話を要するが如き愚物に非ず風俗改良談甚だ好しと雖も即座の思付きに

ては其效能も薄かる可し諸老が老餘の身を以て斯る些末事に勞するは甚だ氣の毒の次第なれば我輩は其人々が爰に心事を一轉して一切の俗念を絶ち眞實その身を以て天下に益せんことを希望するものなり今の日本に於て一見些細なるに似て實際に甚だ重大なる問題は男子の不品行即ち一夫多妻の獸行にして若しも今日の儘にして改むる所なければ日本の國力は如何に富強の實を呈するも世界文明國の列に連なるの一事は到底望む可らずして永く汚辱を遺さざるを得ず苟も經世家たるものゝ大に考ふ可き所ならずや思ふに一夫一婦は必ずしも萬世絶對の眞理に非ざる可し今後何千年の後は男女の關係全く一變して或は一夫一婦の妄誕なるを笑ふの日もあらんかなれども我輩は敢て何千年の事を云はず眼前の五十年六十年を見る者にして兎に角に今日の世界に一夫一婦は人倫の正道にして苟も之に反するものは非倫敗徳の獸行として擯斥せらるゝの事實ある以上は我輩は飽くまでも其獸行を擯斥して士人の品位を高尙にし以て國の體面を保ち以て文明世界に齒するの一事を心掛けざるを得ず抑も日本人は本來決して不品行の人民に非ず或は封建の時代に大名高貴の家にては妻の外に數多の妾を置くは尋常一様の事として怪しまざりしかども一般の士人に至りては斯る獸行を犯すものは甚だ稀れにして國中の風儀は極めて清潔なりしに王政維新の一舉は恰も大地震大火事の騒動にして固より禮儀作法など云ふ可き場合に非ず今の元老輩は即ち其局面に當り所謂焦頭爛額の勞を取りたる人々なれば一身一家の始末の如き顧みるに遑あらず幸に今日に生存したるこそ僥倖の仕合せと云ふ可きなれば其品行甚だ修らずして人の目に餘るの舉動多きも畢竟當時の餘響にして深く咎むるに足らず我輩は飽くまでも其事情を諒して大目に看過したることなれども今や其輩も政治上には殆んど空前の功名を博して世間よりは國家の元老と仰がれ年齢も既に六十以上に達したる老翁の身なれば爰に心事を一轉して一切の俗念を絶ち専ら士人の品行を高尙ならしむるの一事に

勉むるも亦可ならずや政府の事亦自から大切ならざるに非ずと雖も内外の政務は是非とも老人の手を假らざれば料理す可らざるに非ず目下の政界には相應の經驗知識ある若手の人物に乏しからざれば政治の局面は後進の輩に委するも差支ある可らず或は何か非常の大事件を生じて國の安危にも關する場合あらんには元老の身として固より坐視す可きに非ず直に起て事に當ること無論なりとして平素の政治上には直接にも間接にも關係することを止め老後の一身を犠牲にして風儀の矯正に盡力す可きものなり其輩が從來の不始末は世間の耳目に明なる事實にして今更ら之を隠さんとするが如き無益の沙汰なれば其次第は有りの儘に打明けて寸毫も隠立てなどせず吾々も壯年の折には時勢の混亂に乗じて言語道斷の品行を犯したれども今と爲りて考ふれば實に相濟まぬ次第なり自今以後は一切改新して不肖ながら先輩たるの責任を盡くさんとするの覺悟なるに付ては今の後進の人々は國の爲めに大切の身にして殊に時勢も相違することなれば吾々の行爲に鑑みて呉れんも品行を謹しまざる可らずとて自から捨身と爲りて丁寧親切に訓誡を加へんには世間の人心に影響を與ふるや必然なる可し或は其夫人の如き混雜の當時に偶然縁を結びて素性の正しからざるものもあらんなれども今更ら糟糠の妻を堂より下すに及ばず飽くまでも偕老の契を永うす可きは云ふまでもなしとして只公然の儀式等に遠慮して世間の手前を憚ることゝ爲す可きのみ元老の輩にして果して此覺悟に出でんには何人も其舊惡を云々するものとはなく今日までは世間の若年輩の如き動もすれば元老の人々さへも云々なりとして恰も天下晴れての品行を逞うしたるものも忽ち警しむる所を知りて社會の風儀を改むるに其效能の大なるや疑ふ可らず元老の功名甚だ盛なりと雖も一身の品行は何分にも玉に瑕にして士君子たるの身分に不似合なるのみならず之が爲めに一般の風儀を害し延いて國光上に一點の曇を點せしむるに至りては何としても忍ぶ可らず識者の大に心を勞したる

所なるに今もし元老の輩が一旦こゝに心付きて心事を一轉し既に功成り名遂げたる老後の身に政治上の俗念を絶ち眞實心の底より風儀の改良に盡力せんには永く元老たるの榮譽を全うして一身一家の幸福は申す迄もなく天下國家に益する其功績は甚だ大なるものある可し我輩の敢て熟考を望む所なり（明治三十三年五月二十六日）

### 更に元老に望む

今の元老の人々は政治上には既に無上の功名を博したるものなれば今後一切政界の關係を絶ち老餘の一身を犠牲にして社會の風儀を矯正することに盡力す可しとの次第は我輩の前號に述べたる所なれども或は曰く政治に生れて政治に死するは政治家の本分なり試に英國を見よグラットストーンの如き又今のソールスベリーの如き七八十歳の老後に至るまでも政界に奔走して毫も倦む所なきに非ずや其他西洋諸國の政治家を見れば孰れも同様ならざるはなし政治の外に餘念なき元老輩をして政界の關係を絶たしむるが如き到底行はる可らざるの所望なりとの説もあらんなれども斯くの如きは彼我の國情の相違を知らずして漫に政治に重きを置くものに外ならず即ち英國の如きは社會各般の事物等しく發達進歩して其間に著しき差違を認めず例へば其政界には多年保守自由の兩黨相對立し互に各種の題目を唱へて政權を争ひたることなれども近來は其題目も大抵實行せられて更に争ふ可きの新題目を得ざるに苦しみ黨派の對立も或は覺束なき有様なりと云ふ取りも直さず社會進歩の一例と見る可きものにして彼の老政治家の如き其社會に於て如何に身を處す可きやと云ふに商賣人たらんとするも商賣社會には幾多の老練家あり金満家たらんとするも世間には自から大富豪に乏しからず各般の事物は夫れ々々専門の實を成して別に働く可きの餘地なきが故に政治家は飽くまでも

政治家として終身その業に従事するのみ然るに日本の社會を見れば各般の經營その緒に就きたるものは極めて稀れにして多事多忙名狀す可らず然かも其經營は孰れも經世經國の急務にして國民の全力を擧げて之に従事するも其及ばざるを恐るゝ此場合に元老の政客輩が單に政治の一事にのみ汲々として死に至るまで餘念なしとは何事ぞや蓋し其輩の如き西洋諸國にも遊歴して親しく彼の國情を視察したる筈なれども眼光の及ぶ所は只政界の一局部に止まり社會全體に涉りて細に其真相を窺ふの明を缺きたることならん彼の立國の組織に於ては政治の如き只是れ組織中の一小部分に過ぎざるものなるに彼等の觀察は其一部分のみを見て只管これに重きを置き政治を以て國中唯一の大事業と心得たるは其思想の甚だ單純にして腦中に餘裕なきを知るに足る可し政治の業も亦自から大切ならざるに非ず内治外交その關する所は小ならずと雖も今の日本國に元老を外にして政府の局に當る可きものなきやと云ふに決して然らず目下の政界には少壯の政客に乏しからず孰れも相應の知識經驗もあることなれば政府の局面は此輩に一任するも斷じて心配ある可らず此一點に就ては我輩は元老の人々が充分に安心して差支なきを信するものなり抑も政界の事は甚だ俗にして時としては人を欺き又自から欺くの卑劣をも犯さざるを得ず壯年血氣、滿身たゞ功名心あるのみの輩ならんには如何なる舉動も恰も一時の座興として一笑に付し去るも可なりと雖も元老輩の如き政界の功名に於ては既に不足なきのみか六十以上所謂耳順の齡を超え人言聞き去りて皆善と稱す可きの境遇に在りながら區々たる小得失を云々し平素の親友も單に朝野の地位を殊にするが爲めに種々の陰險手段を運らして相排擠し或は敵味方と立分れて罵詈譎を逞うするが如き卑劣とや云はん醜穢とや云はん殆んど沙汰の限りなれ或は其排擠罵詈は恰も當座の狂言にして双方の心中に於ては窃に笑ひつゝあることならんかなれども心にもなき言動して互に相闘ぐが如きます〜以て心事の賤陋なるを

見る可きのみ蓋し其輩とても本來の性質は決して斯る卑劣の人物に非ず否な高尚の士君子として共に語る可きは我輩の確に認むる所なれども如何せん今日の有様にては一たび政界に沈めば如何なる人物にても此卑劣事を犯さざるを得ずと云ふ若しも日本社會に進んで政局に當る可き政客に乏しく元老の輩に於ては忌や〜ながらも身を退く能はざるの場合ならんには國の爲めに目を瞑して心にもなき卑劣事を行ふも致方なしと雖も今や世間には少壯有爲の後進生少なからず然かも此輩に一任して毫も掛念す可き所なしと云ふ老餘不足なき身に何を苦しんで斯る苦界に沈淪しつゝあるや我輩の解せざる所なり左れば其輩にしていよ〜政治に斷念して更に國の爲めに盡くす所あらんとするか其事は一にして足らざれども我輩は敢て多を求めず只從來の心事を一轉して一身の不品行を改め更に進んで全社會の風儀を矯正するの一事に勉めんことを望むのみ其人々の素質を見れば舊藩士族の出身にして本來は決して不潔の人物に非ず只維新革命の當時、恰も火事場の騒動に向鉢巻、茶碗酒の不行儀を犯したる其習慣容易に脱せず今日の醜態を呈したるまでにして有心故造の罪に非ざれば一旦翻然心を改むれば忽ち其本に反る敢て難からず斯くて洒々落落々自から從來の非行を白狀し恰も自身を犠牲にして大に後進生を誡むるときは社會の風儀を矯正するに效能の著しきものあるは斷じて疑ふ可らず然かも其結果は日本國をして世界に對して重きを成さしむるに足る可しと云ふ元老老餘の事業として最も光輝あるものなる可し且つ又その人々は社會の先輩にして其言は必ず一般に重んぜらる可き筈なれども一身に政治上の利害を有するときは假令ひ公平無私の言を爲すも聞くものは利害の意味を以て之を判斷するが故に實際には重きを成さざるのみか寧ろ反對を招く場合こそ多けれ然るに今政界の縁を絶ちて局外獨立の地位に身を置かんには一言一行自から重きを成して眞實國家の元老たる榮譽を全うするを得べし國に盡す可きもの豈に善政治の一事のみなら



んや我輩は敢て難きを責むるものに非ず其人々が自から考へて心事を一轉せんこと希望に堪へざるなり（明治三十三年六月一日）

## 徐々に改む可し

今の日本社會に行はるゝ醜陋の風習を根柢より一掃して文明清潔の新天地に化せしむるは我輩の希望して止まざる所なれども多年來の習慣を一朝に改むるは甚だ容易ならず急激の改革論、快は即ち快なりと雖も實際には徒に他の反動を招て却て事を妨ぐるの結果なきを得ず人に禁酒を勸むるに正々堂々眞正面より飲酒の害を説き即日より實行す可しと迫りたらば如何、果して其勸告に従て即日より斷然禁酒すれば妙なれども斯る急激の變化は到底望む可らざる所にして相變らず鯨飲を恣にするにぞ再三の忠告、遂に双方の衝突を惹起し折角の親切も仇と爲るのみならず却てますます酒癖を長ぜしむるに至るが如き世間に珍らしからぬ例にして急激なる勸告の事に益なきを知る可し左れば實際に禁酒の目的を達せんとするには正面の勸告など野暮の舉動に出でず飲酒の害は君に於ても萬々承知のことなれば改めて言はざれども衆人廣座の中にて鯨飲亂酔は何分にも見苦しければ今後お互に慎しみたきものなり酒が飲みたしとならば家に歸りて充分に飲む可し夫れも成る可くは夜中寢に就くの際、寢床の上にて人に知られざるやう竊に飲むを最も妙なりとす兎に角に集會の席上にては一切飲まざることとしてお互に表面上の禁酒を誓約しては如何と手軽く持掛くるときは先方の氣に逆らはずして其約束も案外容易に履行せられ酒席に於ては全く酒を飲まざることゝ爲れば飲む度數の減すると共に其量も隨て減じ次第々々に減じて遂に禁酒の目的を達するに至る可し我輩の毎度引例する所にし

て右の事實果して間違なしとすれば社會の弊習を正うするにも亦この筆法を用ふるこそ寧ろ目的を達するの捷徑なる可し今の日本社會に何分にも看過するを得ざるは妻妾同居、公然一夫多妻の實を演ずるの醜態にして弊風の改む可きもの自から多々ある中にも此醜態の如きは差當り何とか處分せざる可らずとして扱我輩の所見を以てすれば其處分法は前の禁酒の手段と同様、急激の勸告は他をして自暴自棄に陥らしむるのみにて害あるも益なし第一著手は兎に角に其醜態を隱蔽するより始めて徐々に根柢よりの一掃を期せんとするものなり即ち妾の如きは元是れ錢を以て買ひたる賤女子とは申しながら多年來の關係或は其腹に子女さへ生れたるものを今更ら遽に放逐など固より行はる可らざるのみか却て反動を招くの結果を見るに過ぎざれば斯る野暮不通の沙汰は止めにして差當りの處置は之を別居せしむるに在り別居と申しても今日までの如く公然妾宅を構へ時としては知己朋友を招くなど世間を憚らざる振舞は一切止めにして友人は勿論、家人と雖も其所在を知らしめず妾腹の子女の如きも何とか始末して母子共に一生を安樂に送るの計は竊に定めながら人に對しては飽くまでも之を祕密にして體面を粧ふ可し之が爲めには心も勞せざるを得ず金も費さざるを得ず甚だ難儀なるに似たれども熟らゝ世の中の有様を見れば西洋文明の流行は世界の大勢にして如何にしても反對するを得ず若しも今日の儘にして依然醜態を恣にするときは早晚大勢の流行に撞著して非常の打撃を蒙ることある可し現に吾々が使用する日常眼前の物を見よ西洋風ならざるは甚だ稀れなり衣服は申す迄もなしとして家の構造も近來は西洋造りのもの多く膳に上るの料理と云ひ晚酌の酒と云ひ西洋流を用ふるもの少なからず人間の生活に必要なる衣食住の物既に然りとすれば風俗習慣も亦然らざるを得ず明白の成行にして萬々疑を容る可らざる所なり今の紳士輩には洋服を著、高帽を戴き出入馬車に乗るものあり取りも直さず純然たる西洋流にして一見文明人に異ならざ

れども其文明紳士の身邊に一種の臭氣、何分にも近づく可らざるものあるは即ち一夫多妻の醜行にして堪へ難き次第ならずや彼の街頭に奔走する人力車夫が脛を露はすは如何にも見苦しとて法令を以て之を禁じたり尤もなる次第にして何人も異論なき所なれども所謂文明紳士輩の醜行は恰も洋服を著ながら腕をまくり裾をはしよるの不體裁を演ずると一般にして其見苦しき加減、果して如何ぞや自から省みて其恥づ可きに心付きたらんには兎に角に其醜態を蔽ひ隠して臭氣の外に散ぜざるやう用心するの工風こそ肝要なれ我輩の呉れんも祈る所なり斯く云へば世間或は我輩の論法を緩慢至極なりとして齒痒く思ふ者もある可しと雖も如何せん前にも申す通り急激の勸告は徒に自暴自棄の反動を招くのみにして實際の効果は決して望む可らず緩慢云々の譏は自から覺悟しながら諄々絮説して徐ろに成功を期せんとする所以なり即ち我輩の希望は敢て遽に難きを責めず穩に事を始末して圓滑の成行を見んとするに外ならざれども若しも彼等にして我輩の微意を悟らず依然醜態を恣にし毫も悔めざるに於ては文明大勢の風潮漸く急なるに隨ひ世間の論勢も次第に其度を高め四方八方より激烈なる攻撃を蒙るは必然にして此場合に及び遽に狼狽して事を秘密にせんとするも秘密にすればする程ますます付入りて之を摘發し實際或は格別にもなき事まで殊更に大聲絶叫して騒立つるものある等殆んど手の付けやうもなくして遂に立往生に陥るの窮狀を呈するに至る可し斷じて疑なき所なれば今より徐々に計を爲して他日の狼狽を招かざるこそ智者の事なる可しとして其輩の一身の爲めに我輩の切に勸告する所なり

(明治三十三年十一月十一日)

### 梅を見て桃を問はず

我輩の品行論に對しては世間に様々の感想を懐くものある中にも或は心の底には竊に同感を表して自から年來の非を悟りながら吾々の如き既に汚れたる身にして今更ら悔悟するも士君子の仲間入は到底望む可きに非ざれば寧ろ此まま押通すに如かずとて自暴自棄するのみか甚だしきは強ひて其非を飾り飽くまでも負惜しみの反對を試みるものもあるらんには大なる心得違と云はざるを得ず人生素より聖人に非ざれば誰れか過なきを期す可けんや況んや我輩が世人の品行を認めて之を非なりとするは決して其人を咎めんとするに非ず若しも封建鎖國の時代ならんには如何なる醜態も單に一國內の事にして差支なしと雖も如何ともす可らざるは時勢の變化にして開國文明の社會には世界列國人の面前に對して其醜態を慎しむの心掛なきを得ず我輩の敢て品行一變を勸告する所以にして既に一變すれば即ち我輩の士人として之を遇す可きのみ今の世間に文明進歩を唱ふる者の中には維新前の攘夷論者も少なからず現に元老など稱する老政客の如き孰れも當年の攘夷家にして嘗て口に唱へたるのみに非ず實際に其事を行ひたるものもある程の次第なれども今日に至りては純然たる開國論者として何人も之を疑ふものなきに非ずや既に一たび心を改むるときは前の舉動を云々する必要ある可らず殊に品行の一事に就ては先づ差當り表面の醜を内に隠くすこと肝要にして深く之を秘して苟めにも人に知らしめざる時は兎に角に品行方正の君子と認めざるを得ず況んや眞實心の底より其非を悔むるに於てをや以前の事は一切不問に付し文明の士人として我輩の共に談ずるを辭せざる所なり喩へば花卉の嗜好は人々自から好惡を殊にすれども今假りに我輩が桃の艶妖を厭ひ梅の淡泊なるを愛する者なりとして扱庭園に双方の雜生を見るときは桃の木は飽く迄も之を排除して一本も餘さず拔去り滿園一白根柢より純粹無雜の梅林と爲さざれば満足せざるやと云ふに敢て然らず樹木には接木の法あり桃の臺木に梅を接げば成長したる枝幹は即ち梅にして白色の花を發き

馥郁たる清香を放つは勿論、年を経るに隨て其接目も密著癒合し何れの邊より桃にして何れの邊より梅なるや殆んど識別す可らず本來の接木たるを知らざるものは十中の八九、否な十人が十人までは實生の梅の木たるを疑はざることならん之を知るものは只主人一人あるのみなれども我輩に於ては實生たると接木たるとを問はず其花にして白色清香、梅に相違なければ即ち梅と認めて之を愛せんのみ左れば前半生は散々の體たらくを演じ箸にも掛らぬ醜行男子にても一旦飄然、心を改めて其行を正うせんには後半生は即ち潔白の君子にして或は假令ひ其前半生の事を知るも全く不問に付し本來純正の士人として之を遇す可きのみ宗教家の説に従へば如何なる罪業を造りたる人にてても自から其非を悔いて神佛の前に懺悔すれば罪業忽ち消滅す可しと云へり俗界の交際に於ては内心の正邪曲直は兎も角も其行にして君子ならんには之を君子の人と認めざるを得ず況んや眞實改悟して自から君子の仲間入りせんと期するものに於てをや恰も接木の梅の花に異ならず我輩は只その花の梅たるを見て藁木の桃たるを問はざるものなり（明治三十三年十一月十五日）

## 親の非行その子に報う

讀者は昨日の紙上に記したる「親の非行その子に報う」と題する一項を讀過せられたることならん久しく米國に在りて商賣に従事したる横濱邊の一紳士が此程歸朝中或る家の愛嬢と結婚の約束成立して婚禮の日取りさへ定まりたるに端なく其愛嬢が妾腹の娘なるよしを聞知りて大に驚き止むを得ず破約に及びたりと云ふ聞く所に據れば右の紳士は少小米國に渡航して諸種の辛苦を嘗めたる上、漸く身代を造り今は日米の貿易事業を營みて何十萬圓の取引さへあり

旁ら教會の事にも關係しつゝある身分にして郷里は江州近傍に在り兩親も存在し家庭の風儀本來正しき家なるよし破談の理由は固より明白なれども殊に本人の所感をして一層切實ならしめたる次第なりと云ふを聞くに近年來日米の關係ますます接近して彼我の交渉頻繁なるに隨ひ彼の國人が日本の事情に注目すること一方ならず貿易に従事する日本人の如き其財産性は申す迄もなく家庭の様子、妻女の身分に至るまでも詳密に探り盡くして纖毫も漏らす所なく現に彼國人中には官民となく日本人の身元を取調べ之を報告するを職業とするものさへある程にして彼等は尙に一切の内情を知悉しながら表面には一言も云はずして相接することなれば若しも此方の心に疚しき所もあらんには所謂疵持足にして到底事を共にするを得ず況んや妾腹の子を妻とするもの、如き彼の風俗に於ては人外の非行として苟めにも人間に齒せざることなれば或は此方にては斯る些末事は外國人に知らるゝ筈なしと思ひの外、彼等は何時の間にか委しく探知して心の中に事實を蓄ふるが故に交際上は勿論、商賣上の信用も忽ち地に墜ちざるを得ず左れば右の紳士の如きも若しも結婚の後に事實を發見したらんには再び米國に渡航して米人と取引するが如き到底望なければ自から生涯の大不幸と覺悟して從來の商賣を思ひ止まり山にても入るの外なかりしに當人の爲めには天佑とや云はん冥助とや云はん恰も婚姻前に聞知りたるを以て何事も知らぬ約婚の女子に對しては誠に忍び難き次第ながら一生涯の浮沈には換へ難しとて涙を揮て破約の決斷に及びたるものなりと云へり尤も至極の處置にして一點の非難もある可らず只憐む可きは其娘にして右の次第を聞き失望の餘り一時氣を失ひ殆んど發狂の姿にて病牀に臥すに至れりとは傳へ聞くだにも痛ましき次第なれども本はと云へば全く父たる者の罪にして原因は男子の醜行に在りと云はざるを得ず我輩が毎度述べたる如く男子の醜行は一家の禍子孫不幸の源なりとは即ち此事にして今や其適例を眼前に見たるに就ては讀者に

於ても必ず我輩と感を同うし斯る男子輩をして一日も早く改心せしむるの急要を認めらるゝことならん思ふに日本在來の風儀は決して今日の如く亂雜なるものに非ず封建の時代に大名高家又は士族の上流中には随分亂暴の沙汰なきに非ざりしかども一般社會の氣風は純潔にして二人の妻を養ふが如き家は容易に見る可らず現に今日に至りても各地方には家風極めて正しくして家庭の間にては妾の字さへも口にせざるもの甚だ多し實際の事實なれども維新以來大に開けたる都會もしくは新開の地には惡風横行して其亂暴名狀す可らず東京は申す迄もなく横濱邊の如きも亦この惡風の傳染を免かれずして之が爲に種々の禍害の現出するは我輩の殆ど日々に見聞する所にして前記の事實も其一例として見る可きものなり本來人の妾と爲るほどの婦女子は無恥無操、錢の爲めに男子に玩弄物視さるゝものなれば我國慣用の語にて云へば〇〇非人以下の種類と認めざるを得ず〇〇非人の腹に生れたる子女を家に養ふて恬然怪しまざるのみか公に他に嫁せしめんとするが如き言語道斷の沙汰にして社會の秩序未だ定まらず外國人との交際往來尙ほ頻繁ならざる時代には世人も深く意を留めずして有耶無耶の間に經過し來りたることなれども今日以後は決して行はる可らず妾腹の子の不幸は申す迄もなく斯る家の子女とあれば假令ひ正妻に生れたる子にても世人は之を一様平等に視て一般に〇〇の子と評し去り取合ふ者なきに至ること必然の成行斷じて疑ふ可らざる所なれば苟も親として其子の行末を思ふの心あらんには自から省みて速に其非行を悔むるの覺悟こそ肝要なれ或は既往の事は今更ら如何ともす可らずと云はんかなれども決して然らず其の工風は毎度申す如く差當り妾を別居せしめて其所生の子女の如きも内々これを他に遣はして他姓を名乗らしむるか又は妾の手元に預けて養育し妾の姓を名乗らしむるも可なり兎に角に表面には全く家との關係は絶ち妻子をして之を知らしめざるは勿論、朋友と雖も斷じて口外す可らず之を知るものは只主人一人のみに

して内々に其始末を付け恰も他家の子として成長するときは世間に妾腹の子たるを知るものなくして夫れ相應の縁を求めて一生を安樂に送ることゝ爲る可し之が爲めには自から少なからざる金を要し又人知れず大に心を苦しむることもあるなれども是れは自業自得止むを得ざる次第と觀念す可きのみ若しも然らず今日の儘に付し妻妾同居の其上に正出庶出の子を家に雜居せしむることもあるんには今回の如き事件出來して罪もなき子の心を痛ましむるのみならず外より見るときは孰れか正出の子たると然らざるとを判別すること難きが故に其禍は家庭一般に及びて非常の不幸を見るに至らざるを得ず我輩の確に斷言して疑はざる所なり時勢甚だ急にして寸時の猶豫を容さず表面の體裁論は別として我輩は同胞人間の看すゝ慘狀に瀕するを見るに忍びず呉れんゝも男子の反省を促す所以なり（明治三十三年十月四日）

註 此文の冒頭に、昨日の紙上に記したる云々の一項とあるが、其事實顛末は本文の中に自から明瞭である。（編者）

### 只その不幸を憐れむのみ

男子が妾を蓄ふるの惡習は單に日本のみに行はるゝに非ず西洋諸國にても凡そ百年以前までは風儀の亂雜なること今日の日本よりも甚だしきものあり現に近代に於ても伊太利創業の英主と稱せられたるヴィクトル、イマニユールの如き品行の一點は非常に不取締にして私生の子を設けたること其數を知らず或る記者の如き佛蘭西にては近來人口次第に減少の傾ありと云へば宜しくイマニユールを隣國に移住せしめ以て人口の不足を補ふ可しとの冷評を下したることさへありき我國の古代に蓄妾の風行はれたるは如何なる趣旨なるや知る可らず源滿仲が六十餘人の男子を生み日

只その不幸を憐れむのみ

本の六十餘州に一人づゝ配置せんと云ひたるが如き政治上に權力を伸張するの目的に出でたるものならん又徳川の時代に至り彼の大御所様の名を以て知られたる家齊將軍には六十餘人の男女あり又大名の中にも幾十人の子を生ましめたる者は敢て珍しからず大名は勿論士族の中にも大臣の身分には妾を置くは普通の事にして世間に之を怪しまず凡そ日本國中の學者士人にして今日まで蓄妾の非理を論じたるものは一人もなかる可し或は中流の士族に至りては妾など置くものは殆んど絶無なりしかども是れは其事を非なりと認めて然るに非ず百石二百石の家にては敢て衣食に窮せざれども苟も餘裕あれば刀劍甲冑等に金を投じて只管武道を勵むの外に餘念なく八百石乃至千石の身分と爲れば隨て乗馬を飼ひ家僕を養ふなど相應の費用ありて無益の金を費すを得ず左れば一般の士風の純潔なるは武道の一方に忙はしく妾など置くの餘裕なきが爲めにせずしも其事實を咎めざる證據には正妻に子なきときは妾腹の男子をして家を繼がしむるも差支なく又大名の家の妾の如き全く下婢同様に於て呼聲にする程の次第なれども其所生の子が一旦世子の位に立つときは其地位忽ち一變して大に敬意を表するの常なるを見て之を知る可し大名もしくは武家の輩が妾を蓄へたるは必ずしも娯樂を貪るが爲めに非ず自から他に趣旨を存したることならんれども事實は即ち事實なりとして一般の感想如何と云ふに蓄妾を以て惡事と認むるものとはなく唯普通人に於ては自から之を犯さざるまでにして慣習の久しき以て今日に至りしことなれば此點より見るときは今の男子輩の醜行甚だ醜にして苟めにも許す可らずと雖も其心事は深く咎むるに足らず我輩に於ては寧ろ之を憐れむのみなれども如何せん今日の時勢は昔日に異なり日本は世界の日本にして文明の大勢は風俗習慣の獨立を許さず文明國人の認めて以て醜と爲す所のものは即ち世界の醜事にして苟も此世界に處して文明立國の實を成さんとするには蓄妾の惡習の如き斷じて排斥せざる可らず

茲に至りては日本男子も自から心事を一轉せざるを得ざる可し古來の習慣、知らず識らず惡事を犯したる者に對して我輩敢て其人を惡まざるは勿論、況して妾腹に生れたる子女の如き等しく人間の子にして只その愛す可きを知るのみなれども時勢の變化は如何ともす可らず苟も正當ならざる所生の子とあれば世間に擯斥せられて之を娶るものもなければ之に嫁すものもなく全く日蔭の身と爲らざるを得ずと云ふ親の心に於ては何としても堪へ難き次第ならずや左れば醜行男子輩の今日までの舉動は強ひて咎むるに足らずとするも時勢既に斯くの如くにして因果應報早晚免かる可らずとすれば目下の計は何は兎もあれ差當り其醜事を内に秘して之を蔽ふこと肝要なり即ち妻妾同居は勿論妾腹の子を正出の子女と雜居せしめて互に兄弟姉妹と呼ばしむるが如き非倫の行爲は斷然止めにし他家の子とするなり又は妾の姓を名乗らするなり相應の生計を営ましめ獨立の子女として嫁娶するの道を得せしむ可し若しも然らず今日の儘にして自から悔めざるに於ては一身の不始末は兎も角も罪もなき子女をして終生の不幸に陥らしむる其慘狀は親子の情として忍ぶ可らざる所ならん我輩は敢て其人を咎めず只その不幸を憐れむの情よりして只管反省を促すものなり（明治三十三年十二月十日）

## 婦人も亦その責を免かれず

男女相對して同等同位その間に毫も輕重尊卑の別ある可らざるは常に理論に於て然るのみに非ず現に我國古來の事實に徴して其眞實無妄なるを認むるに足る可し例へば戰場に敵と戰ふて之を殺し之を擒にし以て戰功を建て家名を揚ぐるが如きは固より男子の事にして女子の企て及ぶ所に非ず此一點より見れば婦人は遙に男子に劣るもの、如くなれ

ども人間の務は甚だ多々にして單に戰陣の一事のみに止まらず一家の整理、子女の養育の如き人務の最も大切なるものにして武事と比較して聊かも輕重を見ず然かも是種の務は實際に家の婦人たる女子の手に歸すること多き中にも殊に著しきは主人の死後、未亡人が立派に一家の事を始末して子女の養育は勿論、親戚近隣の交際に至るまでも主人の生前と少しも變はることなく世間に天晴の賢母として持囃さるゝもの決して少なからず男子が自身の不心得よりして往々家を破るものあるに比すれば同日の談に非ざるを見る可し母として既に然るときは妻としても亦然らざるを得ず男女相對して正しく優劣なきは實際の事實なるに然るに世の中に人の妻たる婦人の舉動を見るに自から其身の尊きを忘れ漫に男子に屈從して只命是れ從ひ現に夫の亂行を眼前に眺めながら一言これを諫めざるのみならず寧ろ其亂行を看過して之を助長せしむるが如き自から侮るの甚だしきものと云ふ可し男子の不品行は單に一家の紊亂、子孫の不幸に止まらず其結果つもり〱て遂には立國の根本を動搖せしむるにも至る可き大事件にして其關係する所甚だ小ならず日本國は決して男子のみの國に非ず四千萬の同胞その半數は取りも直さず婦人にして男女相集まりて國民の體を爲すものなるに婦人は全く男子に蹂躪せられて獨立を得ざるのみ相率ゐて他の惡事を助くると云ふに至りては國民の一半は恰も奴隸の境遇に在るものにして立國上に容易ならざる影響を及ぼさざるを得ず婦人たるもの自から其身の尊きを認めて男子と對立し其亂行を矯正するの決心なかる可らず男子の亂行は喻へば病人の不養生を犯すものゝ如し今胃病に悩む病人が甘味の物もしくは不消化なる固形物を食せんとするときは假令ひ病人の怒に觸るゝも之を制止して食せしめざるこそ看護者の務なるに今の婦人を見れば夫の亂行を見て毫も咎めざるのみか甚だしきは之を懲惡するものありと云ふ恰も胃病に悩む病人に甘味もしくは不消化物を勸むると同様にして其罪免かる可らず我輩は是種の婦人

をば正しく男子と同罪を犯すものとして等しく之を責めんと欲するものなり或は婦人の中には美衣美食に不自由なく四時の物見遊山等に隨意なるを以て偏に良人のお蔭なりとして此上もなく満足し夫に如何なる行爲あるも平氣に看過し或は是れも男の働きなりなど却て他人に誇るものさへなきに非ず斯くの如きは恰も衣服飲食の爲めに其身を男子に供するに異ならず男女同等の實果して何くに在るや男子の亂行大に責めざる可らずと雖も今日の男子をして此に至らしめたるに就ては女子も亦その責を免かるゝを得ず我輩が女子の責任を論ずるの止むを得ざる所以なり(明治三十三年十二月十六日)

### 男女同罪

男子の品行修まらずして醜態百出、身を汚し家を破るもの甚だ少なからざる其原因は素より本人等の不心得に在りとは申しながら更に一步を進めて考ふれば男子をして斯る醜行を犯さしむるに就ては婦人も亦與て力なきに非ず婦人の責決して輕からざるなり男子の醜行中、醜の最も醜なるものは彼の妾を蓄ひ一夫多妻の實を行ふの一事にして晉に其事の醜なるに止まらず實際に禍を一家子孫の上に及ぼし非常の慘狀を極むるもの比々皆然らざるはなし而して今の妾を蓄ふる者は孰れも無妻の身なるやと云ふに決して然らず實際に儼然たる正妻あるにも拘はらず素性も知れぬ賤女子を家に入れて妻妾同居の尙ほ其上に妾腹に生れたる子女をも家庭に雜居せしめて恬然怪しまずと云ふ其妻たるものは果して之を何と考ふるや凡そ如何なる婦人にても斯る境遇に處しては多少、心を痛めざるものはある可らず否な心緒寸斷、腸を絞るの思あることならん我輩異性の身に於ても餘所ながら竊に察する所なるに何ぞ圖らん當局の婦人輩

を見れば案外平氣にして心に關する様子もなく男子の醜行を看過し否な寧ろ其醜行を幫助するを以て能事とするもの如しとは驚入たる次第ならずや昔し封建の時代に大名の妾を容るゝには必ず奥方より之を勸むるの例にして其名義は一見穩なりしと雖も大名の奥方なるものは一種の木偶人にして其木偶人を操り表面に儀式的の辭を述べしむるに過ぎず今の婦人輩は自から木偶の奥方を以て居らんとするか左りとは無神経の甚だしきものと云ふ可し抑も男子が多妻の醜行を恣にして身家の破滅を顧みざるは恰も自から毒藥を服せんとするに異ならず苟も妻たるものにして夫の身を思ひ家の爲めを思はんには假令ひ怒を冒しても毒藥を夫の手より奪うて其危険を救はざる可らず婦人の當に盡す可きの道なるに然るに其傍に毒藥を服しつゝあるを眺めながら之を遮り止めざるのみならず恰も其服藥を勸むるに至りては言語道斷正しく同罪を犯すものと云はざるを得ず或は女心の薄弱なる強ひて夫の罪惡を抑ふる能はず泣く泣く之に従ふものとするも其罪は斷じて免かる可らず我輩の敢て恕せざる所なれども實際の様子を見れば夫の罪惡を犯すを傍觀して啻に之を諫めざるのみか自から其地位を卑下して妾と居を同うし最愛の子女を妾腹の子と雜居せしめ夫の爲すが儘に黙從してますゝ其罪惡を逞うせしむるを以て貞淑の徳を得たるものとし口にもこそ出さゞれども竊に得々自揚の色なきに非ず斯くの如きは恰も夫の罪惡を利し自から貞淑の名を賣るものと云はるゝも一言の辯解なかる可し蓋し今の婦人たるものも自から好んで斯る罪を犯すに非ず畢竟彼の女大學の如き我國古來の女訓なるものが男子に如何なる非理敗徳の行あるも妻たるものは苟めにも之に逆ふ可らずとて女子に向て只管從順を教へたる其結果遂に女子の天性をして斯くまでも腐敗せしめたるものにして其流毒の甚だ大なるを見る可し此點よりすれば女子の心事は深く咎むるに足らざるが如くなれども今日の時勢は女大學時代の昔日に異なり既に過般横濱に於て一紳士が或る家の娘と

結婚を約して婚禮の期日さへ定まりたるに圖らずも其娘が妾腹の子たるを發見して即刻破談に及びたるの事實は時事新報の紙上にも記して世人の注意を促したる所なり今後は妾腹の子の如き世間に擯斥せられて縁談など思も寄らざるに至ること勿論にして若しも今日の如く妻妾同居して其子女は孰れが嫡出にして孰れが庶出なるや分明ならざるが如き始末もあらば父母の不面目は兎も角も子女の爲めには生涯の不幸にして一生を日蔭の身に終るの慘狀をも見る可しならん一念こゝに至るときは妻たるものは何としても夫の醜行を傍觀に付するを得ざる可し男子を毒藥の危険より救ひ男女同罪の責を免かるゝは只婦人の心得如何に在るのみ我輩は呉れゝも其奮發を勸告するものなり(明治三十四年一月十四日)

## 雜 說

## 幼弱者の保護に注意す可し

所謂弱肉強食は今の世界の情態なれども是れは國交上の沙汰にして一國の社交上即ち人と人との交際は然らず強者が弱者を扶け長者が幼者を保護するは社會の美德として東西孰れの國にても注意せざる者なき中にも西洋諸國の流義に於ては殊に此事に重きを置き男子が婦人に對するに常に保護者の地位に立つは申す迄もなく工場又は演劇等に幼者の使用を禁するが如き法律上にも亦この精神を認む可し左れば彼の國に於ては幼弱者の無力なるに乗じて之を辱かしめ之を弄ぶが如き斷じて許さざる所にして若しも紳士たるものに斯る所行もあらんには人非人として社會に排斥せら

れ何人も共に齒するものなきに至る可し其制裁甚だ嚴重なるに反して日本社會の有様を見れば孱弱き婦人に向て適當の注意を興へざるは無論幼者に對するにも甚だ不注意にして其保護法など思ひも寄らざるは輕業芝居等に小兒に技を演ぜしめて世間に之を非難するものなく却て觀客の喝采を博するが如き以て一般の風儀を知る可きなれども殊に驚く可きは紳士輩の舉動なり彼等が家の内外に於ける例の亂暴沙汰は既に怪しむに足らざれども其宴席に俗に半玉と唱ふる幼女を聘して歌舞の藝を演ぜしめて興を催すは恰も輕業芝居に小兒の技藝を樂むと一般にして尙ほ差支なしとするも實際に言語道斷の舉動と申すは殆んど徹夜の宴席に其幼女を侍せしめて毫も之を勞はるの心なきのみか之を記すも筆の汚れにして誠に快からざることながら甚だしきは錢を以て其身體を弄ぶことさへありと云ふ而して其輩に於て更に憚かる所なきは勿論世間に於ても尋常一様の事として之を咎むるものなしとは驚入たる次第ならずや若し萬一にも西洋諸國の社會に於て苟も紳士たるものが斯る獸行を犯して其事實が世間に發露することもあらんか本人は全く社交上より排斥せられて身の置き所なきに至るは申す迄もなく社會の大問題と爲りて非常の波瀾を起さざるを得ず前年倫敦にてベルメルガゼット新聞が紳士社會の或る部分に幼女の身體を弄ぶの惡風行はることを探知し其事實を摘發して紙上に暴露するや滿社會の耳目を驚愕せしめて大議論を惹起し政治上に内務大臣の責任を云々するなど一時容易ならざる騒動を演じたりき彼の國の社會に於ては是種の醜行は殆んど人間界に許す可らざるの惡事として一般に之を認むるが故に新聞の記事の爲めに大波瀾を生ずるに至りしことなれども今の日本社會の情態は前記の如くにして斯る醜惡事も世間の耳目を惹くに足らずと云ふ東西比較して相違の甚だしきに驚かざるを得ず我輩は殊更に事實を指摘して人を責めんとするに非ず只社會道德の程度如何の點に於て獨り自から省みて窃に赤面に堪へざるものなり今や改

正條約いよ／＼實施せられて内外人の間に社會の交際を見るに當り日本人中に依然從來の蠻風を存し三十四歳以下の幼女をして深更に至るまで宴席の興を助けしむるのみならず或は其身體を弄ぶ等の舉動ありとすれば外に對して果して國民の品位を維持することを得るや否や若しも西洋人の中に直言家ありて彼我相對して面前に其事實を問はるゝことあらんには日本紳士たるものは何の語を以て之に答へんとするか穴もあらば入りたき心地することならん然れども直言家の直言尙ほ可なり彼の交際に熟して掛引に抜目なき外國人が平素は愛嬌一偏、苟めにも他の忌諱に觸るゝことは口外を差控へながら内々手を廻はして是種の事實を詳細に調べ置きイザと云ふの場合に至りあらゆる醜事を一切さげ出して眞正面より急所を衝かるゝときは如何、國交上にも容易ならざる不利益を來さざるを得ずして思ふて茲に至れば紳士輩の舉動も其關係する所甚だ大なるを見る可し我輩は朝野の輩が内地雜居の今日を期として從來の蠻風を一洗し幼者の心身を充分に保護して文明世界に國の體面を保つの一事に注意せんことを敢て警告するものなり（明治三十二年七月二十七日）

### 墓地の膨脹

往昔江戸の時代に市民中の死亡者は夫れ／＼市内各寺院の墓地に葬りたるものにして數理上より云へば其墓地の坪數は死者の數と共に次第に膨脹す可き筈なるに實際に於ては會て其事を認めず數百年來同一の面積内に年々幾萬の遺骸を埋葬して毫も不都合なかりしは何故なるやと云ふに例へば一個の寺に三百軒の檀家ありとせんに其檀家の榮枯盛衰は常ならずして有名富豪にして一代二代の間に廢滅するものも少なからずされば寺に於ては檀家より付届を止



むるも其墓地は十五年乃至三十年の間は之を保存すれども其期限を過ぎて尙ほ付届を爲さざるものはいよ／＼之を無縁と定め他人に譲渡すの例にして永年月の間に自から新陳代謝して別に差支を見ざりしことなり然るに明治六年太政官の布告を以て朱引内に死者の埋葬を禁ずると共に青山、立山、深川、谷中、染井、雑司ヶ谷、龜戸、羽根澤、橋場の九箇所に共同墓地を設置したるは墓地制度の大變革にして爾來埋葬地の面積は次第に膨脹して止まる所を知らず現行の規則に據れば一等墓地は一坪以下六圓、二等は三圓、三等は一圓五十錢、四等は六十錢の料金を收めて永久に使用權を與ふるの法にして一旦これを與へたる上は假令ひ幾星霜を経て其墓は全く無縁に歸するも以前の寺院墓地の如く再び新地として他人に貸與するを得ず一人の死者ある毎に一坪乃至半坪の新地面を要するが故に今後幾百年の後に幾百萬坪の面積を塞ぐは必然の數なる可し今東京市内死者の數を聞くに最近三箇年の平均は三萬五百九十八名にして假りに一名に付き半坪の地面を要するものとすれば合計一萬五千餘坪にして百年後には百五十萬坪、五百年後には七百五十萬坪を要する割合にして今後市内の人口増加するに隨て其割合も亦大に増さざるを得ざる可し現に九箇所の共同墓地は創設以來日尙ほ淺きに拘はらず使用者未定の餘地は極めて少にして當局の邊には更に其區域を擴張するの議ありと云ふ現行制度必然の結果にして若しも此儘に付するときは東京附近の地を擧て墓地に編入するの必要を感ずるに至ることならん左れば今日に於て其膨脹を制限するの工風肝要にして市役所にて近年多少この邊の考を起したるものか墓地使用規則を改め一等地は十六坪まで、二等地は八坪まで、三等地は四坪までと制限を置きたれども是れは只用もなきに豫め廣大なる墓地を占有するの弊を防ぐの趣意に出でたるものにして若しも制限外に増坪の必要を感じ事實已むを得ずと認むるものは更に右の坪數を限り許可するの規定もあれば實際は無制限同様にして墓地の膨

脹を防ぐに足らざるは勿論なれば自から別に工風を案ぜざる可らず聞く所に據れば西洋諸國の中には豫め墓地使用の年限を定め其年限に達すれば地中の白骨を掘出して之を納骨堂に納め繰返し／＼同一の墓地を用ふるものもありと云ふ又我國にても眞宗信徒の如きは火葬を行ふの例にして或は其遺骨をば墓地に葬らず其一部分を小形の壺に容れ京都なる本山の納骨堂に納むるのみなるものなきに非ず甚だ簡便なる方法なれども斯る方法是一般の人情に適せずして容易に行はる可きに非ざれば或は墓地使用の年限を定めずして其面積を限り一家の墓地は幾坪までとして死者あれば順に其内の古き墓に合葬せしむること、し無縁に歸したるものは一定の年限を期して次第に收用するの工風もある可く又或は今の共同墓地を各寺院に分轄せしめ以前の如く住持の手心にて滑に處理せしむるも妙なる可し今日の如く際限もなく墓地を擴張して東京の近郊一帶の地は古塚新墳滿目累々たるの奇觀を呈せしむることあらば永年月の後に至り其始末を如何す可きや經世上大に研究す可き問題なりとして敢て當局者の注意を促すものなり（明治三十三年三月二十三日）

### 花柳界の成行

今回娼妓制度の改正に付き所謂自由廢業を爲すもの續々輩出して醜業社會に恐慌を惹起したれども是れは一時の小波瀾にして全國幾萬の娼妓が悉く廢業す可きにも非ず去るものあれば自から來るものありて妓樓の營業は容易に舊觀を改む可らずとの説あれども我輩の所見を以てすれば今回の波瀾は自から靜穩に歸するも自由廢業の影響は決して一時に止まらずして早晚花柳社會の面目を一變するの結果あるを疑はざるものなり今の苦海に身を沈むる婦女子の中に

は自から進んで其境界に墮落するものあれども多くは餘儀なき事情に迫まれ止むを得ず身を賣るものにして機會もあらば其身の自由を得んとするの外に餘念なきことなれば自由廢業の道一たび開くるに於ては彼の樓主輩が如何に工風を運らすも永く其自由を束縛するは到底望む可らずして是種の婦女子は次第に苦海を脱するに至ることならん果して然らば妓樓の商賣は遂に其業を失ふ可きやと云ふに決して然らず彼の親の爲めに身を賣り又は餘儀なき事情の爲めに苦海に沈むる婦女子の如きは素より醜業を屑しとせざるものにして廢業自由の今日に於ては自身の都合次第何時廢業するやも知る可らざるが故に假令ひ自から苦海に投ぜんとするも其危険を冒して之に金を貸すものはある可らず既に金を貸すものなければ身を賣るものもなき道理にして醜業は自から跡を絶つ可きに似たれども世間の廣き自から苦海の苦を苦とせざるの婦女子なきに非ず蓋し斯くの如きの輩は何等かの事情よりして自暴自棄自から好んで人外に墮落したるか然らざれば肉體を犠牲にし單に美衣美食の慾を恣にせんとする劣情より身を投ずるものにして所謂泥中の蓮の如き絶えて見る可らず即ち今後の醜業界は總て是等の醜物を以て充され亂暴狼藉名狀す可らず恰も惡所場の名を實にすると同時に斯る醜物を養ふて其慾を恣にせしむるには自から金を要するが故に其惡所場に入出入する輩は恰も一種の魔窟に入りて魔物に接するの思を爲さざるを得ざる尙ほ其上に從來に比すれば幾倍の金を費さざるを得ざるに至る可し斯る魔窟は所謂紳士紳商など稱する男子輩の到底近づく可らざる處なりとして此輩の花柳界は何れの邊に求む可きやと云ふに今日に於ては彼の藝妓と唱ふる一種の賤婦は如何なる場所にも出入するの特權を有して紳士紳商輩の宴席には必ず之を見ざるはなし而して藝妓が一種の醜業婦たるは所謂公然の祕密にして到る處の茶屋待合これを聘して飲む可し眠る可し甚だしきは千金以て其醜業婦を購ひ妻と爲し妾と爲すも敢て之を怪しむ者なく言語道斷の醜態を

演じつゝあることなれども文明進歩の大勢は決して斯る醜態を容る可きに非ざれば今後は自から表面の醜を收めて裡面の暗黒裡に於て窃に之を犯すの工風に出でざるを得ず即ち此邊の必要よりして生ず可き花柳界は如何なるものなりやと云ふに自から想像に難からず或は醜業婦自から獨立して營業する者あらん或は無恥の婦女子を雇入れて醜業を営ましむる者もあらんなれども其事は社會の裡面深き處に極めて祕密に行はるゝものにして娼家の如き素より大厦高樓の盛觀あるに非ず一見恰も普通の商店、尋常人の居室に異ならず表面は頗る質素にして成る可く人の注目を避けながら内に入れば間取りの工風、室内の裝飾自から奇にして既に人間界に非ず香水の氣、満室を薫じて電燈の光、異彩を放つ處溫柔、身を沒せんとする長椅子に倚り嫣然一笑客を迎ふる娼婦を見れば其粧決して野鄙ならず恰も貴婦人に接するが如くにして然かも嬌態媚容言ふ可らざるの妙味あり相對して烟を喫し盃を傾くるときは嫖客をして恍然、羽化登仙の思あらしむ可し是れぞ即ち文明社會の裡面に於ける一種の魔窟にして聞くならく外國に於ては王公貴人の輩も時としては此魔窟を過ぎりて春宵一刻の微遊に千金を愛しまさるものありと云ふ彼の花柳界の設備に贅澤を極め自から金を要するの多きを見る可し或は外國人に問へば吾々の文明國には決して斯くの如き醜怪事なしと云ふことならん我輩は固より其實際を知らず只これを人の噂に聞き又心の中に斯くある可しと想像するまでのことなれども凡そ社會の事物は自から表裡明暗の兩方面なきを得ず曾て或人が倫敦に到り娼婦の事情に付き調査する所あらんとて當局の官吏に質問したるに彼は儼然容を正うして我英國に於ては娼婦の如き穢らはしきものは一人も之なしと斷言したりと云ふ英國に於ては表面に娼婦と名づく可き者なきは其斷言の通りに相違なしと雖も彼の倫敦市中にて暮夜の頃より公園又は街頭に徘徊する一種の怪し氣なる婦人は何を目的として何の爲めに出没するものなるや甚だ不審に堪へず所謂

公私明暗の別にして此邊の意味は之を默識意解に付せざるを得ず我輩は熟ら／＼外國社會表裡の事相を觀察して前の想像の強ち無稽に非ざるを信するものなり左れば我國の花柳界も文明の進歩と共に自から外國流の趣向に趨くは必然の成行にして醜業の醜態は之を裡面に秘して飽くまでも暗黒の中に裏み去り其暗處に出入するものは何人なるを知らしめず又何時來りて何時去りしやも知らしめず總て秘密に行はるゝ其秘密を保つは即ち金の力にして今後は不品行の男子が醜事を犯さんとするには少なからざる金を要することゝ爲り其結果自から世間の不品行を減ずるの奇效もある可し即ち今日は數十圓數百圓の月給を得るに過ぎざる小紳士の輩にして連日連夜、流連放縱の狂態を演じ自から得々として花柳界の豪傑を氣取るものあれども今後の花柳界は眞實正銘の消金窩に化して一夕の不品行に數千百金を要す可しと云ふ自から巨萬の富を有する富豪の輩に非ざれば容易に近づくと得べからず蓋し世間の事金に關係せざるものは甚だ少なし人間の品行も亦自から此關係を免かれずして不品行を買ふの價甚だ廉なるときは之を犯すに容易なれども一夕の不品行數千百金に價すとあれば力及ばずして自から謹しむもの多からざるを得ず金の爲めに品行を謹しむは決して士君子の事に非ず道德一偏の眼を以て之を見れば甚だ頼母しからざるが如しと雖も其原因は孰れにしても兎に角に醜風の衰ふるは社會の體面に於て喜ぶ可きのみならず實際には爲やうことなしの君子三昧も習慣性を成して全く不潔の行を絶つに至れば取りも直さず純然たる士君子として之を認め何等の差支ある可らず我輩は世間の諸物價が成る可く安くして萬民の生活の成る可く安樂なれかしと祈るものなれども獨り不品行の價に至りては多々ます／＼騰貴して男子輩をして之を買ふに困難を感じしめ其結果自から士君子化するものゝ多からんことを望むものなり自からは文明進歩の一徳、花柳界進化の賜なりとして見る可し而して此進化の現象は今後何年の後に來る可きや固より明言

するを得ずと雖も自由廢業の一事は既に其端を開きたるものにして一進又一進早晚この結局に到著するは疑ふ可らず我輩は世人と共に之を促して一日も早く其到著を迎へんと欲するものなり（明治三十三年九月二十日）

### 團菊の後に團菊なきか

芝居を談する者の言に今の團菊兩優は天下の至藝にして古今獨歩、到底後進若輩の學んで及ぶ所に非ず兩優ますます老いて斯道ますます衰運に赴く可し云々と云へり少優果して老優に及ばざるか團菊の後に果して團菊なきか宜しく一考す可き所のものなり若しも此想像にして芝居社會の眞相を穿ち得たるものとせば今の芝居は數年を出でずして必ず衰微するのみならず數十年の後には全然絶滅して復た影を留めざるに至る可し誠に心細き次第なれども翻て人文進歩の跡を顧みれば斯る想像は無稽の杞憂に過ぎず世間の進歩に従ひ人間の技藝も亦次第に發達し世間人間相背かざる限りは兩々相待て唯進歩の一途あるのみ敢て其間に例外の例を挿むを許さざるなり近く力士社會に徴するに力士の老少代謝は數年間に一巡して如何なる日下開山の横綱にても十年間も其地位を保つものは甚だ稀なり前年の三段目は今年の大關と爲り其大關も亦忽ち年寄と改名して地位を後進輩に譲らざるを得ざる其有様は人事世相を縮めて單純なる寫眞畫を描きたるものと云ふ可し或は力士は天賦の獸力を資本として強弱を土俵の上に争ふものにして其術も簡單至極なれば多年の經驗修業を積んで漸く妙境に達す可き役者の技藝と同日に語る可らずと云はんかなれども遲速緩急の差こそあれ學者軍人政治家その他百技百工の徒と雖も皆この數に従うて苟も漏るゝものを見ず抑も人間の生涯は幼少の境を過ぎ漸く成年に達して筋骨の發育と共に智慧分別も亦増進し盛に世に處し事を行ひ一代の事業を大成して扱老

境に向へば進取の氣象自から消磨して守成に安んずるは草木の漸く秋を知るが如し秋風凋落かくて一生涯を終れば第二の人物出來りて業を繼ぎ其新生涯も亦先人に異ならずして次第に代謝する其趣は喩へば連鎖の環の連続して間斷なきが如く親は子に傳へ子は孫に傳へ孫は又その後傳へて子々孫々相繼ぎ相背かざるは人生自然の約束にして人文進歩の妙味も畢竟此邊に存することなり然るに我輩の不思議に堪へざるは世人が徒に老輩を珍重して之を尊崇すれば老輩も亦容貌言語を尊大にして自から屈するを知らず實力以上の空言放語を事として憚らざるの一事なり老輩を老輩として一通りの禮を盡すは亦是れ人事の文にして差支なきことなれども之を尊重するの餘り古物家が爲體の知れざる古文書古道具などを漫に珍重すると一般なるは實に實際に益なきのみならず青年輩立身の道を妨ぐるものとして我輩の取らざる所なり此理を推して芝居社會を見るに老少代謝は亦自然の數に漏るゝを得ず古老の茶話に先代の市川小團次及び坂東彦三郎の兩人は近世の名人たるに背かずして其妙技を舞臺に演ずるや觀るもの感歎措くこと能はず若しも此人死したらんには天下復た名優なく芝居社會は常闇の不幸を見るに至る可しとて窃に心配するものさへありしに事實の實際は之に反して幾年の後、小團次死し彦三郎歿したる後も聊か梨園の寂寞を感ぜざるのみか一見愚人の如き健忘症の芝翫も少時大根と評せられたる今の團十郎も將た又菊五郎の如きも何時しか鰻上りに上りて名人上手の列に入り芝居は依然として先代に優るとも劣らざる盛況を現はすに至りたりと云ふ正しく實際の事實にして疑ひなき所のものなり然るに其名人上手の團菊兩人も諺に云ふ經る歳には勝つを得ず今日にては身體の次第に老衰すると共に舞臺の動作も舊目の如くならずして壯年活潑の妙味なきは獨り見物の眼に明なるのみならず自身も時に運動の不如意を歎じて止まざることあらん特に團十郎の如きは過般の病氣以來技藝もますます活氣を失ひたるが如し人身生理の已むを得

ざる所なれども世間或は老優を待つこと古物に對するが如く漫に古色の古びたるを愛して口を極めて賞揚すれば老優自身も隨て得意と爲り天下の妙技、古今の至藝なりと自分免許の自惚心を恣にし一方に青年立身の道を塞ぐと同時に一方には毎度面白くもなき芝居を演じ人をして嘖嘖せしむることなきに非ず誠に憫笑に堪へざる次第なり芝居社會の繁昌は勿論、役者自身の爲めに謀るも老優が自から其身の老境に向ひたるを覺り萬事を控目にし青年若輩を教導して立身の路を開き以て梨園の後進生をして老輩の徳を誦はしむるの心掛こそ好分別なる可し(明治三十三年十月十九日)

### 婦人と衣服

近來世間に婦人の衣服改良談を催ほして様々の新工風もあるよし日本婦人の衣服に改良の必要は勿論にして我輩の固より異存なき所なれども千百年來の習慣を一朝に改むるは容易ならず殊に婦人の衣服改良は男子と異にして種々に困難の事情もあることなれば其改良は今後大に研究を要す可き問題なりとして姑らく拙き扱衣服の事に就て聊か一言せんに衣服に關する人々の嗜好選擇は甚だ微妙なるものにして單に女子のみならず男子に於ても頗る細微の點に注意するものなきに非ず一見無骨殺風景なる有髯の男子にして案外にも衣服の事に心を用ひ此下著に此上著は不似合なり羽織の色が云々なれば著作の綺は云々にせざる可らざるなど細に氣を配ばりて人の知らぬ邊に苦勞するものあるは毎度聞く所にして敢て珍らしからず男子にして然り況んや婦人に於てをや其嗜好選擇は微妙の點に達し吾々男子の殆んど想像にも及ばざる邊に心を用ふる其事情は我輩に於ても竊に推察する所にして此點に就ては敢て一步も立入るを欲せず只他の自由に一任するのみなれども願ひて世間の様子を見れば近來衣服の贅澤は漸く盛にして多々ます、高價

のものを好むの風を成し呉服屋の注文の如き價の如何は第二として只品柄の良否を問ふの有様なれば一襲の衣服、一筋の帯に何百圓を費すの沙汰は驚くに足らず然かも春夏冬の更衣に新を競ひ奇を争ひ流行を追うて新陳代謝の速なるに随ひ一年の間に費す所は容易の額に非ざる可し或は富豪大家の輩に於ては如何に贅澤を極むるも物の數に非ざる可しと雖も今や贅澤の風は一般に行はれて社會中流以下の家にては妻兒の衣服に身分不相應の錢を費すもの少なからず或る人の言に家の細君が晴れの衣服を着て盛裝外出するは恰も其一身に家産の全部を携帶して歩行するものなりとの評は固より一場の戲言に過ぎざれども自から實際の事實を穿ち得たるものあるが如し美衣美服を好むは婦人の常なるのみならず最愛の娘の子に綺羅を飾るは親たるもの、至情にして敢て咎む可らずと雖も爰に大に考へざる可らざるものありと云ふは外ならず凡て榮枯盛衰は人生に免かれざるの變化にして有名なる富豪大家も一朝の不運に零落して無一物の素寒貧に陥ることなきに非ず況んや本來財産の蓄もなく纔に主人の働に依り生活したる家にして其主人が偶ま偶ま不治の病に罹るか又は不幸にして死亡することもあらんには後の始末を如何す可きや幾千百圓を費して幾棹の箆を充したる縮緬綾綿の衣類も之を賣拂はんとすれば二束三文に過ぎず家計の幾分をも助くる能はざるは無論、生活の程度は上進に容易なる其反對に之を引下ぐること甚だ難し殊に婦人の如き昨日までの綺羅を脱して木綿の衣服に換ふるは身を切らるゝよりもつらきことなれば斯る場合にも身構を轉ずること困難にして彼れ是れ躊躇する其中には遂に大に轉落して非常の窮境に陥るの慘状を見る可し或は實際に斯る不幸なしとするも娘の子の如き後來如何なる家に嫁するや其運命は豫め知る可らず其子に綺羅を飾りて眼前の美を喜ぶが如き親の情として一應は左ることながら他年成長して人に嫁するの後に至り若しも先方が著實穩當の家風にして贅澤に馴れたる身の百事意の如くならざるとき

は其折合も面白からずして遂に風波を醸すこともある可し衣服の事、小なるに似たれども無益の贅澤は自から心身を苦しましむるの結果を招くに過ぎず宜しく注意す可き所なり昔しの大名の家にて子の生まるゝときは幾十枚の初著を造りながら實際、肌に触れずして空しく箆筒の中に藏むるもの多きの常なりしと云ふ斯くの如きの沙汰は只是れ封建時代の昔語ならんと思ひきや今の世の中に恰も之に類するものありとは文明社會の奇談と云はざるを得ず一言聊か警しむる所なり(明治三十四年六月二十日)

### 醫風矯正

我國醫學の進歩は非常のものにして専門の學醫も續々輩出し各種の治術に新奇の發明して世界に名譽を博したるの例も少なからず我輩が國民と共に大に誇らんと欲する所のものなれども願みて一方を見れば近來開業醫の間には往々厭ふ可きの風儀行はれて啻に我醫界の面目を汚すのみならず一般の社會に害毒を及ぼすの掛念なきに非ず我輩が特に一言して敢て其矯正を促さんとする所以なり今の開業醫には察病治療の伎倆經驗に就ても頗る怪しむ可きものなきに非ざれども夫れは姑らく擱き抑も醫者の業たる一種の營業に外ならずとは申しながら人の生命を引受け恰も人生の禍福を司るものにして自から他の業務と異なる所あるが故に政府に於ても監督の實を盡くす可きは勿論なれども第一に銘々の徳義に訴へて其責任を重んぜざる可らず例へば彼の注射療法の如き各種の病症に適用して效驗の著しきは治療上の一進歩として認む可き所なれども近來は恰も一種の流行を催ほして注射専門など稱するものあり本來注射の療法は藥液の分量度數より患者の體質、病症の時期等微妙なる注意を要するものにして學醫に於ても大に警しむる所なる

に所謂注射専門家の如き其注射薬を秘密に付して如何なる患者に對し如何なる薬液の注射を行ふや知る可らず危険至極にして何とか取締の法なかる可らず是種の事柄は政府に於て監督を要する性質のものなれども更に銘々の徳義に訴へて其反省を求めざる可らざるものは一にして足らず試に二三の事實を記さんに例へば同じ薬品の中にも其品質に精粗の區別あるものあり醫者に由りては患者に薬を與ふるに其身分に應じて薬質を異にするものあるよし是れは錢の問題にして止むを得ざる事情なりとするも今の薬品は一般に其筋の検定を経るの規定にして不合格のものは販賣するを得ざる筈なれども狡猾なる薬舖にては竊に監督の目を掠めて不良品を賣るものあるを知るや知らずや醫者の中には價の安きを利して是種の薬を用ふるものなきに非ずと云ふ言語道斷の次第なりと云ふ可し又丸薬の如き種類に由りては少量なる正味の薬品に他の物質を和して何百千丸を製するを得べし所謂薬九層倍は愚か一劑の價、何十層倍に當るや知る可らざるものあり或は薬價は薬品の如何に拘らず凡そ一定するの例なれば實價の高きものと安きものと自から平均して實際には決して法外の價を貪るものに非ずとの説もあらんれども彼の一劑にて事足る可き薬を殊更に二劑もしくは三劑に分ちて患者に與ふるが如きは醫者にして恰も賣薬屋の事を行ふものと云ふ可し次に醫者が患者に對して不親切なる個條を云へば最初より病症も明白にして初期の間に専門家の手に託するときは充分に治療の見込ある病人にても單に患者を失ふを恐るゝの一點よりして之を引受け時機既に遅くして遂に不治の症に陥らしむることなきに非ず又薬を服せしむるも實際に何等の效能なき病人に投薬するは人情に於て止む能はざる場合もある可し肺結核の末期の如きは即ち其一例にして是種の患者には無効と知りつゝ、薬を與ふるも致方なれども別に危険の掛念もなき慢性病にして薬を與へざるも差支なき患者に二年も三年も無効なる服薬を持続せしめ甚だしきは婦人病の如き婦人の常と

して容易に醫者を取換へざるを奇貨として恰も病を弄びて永く患者を引留むるものさへなきに非ずと云ふ斯くの如きは營業の爲めに病人を犠牲にするものにして残酷も亦甚だしと云ふ可し其他或は得意を減ずるを恐れて世人の嫌悪する傳染病の患者を診察せざるものあり或は病家看護婦等には喧しく消毒法を云々しながら自身は甚だ無頓著にして毒病を他の患者に傳ふるの危険を顧みざるものあり或は薬劑の調合を素人なる書生に一任するものあり是種の不注意無責任は尋常普通の事にして更に一步を進めて其内部に立入るときは更に驚く可く怖る可き魂膽秘密の行はるゝもの少なからず我輩は其事實を知らざるに非ざれども之を摘發するは聊か忍びざる所なれば姑らく之を恕し兎に角に近來開業醫の數を増すに隨ひ醫風の大きに紊れつゝあるは實際の事實にして争ふ可らず世間には固く醫師の本分を守り醫務を盡くすに熱心なる學醫の人々も自から乏しからずと雖も如何せん盲目千人又千人の今の世の中に於て斯る事實が次第に世人の耳目に觸れて傳へ又傳へ遂に一般の醫者を信ぜざるのみか之を厭ふの念を催はさしむるときは其影響は醫界全體に及びて玉石混淆、職務に忠實なる學醫の人々も等しく其名譽信用を墜すに至らざるを得ず左りとは容易ならざる次第ならずや凡そ物の盛衰弛張は一時の現象にして今日の醫風も自から正に歸するの時あるは疑ふ可らずと雖も醫の業たる人命の安危、社會の禍福に關する重大事にして醫風の紊亂は假令一時の現象なりとするも決して等閑に付す可らず然らば則ち之を矯正するの工風は如何と云ふに政府に於ても職權内に屬する部分は監督を嚴密にして之を取締る可きは勿論なれども醫者の行爲は多くは個人の徳義問題にして公力の及ぶ可き區域は自から限りあるが故に實際に有效なる方法は其社會の制裁に依頼するの外なかる可し即ち名譽信用ある學醫の人々は獨り一身を潔うするを以て能事とせず相共に一致協同して醫風の矯正に盡力し醫界の徳義を高尙ならしむるに勉むるは學理人道に對するの義

務にして又自家の名譽信用を維持する所以の道なる可し我輩の敢て希望する所なり（明治三十四年十一月三日）

### 平素の注意大切なり

近來世間一般に衛生に心掛くるの風を成したるは誠に喜ぶ可き次第なれども凡そ平素より健康に注意して病を豫防するには醫者の助言指圖を要するは勿論にして醫者の注意に依り少しく用心するときは病に罹らずして免かる可き場合にも不慮の重患に陥ることあり又實際病に罹りて醫者の治療を受くるにも平生の體質健康遺傳嗜好等を詳にせざるときは如何なる名醫にても施術に不便を感ずること多し左れば平常醫者に親しみ醫者に接して種々の注意を受くるは勿論、醫者をして其體質等を知悉せしむるは甚だ必要なれども此事たる言ふ可くして容易に行はるゝ可らず或は資産の豊なる富豪の家などには相當の報酬を與へて然る可き醫者を雇ひ置き常に家族の健康診断を爲さしむるの工風もあれども普通の家にては到底望む可らず平素より醫者に親しむの必要は充分に認めながら扱實行の一段に至れば甚だ困難なる所以なれども曾て或る人の考に十人なり十五人なり申合せ毎月若干の出金を約して相當の醫者を依頼し其醫者は一切他の患者を視ずして毎月何回づゝ右の十軒もしくは十五軒の家を廻り病人ある場合は勿論、假令ひとり人の患者なきも必ず回診を怠らずして健康養生の助言指圖を爲しよゝゝ重患の病人には専門の醫者を紹介し自身は恰も通辯者として病人に代りて容體を述べ痛苦を訴ふる等の事に當るときは病家の便利は云ふまでもなく平生の健康を維持して病を豫防するの效能あるは疑ふ可らず又醫者に於ても一定の収入に満足し成る可く時間を省略して學術研究に身を委ねんとする志あるものならんには喜んで引受くることならん現に或る學醫の如き百五十圓の月入あらんには生活

を支ふるを得べし一日に一二軒の回診なれば充分研究の餘暇もあることなれば之を引受く可しと云へり百五十圓の出金は十五軒に付十圓づゝにして固より家族の人数に多少もあれば出金の割合は其人数に應ずることゝして兎に角に一個月に十圓づゝ出金するの家が十五軒聯合し一人の醫者を依頼するの趣向とせば甚だ妙ならんとの事なりしが遂に實行に至らずして止みたり是れは數年前の談にして今日は一般の物價も騰貴して生活の様も當時と異なれば百五十圓の報酬にては相當の醫者を得ること難かる可し左れば假りに三百圓として十圓づゝの出金とすれば三十軒なれども毎月何回三十軒を回診するは時間を費すこと多きに過ぐるとあらんには十五圓づゝ出金として二十軒に限るも可なり其邊の事は總て實際の適宜に任じ平生の注意は勿論、尋常普通の病氣は此醫者に託し（藥價施術料は勿論別に拂ふことゝして）又重患もしくは困難なる治療は専門家を紹介せしむることゝし常に醫者に親しむの道を開くは依頼者に於ても便利なるのみならず一定の収入に満足して學術研究の時間を得んとする醫者の身に取りても面白き仕事なる可し右は或る人の趣向に出でたる一案を記して世人の参考に供するに過ぎず我輩は平素の衛生上に常に醫者の助言指圖を受くるの大切なるを認めて聊か其次第を一言するのみ（明治三十四年十一月二十日）

## 追加の部

本全集印刷の工程中、前巻の遺漏數篇を發見したので、茲に一括して載録する。

## 漢學の主義其無効なるを知らざる乎

各地方少年輩の輕躁にして漫に時事を談じて底止する所を知らず遂には世の安寧をも妨げんとするの勢あるは我輩も之を憂ざるに非ず唯この勢を防禦するの略に至て聊か我輩の所見と今の經世家の考と相異なる所のものあり抑も今の少年輩が斯くも政談に喋々するは畢竟無事無聊なるが故なり無聊とは何ぞや心に憂る所なくして身に行ふ可き事業を知らず日を消するに困却するの謂なり無事なるが故に無爲に日を消せんとするも去りとは世に名も知られずして其外見愚なるに似たるが故に少年の血氣之に堪へずして様々の事を企て遂に輕躁にも陥り亂暴にも及ぶ事なり左れば今この輕躁亂暴を防ぐの法は少年輩の心事をして繁多ならしむるに在り、心事繁多なれば心配も亦多し古人の語に知字憂患の始と云へり蓋し字を知り書を読み古今の人事を詳にするに從て心配を増すの謂ひならん既に心配多ければ架空捕風の政談の如き之を獎勵するも顧る者なきに至る可きなり今の地方の少年輩は既に教育を受けて其天稟も亦遲鈍ならざる者多しと雖も如何せん其教育は僅に地方小學に止まされば暫時中學を窺ふたる者に過ぎず而して此中學小學の教授は如何なるものぞと尋るに所謂小學讀本にして中學の教も亦甚だ高からず且維新の初には國中公私の學校にて

西洋の原書を読む事を勉めたりしに明治六七年の頃より洋書を読まば正則に限るなど唱へて頻りに西洋人を雇て教授せん事を勉められたれども固より全國に此法を施す可きに非ずして語學教師の雇入れも自から衰へ從て其反對は日本人にて和漢の書を教へ翻譯書を授る事に説を變じて今度は西洋の原書を殆ど無用物の如くに視做し或は老大の漢儒などを喚起して學校の教員と爲したる事なれば今日少年輩の多數は曾て洋書を目に觸れたる事もなく僅に翻譯書を読む歟又は洋學者の談を聞いて知見の資と爲す者より外ならず（今を去る事十年或る地方にて洋學校を設立して洋書器機等も買入れ漸く少年輩の教授に著手せんとする折しも其筋の吏員が巡回して少年の教育に洋書を読ましむるは困難にして無益なりとて忽ち學校の組織を一變して西洋流の書籍器機等も不用に屬したる事あり是れは一地方に限らず當時全國一般の流行なりき）斯る教育の有様なれば學術に於ても政治經濟に於ても滿腔高尙の思想に乏しきものと云はざるを得ず然るに三四年前府縣會の設立より政權參與の政談漸く世上に喧しくして少年輩も亦其談に參せざるを得ず之に參して之を談ずるも固より談ず可き知見の資本なきが爲に止むを得ず目下の利害を述べ其これを述べて論及する所は地方廳の施政より警察巡查の舉動に至るまで唯其眼の達して漢書學又は譯書學の知見を以て之を判斷するに過ぎず地方の新聞紙又は其演説に不都合なるもの多きも亦決して怪しむに足らざるなり我輩常に言へる事あり近年演説の反則を以て罪を得たる者甚だ多し若し此反則者の姓名を記し其教育の履歷を明細に糺して又一方に反則の度數と罪の輕重とを記し統計の法に從て比較照合したらば罪の最も重くして度數の最も多き者は教育の最も低くして就學年月の最も短き者にして是れより次第に罪の輕きに從て次第に教育も高く教育と反則と正しく併行して誤るなきの奇觀ある可しと此言決して妄慢ならざるは我輩の敢て信する所なり

漢學の主義其無効なるを知らざる乎



今の經世家は果して何等の所見あるか少年輩の輕躁なるを見て洋學を學びたるの罪とするものか頻りに儒教主義とて周公孔子の教を以て世上の風潮を鎮靜せしめんと欲するもの、如し我輩は此様を傍觀して氣の毒に堪へず少年の輕躁なるは洋學を知るの罪に非ずして却て之を知らざるの罪なり且試に思へ能く進む者にして始めて能く守る事を得べし十六年來進で國を經營したるは何もの、功なるや直に洋學者に非ざれば洋學者の教を奉じて事を爲したる者より外ならず此時に際して漢學果して何事を爲したるや和學果して何業を行ひたるや其功業の頂上を云へば神妙にも文明の進歩を妨げざりしの一のみ古來數千年我國の文明は神儒佛の功德なる事は我輩固より之を抹殺せんとするに非ず厚く禮謝する所ある可しと雖ども獨り近時文明の進歩に當て會て其力を借用せざりしは世人の普く知る所にして其進退共に無力遲鈍なるは明々白々たる事實なり然るに今日にして一時世上の風潮に驚き此和漢學に依頼して退守の策を運らんとするが如き迂遠も亦極ると云ふ可し進むを知らざる者にして豈能く守るの策あらんや蓋し今より三年を出でずして後悔の日ある可きのみ

和漢學論は姑く擱き兎に角に今日少年輩の輕躁なるは我輩も大に憂る所なれば之を防ぐの法は國中大に洋學を獎勵して學術經濟政治學一切西洋の原書を以て教授し少年輩をして學問の難くして高尚なるを知らしむるの一策あるのみ即ち其心事を繁多にして憂患を覺へしむるものにして復た悠々迂闊の政談に従事するの閑を得べからず學術日進の眞味を嘗めて眞實に其佳境に達し又人を此佳境に導くが爲に新聞に演説に之を實際に説明せんとするが如きは誠に畢生の困難事にして時としては失望の餘りに自から學問を放却して絶念とまでに迫る事あるものなり學者の一大憂患なり經濟政治學も亦斯の如し無學空腹を以て目前の小利害を喋々すればこそ心安けれども苟も一國の大計に眼を著すると

きは天下公衆をして其方向を誤る事なからしめんとして苦心するのみならず政府當局の輩とて隨分識量に乏しき者少なからざれば無下に此輩を咎めて怒らしむる事もなく去迎常に之を賞賛して其無識に自得せしむる事もなく公明正大の論鋒を以て其中を導かんとするが如きは是亦至難の事にして往々失望する事なきに非ず何れも皆學者知學の憂患ならざるはなし既に此憂患を知る之をして輕躁ならしめんと欲するも得べからざるなり故に今の經世家にして實に世の輕躁者を憂ふの念あらば之を眞成の西洋學に導くの外斷じて好方便ある可らず事理の最も踏易きものなり此踏易き者を踏ずして徒に目下の小利害に苦しみ文明に乏き少年をして益文明に近づくを得せしめず甚しきは孔孟の教を基礎に定めて今の人心の波瀾を制し以て文明繁多の世事を經營せんとするが如き晉に迂闊のみならず我輩をして之を評せしむれば迂闊極りて却て輕躁なるものと云はざるを得ざるなり(明治十六年三月八日)

### 文明の主義を知らんと欲する者は洋書を讀む可し

其文を知らざれば其主義を解する事難し例へば漢學の主義を解せんとするには先づ其文を學ぶ事緊要なるが如し漢書にも或は國字解とて我國の俗語を以て註釋したるものなきに非ず經典餘師の如き即ち其一本にして苟も日本の假名を知る者なれば假名を便にして書中の字を音讀し又其義を解する事甚だ易しと雖ども全く漢文を知らざる者が何様に經典餘師を誦誦するも經書の眞意を會得するは難き事ならん蓋し讀書なるものは唯一書中の文字を讀で其意義を解するも之に由て一書全般の義に通ず可きに非ず唯漢文を知る者は博く書を読み詩文章を弄び又は紀事に或は尺牘に種々様々の文を腦裏に集めて知見の材料と爲し其博識の眼を以て書を見るが故に會心も亦容易なるのみ之を讀書の活法と

云ふ世間往々經義に明なりと稱する者あれども其明なるや唯經書のみを講じて明なるに非ず必ずや其人は博學にして幾十百様の雜文を読み之を読むの間に知らず識らず知見の材料を得て之を経書に活用するものより外ならず畢竟漢文は漢學の鍵にして漢學の主義に通ぜんと欲する者は其入門の鍵たる漢文を學ばざる可らず唯國字解の經典餘師を讀し其一部書中の章句を解するも以て經義の蘊奥に達す可らざるなり況や其國字の解釋を何程巧にするも漢文に非ざれば眞の意味を傳るに由なくして常に隔靴の嘆多きに於てをや漢儒者のよく知る所にして儒林常に文章を重んずるも蓋し之が爲ならん故に云く其文を知らざれば其主義を解すること難しと

以上述る所果して事實に違ふことなくば今日西洋文明の主義を解して其眞味を會心せんとするには西洋の文を知らざる可らず世間既に翻譯の書あり又洋書の主意に従て著述したるものも少なからずと雖ども眞實に洋學の蘊奥を極めて文明論の佳境に入らんとするの點より考れば今日の日本に流行する著書譯書の類は漢書の國字解たるに過ぎず如何に巧に原書を譯して其意味を咀嚼して其義を著はし出すものもあるも之を讀で唯其書中の章句を解す可きのみ一部全編の精神を傳るは實に困難事にして殆ど著譯者の能す可き所に非ず蓋し洋學も亦漢學に異ならず一部の書を讀で以て其全面の意味を明にするに足らざるなり種々様々の横文を讀み其章句を解し其語法に慣れ知らず識らずの間に文明開進の材料を集め之を腦裏に貯蓄して然る後に當用の書を見れば一見先づ全編の精神を會得して或は之を活用することを得べし横文の原書を知らずして文明の精神を解せんとするは國字解の便に由て經義を明にせんとする者に異ならず到底達す可らざるの企望と云ふ可きのみ況や翻譯の巧なるものにも原書と譯書との間語法輕重の別を生じ原書中にては一字千鈞の重力あるものも之を譯すれば全く力を脱して讀者の眼を輕々通過するの類多きに於てをや其微妙なる

場合に至ては他人の得て知る所に非ず善く横文を解する者にして始めて與に語る可し故に我輩が今日西洋の書を読み其所見誠に近淺にして自から愧る所のもの少なからずと雖ども尙且洋書を知らざる人に對すれば心情不通の嘆なきを得ず此種の人に接すれば先づ其人が我輩の言を怒らざるを見て之を喜び漸く語て漸く其言の意味を解するを見れば尙これを喜び又これを解して之を容るゝの色あるを見れば尙更に之を喜ぶと雖ども眞實我心中に思ふ所を先方に傳へて相互に釋然會心せんとするが如きは到底行はれざることとして絶念するを常とす天下眞に洋學者あらば必ず我輩と感を同ふすることならんと信するなり

然りと雖ども人生智識の發達は必ずしも讀書のみに由るに非ず今日一行の横文を解せず簡單なる横文書翰をも讀し得ざる人にして其心機穎敏なれば能く洋學の主義を解し之と共に語て相互に會心の容易なるのみならず其言往々人の意表に出で、我輩の敬服する者なきに非ず我輩は常に之を益友として實に益すること多しと雖ども畢竟稀有の人才にして百中一二を得べきものに非ざれば教育の定則に於ては斯る人才の輩出するを期す可らず唯西洋文明の主義を解せんとするには西洋の書を読むを以て最第一要と爲し其これを読むの多少を以て文明の深淺を卜す可きのみ其趣は漢學の主義を解するに漢文を読むの要用なるに異ならざるなり（明治十六年九月七日）

### 洋學の地位高尚なるを要す

我國洋學の沿革に付き百年前の事は他日の論として姑く聞き近く維新以來の有様を察するに明治の初年大學兩校なるものが次第に沿革して文部省の起る頃には全國に洋學の道漸く盛ならんとするの勢を現はしたりしが當時誰れの考

案に出でしことにや洋學を學ぶには直に洋人よりす可し其教授の方法一切西洋風に従ふ可しとて従前我國の洋學者が子弟に洋學を授るものを名けて變則と稱し洋人直傳のものを正則と稱し頻りに西洋人を雇ふて所謂正則學校を設立する事に勉めたりしかども廣き天下の諸學校に外國教師を聘せんとするには教師の不足するよりも早く資金の不足を訴へ迎も實際に行はる可きに非ず且又生來横文を見たることもなき少年を集めて日本語に通ぜざる外國教師の手に附するも教授の際文意を通ずるの便なくして學問の上達甚だ遅く正則の則は正しきも洋書の義を解するは甚だ鈍き等の弊もありて是等の爲に正則の沙汰も次第に止みたれば又これに次で説を作すものあり云く洋學は畢竟西洋の事物を學ぶが爲のみ廣く之を全國に布かんとするには洋人固より雇ふ可らざるのみならず洋書を讀まんとするも叶はざるることなり故に國中最上等の學校には外國教師を聘して教授するも地方の諸學校には一切洋書の講究を止め専ら和文の翻譯書と漢籍とを交へ用ふ可しとて甚だしきは洋書を禁ずるの勢なきに非ず時論極端より極端に移るものと云ふ可し當時或る縣地にて洋學校を設立し初等の者へは和文漢字を教へ稍や高等に至れば洋書を讀ましむるの仕組を以て準備既に成り開校未だ半年を過ぎずして偶々文部省より巡回の吏人到著するに會し此仕組を不可なりとし俄に之を廢し其前に購求したる洋籍器機類も全く不用に屬し雇入たる洋學教師等も解約して其地を去り横文の學校一旦に變じ和漢文の講習所たりしことあり(明治五六年の事と覺ゆ)右は文部本省の主旨なりしか又は其巡回の吏人が偶々洋學を好まざるが爲に一個の取計ひを以て内論したるものか今更これを知る可らずと雖ども兎に角に此時代に於ては國字を以て西洋學の主義を教ふるの議論盛にして或る地方には外國語學校又は中學校師範學校等の制もなきに非されども國中一般の風潮は漸く横文を去て和漢文に趣くの勢を成し爾後大なる變革もなくして以て今日に至りしことなり

右の次第なるを以て方今我國の文事大に進歩して洋學の主義廣く國中に分布したりと云ふと雖ども其學問の地位の低きは實に驚く可き程のものにして昔年徳川時代に流行したる漢學の地位に及ばざること遠しと云ふ可し蓋し徳川時代の漢學は少年子弟に至るまでも直に漢文を以て教へたるものなれども今日の洋學は則ち然らず上等僅々の官私學校を除くの外一般の教育には假令ひ西洋學の主義を取るも其文は國字の譯書著書にして横文の書は眼に觸れたることもなく其趣は國字解を以て經義を教へたる者に異ならず學問の地位高からんと欲するも得べからざるなり試に地方に流布する演説を聴き又其發行の新聞紙等に注意して之を讀め、高論卓説なきに非ざれども間々或は文明の今日には不可思議と思ふ程のものあるに非ずや自から文明の有志者と稱して人も亦洋學者流たるを許す者が其實際に於ては腦裏に貯蓄するもの甚だ少なく僅に小學校に入て讀本を讀み中學に入て少しく漢字を學び輒ち學者たりし者なれば其心事の高尙ならざるも亦怪しむに足らず畢竟明治の初より國中に洋文を學ぶの便利甚だ少なくして文明の主義を知るに由なく心未だ文明の義を解せずして耳目先づ文明の事物を見し半解半知の材料を腦裏に藏めて國字解の譯書を讀み輕々判斷を下だすが故に名は文明開進の有志者にして文明に不似合なる舉動を呈するものなり其人の罪なりと云へば云ふ可きなれども十數年來教育の組織と天下の時勢と連帶して今日の事實を現出するは免かる可らざるの定數ならんのみ人或は説を作し今の社會に兎角議論の喧しきは壯年輩が洋學を學ぶに過ぎて洋説に僻するが故なりと云ふ者あれども我輩の所見は全く之に反對して今の壯年輩に洋學者の少なきを嘆する者なり今日三十歳以内の壯年は維新の初には十歳以外の童子なり當時この童子の洋學に就かんとして何の方便ありしや漸くいろはを習ひ漸く數字を知り將さに學校に入て學べんとすれば其學校には洋書なし又洋學者を見ず唯僅に數部の讀本を讀み得て中學に入るも中學又洋書を勸

めず文明の主義を知るの便は唯不完全なる國字の譯本あるのみ何を以て眞の洋學を學ぶ可きや之を學ぶに過ぎずして大に足らざる者こそ云ふべけれ學ぶこと足らざるが故に業を卒することも亦容易なり容易に卒業したる學者は其言行も亦容易なる可し容易に言を發し容易に事を行ふ即ち今の社會の缺點にして或人の憂る所も此點に在ることならん此憂果して憂ふ可きものにして之を救はんとならば今の所謂洋學を高尚に進めて之を學ぶに容易ならしめざるを勉む可し其法他なし唯國中後進の學者をして洋學を學ばしめ直に横文の原書に就て文明の主義を解し以て深遠の佳境に入らしむるの手段あるのみ(明治十六年九月八日)

### 過去漫に想ふ勿れ現在未來こそ大切なれ

新聞記者が歳首第一日看客諸君に紙上に接するは我國新聞事業の創まりし以來特に本年を以て初とし其事例を造りたるものは則ち時事新聞なれば聊か諸君と共に祝意を述べ序でながら一言するものは時の事なり昨夜舊を送て今朝は是れ新に逢ふの日にして人各々感ずる所なかる可らず而して此感發は時の經過人事の變遷に促さるゝものなれば我輩も爰に過去現在未來の時に就き聊か所感を記して以て看客の教へを乞はんとす抑も人生の智力は能く過去を記憶し現在を處分し又未來を想像するに足る可きものにして古に徴すれば以て今を處し又今後を謀るに利益あること固より我輩の否する所に非ざれども竊に古今世界の常態を察するに人生の智力を現在と未來とに用るは少なくて過去の詮索に勞するもの甚だ多きが如し例へば支那の左國史漢を讀むが如し其書多しと雖も其文巧なりと雖も結局支那古代の記事歴史たるに過ぎず書中或は之に徴して今時に利す可きもあらんなれども人事の變遷は誠に驚く可きものにして數千

年前の支那の故事を今代に引用し以て今の人事に通ぜしめんとするは蓋し行はれ難きことなり然るに世に歴史を悦ぶ者あり左國史漢の類を講ずるを以て史學と名け終身これを研究して手に卷を離さず支那國の故事に於ては誠に明にして其談を聞けば殆ど目下の事を語るが如くなれども近き今世の人事に至ては却て之を等閑に附して知らざるもの多し畢竟其智力を用ること過去に多くして現在に少なく古に明にして今に暗きの罪なり

右は數千百年の古今を隔てたる話なれども近く我輩目前の事相を見ても之に類するもの少なからず世人動もすれば去年の事を語り十數年の昔を話し其失策を後悔し其功名を誇り空しく過去の得失を再演して實に現在の喜憂を催ふすが如きは我輩の最も取らざる所なり過去の得失或は現在の備考たることもあらんと雖も人間社會は活世界にして人事は活劇なれば千萬年を経るも同一の事相を呈するものにあらず事相同一ならざれば之に處するの法も亦同一なる可らず之を譬へば人生の世事に處するは猶ほ將棋をさすが如し盤面僅に八十一區四十個の駒を以て戰爭を開くに兩人對座各虚實を盡して變化窮りあることなく勝敗一局又一局會て同一の駒組を見たることなきのみならず古來幾千萬の棋客が幾萬々の伎を演じたるも毎局皆同じからずと云ふ又法官の話に數年詞訟を聽て其件數は幾千なるを知らず各法官の取扱ひたるものを集れば殆ど無數とも云ふ可き程なれども其判決宣告の文を作るに當り同様の文言を再用す可きものは萬中に一を見ずと云ふ人事の活劇變化無窮の事實は此一例を見ても知る可し蓋し活劇に當るには活智を以てせざる可らず而して其活智なるものは唯過去の記憶を腦裏に蓄積するのみにして以て生ず可きに非ざれば苟も此世に居て一身一家の事を處し又戸外の公務に當る者は専ら目下の時勢を視察し其勢の由て生ずる所の原因を求め機に臨み變に應じて活動することを心掛くべきは無論又今年より明年を知る可らざるは去年に在て今年を知らざりしと同様なれば智

力のあらん限り現在に働きて又隨て未來の想像を畫き豫め之に應ずるの方略工風なる可らず之を處世の方寸と云ふ此際に當て去年の記憶を喚起して今の働の参考と爲し又未來の工風を助ることもある可しと雖も如何せん時の經過に従て事相も又異なるが故に過去に力を用るよりも現在と未來に心を配ること大切なれ人生世事の不意に犯さるゝは病に犯さるゝに異ならず扱病に罹りたる時に己が前年の病氣を思出し其療法養生法を再演するも果して無益ならずや假令ひ前後同性の病にても其發症の同じからざるのみならず患者の年齢も前後に異なり發病の土地時候も亦同じからざるが故に以前の病は以前の病として之を問はず唯今の病を大切なりとして治法を案すること緊要なるのみ況や其病の性質さへ全く相異なりて意表に来るもの多きに於てをや前病の記憶毫も用を爲すに足らざるなり

我輩近く一例を示さんに今度朝鮮の事變は明治十五年來第二回目の事なり其性質を察するに前後相似たりと雖も以前は唯朝鮮人の亂暴のみなりしが今度は支那兵と名くる合併病を以てして又病人たる日本公使館に於ても以前は唯花房公使の單身なりしものが今度は公使館に護衛の兵隊あり故に此事件の紛紜を理して満足を得んとするには我政府にても十五年の筆法を再び用ゆ可らざること固に明白なれば何は扱置き今回は今回の事に就き其原因を詮索し其時の事情事跡を明にし其事に關係の人を記名し既に内外の吟味終りて其證據を押へたる上は談判の相手は果して朝鮮政府なる可きや或は朝鮮は唯名義のみにして實際の責に任ず可きものは支那の兵隊には非ずや云々と一切現在の事實を詳にすること緊要なるのみにして過去十五年の事を回想するは無益の勞なり又既に現在の事に處するの方案を得て之を實施すると共に將來の事を想像して之に備る覺悟なかる可らずと申すは今度の事變は日本國中誰れも豫想したる者なし今にして色々に吟味したらば變亂こそ十二月四日なりしなれども其原因は固より四日前に在ること當然のことにして

近因より遠因に及ぼし又副因の細事情までも尋るときは原因と名く可きものは隠伏して一年前に在り又二三年前に在りしことならん唯我々日本の人民は之を知らざりしのみ吾に在野の人民が之を知らざりしのみならず外交事務の我外務省にても之を知らざりしことならん今回程の大變亂を生じて其原因が一年前にも二三年前にも隠伏して聊かにも其前徴の現はれしこともあらんには實に日本國の一大事にして外務省にても如何ばかりか心配せられたることならんと雖も左る事としては毫も外面に見えず去年來も我外務卿は毎度養病のために温泉行又は京都などへも往來せられ現に今度の變報到來の其時も山口縣出張の不在中なりしを見て之をトす可し故に人民の見る所にては我外交は實に平安無事にして殊に朝鮮の關係の如きは竹添公使の撰任其人を得て百事目出度きことならんと思ひ居りしに何ぞ計らん此大事變、我外務省にて豫想せざるのみか現に在京城の公使館にても人意表に出で十二月四日の夕刻は實に驚駭を極めたることならん左れば十二月四日の事は三日に在て知らず況や其前月に於てをや尙ほ況や其前年々年に於てをや之を知るに由なき其趣は圍碁將棋の盤面に向て對局如何なる場面になる可きを知る可らざるが如く、病の再感に如何なる症を現はす可きを測る可らざるが如し既に過去に在て現在を知る可らずとあれば現在に居て未來を想像推考するは誠に緊要なることにして人生の當さに智力を用ゆ可き所なり未來固より知る可らずと雖も常に之に心を用ると否とは實際に臨て多少の得失に關するものなきに非ず之を彼の空しく往事を回想して漫りに喜憂を催ふすが如きものに比すれば同年の論に非ざるなり明治十八年の一月一日歳維に改まりたり語を寄す天下無數の男女徒に去年の事を想はずして今年の今と將來とに智力を用ゆ可きものなり(明治十八年一月一日)

## 離婚の弊害

男女相愛するは人の天性なりと雖も其相愛するの情は時に或は變化せざるを得ず相愛するに聚りて愛の盡くるに散じ互に其舊愛を去て互に其新に愛するに就き聚散去就は男女の撰ぶ所に任して隨時其愛する所を愛するを妨げず之をフリーラヴ（相愛の自由）と云ふ其説に依るに今の俗世界に於て男女相婚して相愛する間夫婦たるは間然する所なし然れども相思の情消滅して鴛鴦眠穩かならざるに當りても尙ほ借老の念を存するを常とするが如きは頗る事理に適せず血氣ある人間時に隨て其愛惡の情を異にするは勿論なり如何んぞ合巻一杯の酒を以て百年其愛を渝へざるの媒となすの理あらんや或は此フリーラヴに反對するの説を爲して男女相婚すれば概ね子女を生ずれども夫婦の聚散時なければ誰れか此子女を鞠育するやとの駁議なきにあらずと雖ども果してフリーラヴを實行せんとあらば豫め其向きの方法を設け例へば夫婦間に子女あれば其子女の鞠育料として若干金を子女鞠育所に預け置き夫婦一朝相別るゝときは其子女を此鞠育所に依托し爾後双方何の處に在りて何人と相伴ふに論なく子女出産後若干年間は互に其子女鞠育料の仕拂を怠る可らざることをするか或は夫婦孰れか其子女を引受くることをするか其邊の事は兎も角も文明世界にて人間の意の自由を妨げざるを貴ぶが故にフリーラヴの風習を養ふこと大切なりとの説なり或は人間の本性より論すればフリーラヴの方道理に適して人間社會も此フリーラヴの行はるゝに至りて始めて完全の人間社會なるべしなど云へる玄妙論もあらんかなれども今日の實際に於て社會の組織は逆も俄に此説の實行を望むべからず好し或は其實行を望むべしとするも此フリーラヴの本旨たるや世人の動もすれば誤解する如く卒然結婚して卒然離婚し濫合濫離愛情の永からず

又厚からざるを貴ぶ譯にはあらず唯男女の相愛するの間に一點の偽情を挟むを許さず専ら純粹なる愛情を以て永く結合すべし若し不幸にして純粹なる愛情を二人の間に存續すること能はざるの場合あらば強ひて此結合を維持するの弊害はこれを解くの害よりも大なるが故に自由に分離せしむべしと云ふに在るのみ即ちフリーラヴの精神なり左れば古來婚姻法の習慣の如く先づ其始を慎まずして苟めに夫婦と爲り忽ち細小の故障に遭ふて又苟めに離別し結婚に愛情の有無を問はず離婚に愛情の存否を論ぜず濫合濫離して夫婦の情合の何物たるを知らざるが如きあるに於ては獨り當世社會の大惡事たるのみならずフリーラヴ論の決して寛容せざる罪なるべし何れの方より判定するも離婚は人間世界の幸福にあらざることを疑を容れざるなり

西洋諸國にては最も離婚の事を重んじ姦淫等の場合の外は法律上容易に之に許可することなし現に佛國などにては法律上殆んど離婚するを許さざるがために夫婦間の嫌惡甚しきものは或は外國に奔りて窃かに他男女を迎ふる程なりしが斯くては餘り嚴酷なりとの説もありて數年前離婚條例の改正ありたれども其離婚を排斥するの精神に至りては毫も以前に異なることなし西洋諸國にては斯くまでに離婚を忌み事の實際に於ても離婚の沙汰甚だ稀なるが如くなれども我國にては多年の習慣の致す所離婚甚だ容易にして其場合甚だ多く無賴漢輕薄婦が忽ち合ふて忽ち離るゝが如きは尋常一様の事にして世間に怪しむ者もなく或は良家に妻を迎へても破鏡の災なきは偶然の幸なりと云ふの外なし妻に罪なきも夫婦の氣に入らぬとて離婚し家風に合はぬとて離別し、姑舅の苦情ありて放逐する等自由自在にして彼の七去と稱するものゝ如きも離婚の爲には都合よき口實なれば常に實際に利用せられ人物家風の奇僻なるものは一人にして數妻を送迎するの例決して珍らしからず左ればにや明治十六年日本全國の結婚數は三十三萬七千四百五十六、離婚

数は十二萬七千六百六十二にして離婚は結婚数の三分一以上に上り一村に三十三軒嫁を迎える者あれば同時に十二軒は妻を逐出し悦んで笑ふ者六十六人怒て泣く者二十四人の割なり實に驚入りたる次第ならずや左れば今我國にては西洋諸國の例に倣ひ習慣上法律上、離婚の事を鄭重にせざる可らずと雖も我國にて斯く離婚の風を馴致したるは決して偶然に非ざるが故に之を矯正せんと欲すれば其原因を看破して之を根治せざる可らず蓋し其原因は固より一にして足らざるべしと雖も男女交際の道なくして夫婦の關係始終を全うするの工風なき事其最も重大なるものならんと信ず即ち之を次號に陳ぜん（明治十九年七月二十六日）

### 離婚の原因

我國にて離婚の頻繁なる其原因は固より一にして足らざれども男女交際の道なきこと其最も重大なるものならん西洋諸國にて男女交際盛に行はれ舞踏宴會の席などには男女打交りて歌舞し談話し群朋騎を聯ねて春野に遊び夏日の避暑、秋林の遊興、親疎相接して相親しむの機會あるのみならず婦女子妙齡にして漸く交際社會に入らんとする頃には父母は女子の爲めに年輩の似合はしき男子を求めて豫め之と親交することを許し互に相來往して其人と爲りの智慧、其氣質の寛猛、技藝の巧拙より容貌、態度、飲食、嗜好の微に至るまで徹頭徹尾相知りて互ひの肺肝相照し彌々二人の間に愛情の純粹なるものあるを認めて然る後に始めて夫妻の約を結ばしむるが故に婚後の月に浮雲を見ず意氣相投じて情交永く相親密なるを常とすれども我國從來の結婚はこれに異なり各家の庭訓は概ね儒教主義より來り男女七歳にして席を同うせずの流義を以て兩性の交際を支配せしが故に婚前の男女常に相見ることを得ず左れば年頃の男子

にして妻を迎へんとするものは媒妁人の言に據りて先づ試に未婚の女子を見る俗に之に見合と稱す蓋し此見合と云へるは求婚の男女互に其外形の容態を見るの謂ならん婚姻は人生の一大事にして佳偶相得て其苦樂を共にすべきものなれば双方の心事好尚を知り次で肉形の外貌をも知り互ひに相愛するの眞情ありて爰に始めて結婚すべき筈なるに生面の男女一瞥見して直に其婚儀を約すとは談何んぞ容易なるや何んぞ夫婦の關係を輕侮するの甚だしきや然りと雖ども是れ尙ほ可なり世上結婚の事を以て一に之を父母の選擇に任じ當人は恰も其事に與からざるが如く縁談既に整ふて新婦門に入るも新郎は其新婦の如何なるやを知らず新婦亦新郎を知らず三々九度の祝杯を交換して然して後に初対面するが如き場合少なからず此等の新郎新婦より見れば結婚は恰も抽籤の如く如何なる者に取り當るや豫め之を知る能はざることならん實に言語道斷なる次第と云ふ可きのみ事の實際如此なれば離婚の頻繁なるは固より怪しむに足らず男女交際して互に相知りて然る後に結婚するも尙ほ且つ苦情を生ずることなきに非ず生面の男女偶然に邂逅して百年相結托せんとす其幸にして終始を全うするは寧ろ不思議と稱して可ならん故に此際若し始の結婚を慎まずして唯單に終の離婚のみを嚴重にして西洋諸國の掣に倣はんとすることもあらば家内の風波常に斷えず或は人倫の大變をも生ずるに至るべきなり

前陳の如く我國にては男女交際の事なきが故に結婚の前に男女互に其面貌心事を知らざるは勿論既に結婚の後といへども妻にして其夫が社會に對する地位名望功績の如何を知悉するものは甚だ稀なり是れ亦男女の情交を深くするの道にあらず凡そ人の情交を深くするは所謂知己と云ふことなり夫婦間に於ても亦然り妻の見識能く其夫の事業如何を知り其人と爲りを尊重するに至りて始めて伉儷の親密なるを覺ふるものなれども我國の夫妻の關係は大抵此妙處を缺

くもの、如し或る人の説に我國にて夫婦間の情味の濃厚なるは盜賊の夫婦なり尋常人の終日外に在りて心身を勞して家に皈るや妻其事に與り知らざるが故に相對して語る、興味自から索然たれども盜賊の夫婦は然らず月黒くして風寒く妻は家に在て酒を暖め待つ間程なく主人歸る腥血斑々たる其袖の中より幾顆の金を爐頭に投じて相顧みて其成功の偉なるを喜ぶ惡漢毒婦の状態甚だ憎む可しと雖も夫妻の肝膽相投じて相結托するの深きこと想ひ見るべし云々とあり左もありぬべき事共なり尋常人の間にては男女交際して互に相知り婦人も其交際に由りて世間大體の智識を増し男子の名を聞て其人を知り其風采、其氣質を知るのみならず其地位、名望、事功の如何を知り斯くて相親愛するの餘且赤繩を結ぶときは其夫妻間の愛情は肉體の醜等を除きて別に高尚なる處に濃にして内外表裏相助力し終生相厭ふことなかる可しと雖も今日夫妻の關係は所謂知己知音に非ずして愛惡の情始より終まで重にも肉體外貌の醜醜に在るが故に其基礎自から固からず數妻を送迎して尙ほ其意に滿たざるが如き者あるに至るなり斯くて離婚頻繁にして婦女屢々放逐せられ處々に彷徨しつゝある其間に紅顏凋零し易く額端の漣漪秋風の已に起るを徴し結婚の時機漸く去て終生適從する所なく悲惨の生涯を送るものも少なからず而して其此に至るは男女交際の道なきこと主として其原因を爲すが故に離婚の弊源を一掃せんとするには先づ此道を開くの工風專一ならんと信するなり（明治十九年七月二十九日）

### 離婚を防ぐの法は男女の交際にあり

夫婦の愛情を固うするに最も必要なるものは男女共に相知るの一事なり若し男女の交際甚だ自由にして彼れを知り已れを示すの事甚だ自在ならんには求婚の男女其交際社會中の人に就て偶ま我意中の人を見出すことあらんに其相對

することの近密なると其相逢ふことの屢ばなると又其人の身上に關して巨細に知る所あるの人物を我朋友間に多人数求め出してこれに我未だ知らざる所を叩くことの容易なるとに由り其人の才智、道德、藝能、氣質、風韻、學識、持論、信向等の事より顔貌、姿態舉止、動作、飲食、嗜好、健康、疾病等の事に至るまで一としてこれを詳悉し得べからざるものなく彼れを按じ此れを考へ此有餘を以て彼の不足を補ひ此の美を以て彼の醜を蔽ひ諸點の關係輕重を十分に考究調査したる後果して我妻とし我夫とするに差支なしと決心して双方同心の上遂に夫婦たるの契りを結ぶことを得べきなり斯くの如く先づ其始を慎み結婚の前に十分我力の及ぶ所を盡して然る後に契約したる夫婦は必ず和合すべきこと尋常の道理にして決して離婚の必要あるまじ併しながら人間の力には限りあるものなるがゆゑに或は當初鑑定相違か或は未來を察することの不明なるよりしてか思はざる不幸の出來して夫婦の愛情を妨ぐるの場合なきを必ずべからず斯る場合にして事情止むを得ざるものは遂に離婚に終ること尋常の手續ならんと云へども然れども大抵の場合には夫婦互に心を持直して成る丈け愛情を損ぜざることを勉むるならん何とならば其妻たり夫たる人は當初吾れ自から撰擇判別して妻と定め夫と定めたる純粹の吾妻又は吾夫なるがゆゑ單に負け惜みの爲めにも大抵の事は互に辛棒して愛情の正に反へり舊に復するの工風を盡し離婚の必要を見ずして止むべき道理なればなり斯の如く男女の交際あれば夫婦たるものは結婚の前に十分に彼れを知り已れを示すの便ありて愛情の基礎甚だ堅固なるがゆゑに容易に離婚の沙汰を要せざるの理由ある外に尙ほ又結婚の以前より男女共に交際社會に其名を知られ其人と爲り知られ平常宴席の談話にも某氏の敏捷にして藝術に富み某嬢は靜雅にして姿色あり何氏は財産家にして其娘の某は博聞の淑女なり、某氏と某嬢とは一對の好配偶にして誰れと誰れとは双鶯鶯ならん杯様々に品評し又しられつある其際に某氏は某嬢と



結婚の約成り誰れは誰れに嫁したりとの報道あれば兼ねて面識ある人々の婚儀とて利害の關係少なからず群友人の間に婚禮前後の取沙汰區々なるが故に新夫婦は結婚の後不幸にして多少の故障に出逢ふことあるも交際社會の手前に對して毀譽の評を憚るがゆゑに成るべき丈け穩便に事を計らひ小故障の爲めに大破裂を起さざるやう双方共に十分の注意を爲すべきや必定なれば自然離婚の沙汰の甚だ少なかるべき道理なり然るに我日本にては男女交際の事なきが故に某氏は近頃何某の女を娶りたり、何の誰れは誰れと婚して離縁して尋で又何氏の女を娶り又々離縁して更に新妻を娶りたりなど云ふも其結婚し離婚したる婦人は如何なる人物にして如何なる容貌氣質なりしか固より之を知るに由なければ友人の結婚を聞くも其新婦の事に關しては毫も意を留むるものなく新郎も亦敢て人に告げざれば結婚離婚は交際社會の話柄とならず幾回結婚又は離婚の場合あるも世上之を怪しむものなく逐はるゝものゝ事情憐むべきも逐へば所謂交際社會の褒貶を以て離婚を制するの實あるを見ず畢竟男女の交際なくして相知る人甚だ少なく知る人少なければ之に對して遠慮も亦無用なるの姿にて爲めに離婚を憚らざるに至りたる者のみ苦々しき次第なりと云ふ可し、しかのみならず今の日本社會にては男子も婦人も結婚の前に當り互に相知るの工風なく一面識なき他人同士の間柄に苟めにも愛情の存すべき道理なきがゆゑに夫婦の契約を結ぶに愛情の有無を問ふべからずと定めたるも事の上止むを得ざる次第にして如何ともすべからざるものと云はざるを得ず斯くて互ひに好惡愛憎の念なき知らぬ同士の男女が卒然相逢ふて相契るものなれば後の成行の善惡は他人は勿論當局の男女其人といへどもこれを想像することさへ得べからず『澁いかは知らねど柿の初契り』ちぎりし上にて首尾よく甘味を得れば偶中の大幸若し不幸にして澁味多ければ彼れはれ考案を費やすに及ばず直にこれを放棄して互ひの縁を斷つべきのみ新婦を放逐したる新郎は傲然人に向て云ふ

媒灼人の不埒千萬なる來て告るに實を以てせず馬と稱して送り來りたるものはまがふ方なき鹿なりし吾れは鹿を要せざるなりと又云ふ老父母の頑陋不明なる何の思ふ所ありてか斯る無情の婦人を連れ來りて強ひて吾れに配偶す伉儷の永からざるは止むを得ざるに出づ干涉の弊の大なる實に斯の如しと又父母媒灼人等の其責に任すべきものなき時は則ち云ふ婦人を撰ぶは縁日の植木を買ふよりも困難なり燈影の下一目の見逢ひも遂に彼れの騙瞞する所と爲り後日仔細に吟味すれば豈に圖らん當初傾國の名花と思ひしは其實一文の直打もなき野草ならんとは斯くの如く結婚の事は男子尙ほ且つ其責に任ぜず況んや婦人をや婦人從良の撰擇は一にこれを父母又は長者の意に任じて自から喙を容れざるを常とするがゆゑに偶ま佳人拙夫に伴ふことあるも又拙夫の勝手を以て離縁せらるゝことあるも其拙夫に伴ひ又は離縁せられたるは全く父母長者が其撰擇を誤りし罪にして當局の婦人の與かり知る所にあらず故に婦人は結婚の成跡に對して一切其責に任ずること能はざるなり或は新婦の離縁せらるゝを咎めて彼れも一箇の女菩薩なり何様邪慳の男なればとて一たび其兩翼の中に攝取したる以上遂に彼れを發心濟度するに至らずして離縁せしは不甲斐の至なりと云ふものあらんかなれども縁なき衆生は度し難し最初より一毫の縁も情もなき男女にして互に不安心ながらも先づ兎に角に運だめしの爲めにとて夫婦の契約をしたる者が新婦新郎に何の神通力あれば一朝之を變化して愛情堅固の良夫妻と爲すを得べしと云はんとするにや蓋し無理の所望なるべし斯くの如く當局の男女にして自から夫婦離合の責に任ぜず世人も亦其責を當局の男女に負はしむるの口實を得ずとすれば日本社會今日の實際に於けるが如く離婚頻繁にして三對の夫婦中にて其一對は必ず離縁するの風を成したるが如きも決して怪しむに足らざるなり今此の弊習を洗除せんとするには男女の交際を自由にして結婚の前に先づ其始を慎み當局者自から夫婦契約の責に任じて永く愛情の厚きを計

るの外に個の妙案なきを信するなり(明治十九年七月三十日)

### 歳末の一言學者後進生に呈す

兎烏匆々歳こゝに窮し今日は是れ明治十九年十二月三十一日にして窮するものは歲月のみにあらず全國の商況不景氣の爲めには百姓も窮することならん町人も窮することならん誠に氣の毒なる次第なれども失禮ながら是れ等は所謂土百姓素町人にして一身窮するも其窮する所以の理由を知らず今より三五年前に身代の豊なりしと今日生計の艱難なると其苦樂天淵の相違なるも苦樂は一切天然に歸して恰も時候の寒暖を評するが如く五年前は天氣暖なりしが近年は殊の外寒し五年前は衣食に不足もなかりしが近頃は誠に難澁なり苛き御時節柄なりとて苛くも甘くも能く其分に安んじて安心なるが故に傍より觀ても左まで慘なるを覺えず蓋し貧者の幸福は不知に在りと云ふ知らざるこそ仕合なれ寒暑苦樂その到来の原因を知らざれば常に安樂世界なる可ければなり故に我輩は彼の土百姓素町人の種族に向ては些と不人情ながら其困窮を憐むこと少なしと雖も爰に憐れ至極なるは學者後進生の困窮是れなり此種の人物は身に相應の學識もあり活潑なる精神と健康なる身體を具へて事を爲すに至る者なれども如何せん日本の社會は人物を容るゝの餘地なきか或は之れあるも人物の働きが其地位に適應せざるか官途に進むの道なく民間に執る可きの業なし生計日に窮して煩悶に堪へざるものゝ如し知らざれば斯る憂きめもなかりしものを字を知り理を講じたるこそ不幸の本なれ人生の學問は憂患の媒介、實に氣の毒千萬なりと雖も我輩が敢て一言の忠告を呈すれば自から亦この困窮に處するの法なきに非ず抑も今の學者後進生は日本の國民に相違なしと雖も其身は木石に非ずして運動自由の人類なり既に人類とあれ

ば凡そ全世界の中日月の照す處、空氣の通ずる處、道路舟車の便さへあれば行て行く可らざるの地はなかるべし況んや近隣の米國の如き半月を費して達すること易きに於てをや行て米國に到れば土地の耕す可きもの甚だ廣く工業の執る可きもの甚だ多し苟も心身屈強にして勞を憚らざれば衣食を得るに易きのみならず數年の勤勞以て終身の方向を定めたるものさへ少なからず従前渡米の貧書生中には時として其心掛けの間違ひより不幸に陥りたる者もある可しと雖も人生の心掛け宜しからずして困窮するは必ずしも米國に限らず日本の内地も同様の事なり嘗に同様なるのみか日本に於ては諸君の如く心掛けの宜しき人物にても尙ほ且つ今の通りに窮するに非ずや然らば則ち明治十九年の今月今日を限りとなし何は扱て置き外國行と決定し北米合衆國なり又其北なる英領なり或は方向を轉じて南亞米利加又は濠洲なり意を決して其地に到れば到る處として衣食富貴の君を迎へざるはなかる可し君等が常に蔑視する支那人は外國に向つて如何なる舉動するや其世界中に横行するの勇氣は日本人の蠢爾として墳墓の地に蟄伏する者に比すれば同日の論に非ず畢竟するに君等の血統は世祿の武門より由來して生計の責任に當りたることなく家道に入るを心配せずして出るを爲し議論に喧しくして實業に迂闊なる其習慣の骨に徹したる者にして今に至りて動もすれば政談など喋々して可惜日月を費し己が衣食は朝に夕を謀らざるも平氣なるが如くなれども今日は是れ世祿の世にあらざれば政談如き社會の世話よりも自家獨立の心配こそ肝要なれ殊に日本の政事は政府の官吏の負擔する所にして國民の喙を容る可き場所柄にあらず時として政法が宜しく又時として宜しからざるも國民の知る可き限りにあらず又論ず可き分にあらず全く雲上の事にして政府以外の者共が漫に之を心配するは俗に所謂大きに御苦勞のことにこそあれば日本の國事は一切政府に任して其是非の評論をも禁句として謹んで口を閉ぢ一日も速に身構へして外國行の工風專一なる可し月迫諸

君の窮迫も一入ならん人生窮せざれば奮はず敢て一言を呈して歳末の印に供するものなり(明治十九年十二月卅一日)

## 明治二十年一月一日

千門萬戸太平の春一夜明くれば人の氣分も自から長閑にして思想に餘裕を生じ將來の事を想像するにも面白からぬ云々は後に廻はして先づ目出度き事を畫くも人生の至情ならん依て我輩も今日の紙面に今日思ふ所のものを記さんとするに扱て、我國に目出度き事の多きは恰も春の泉の湧出るが如し一昨年も昨年も豊年にして今年も亦同様なるべきその上に米價は左まで下落することなく農民も少しは生氣に復へることならん内地の商況は相替はらず不景氣なれども外國の貿易は衰へたるにあらず殊に昨年、絹絲は上出來の上に歐米の市場は近年に稀なる上景氣にして日本に絲の代價を取入れたる金額は一昨年比して増加幾百萬圓との報告に全國各地の養蠶者は一入の勇氣を生じ昨年以來の用意盛んなれば今年の夏に至りては目覺しき收穫を見ることならん東海道の鐵道も今年中には慥に半を成し年の終には汽車に乗て静岡を過ぎ又名古屋に往來するの愉快もある可し尙ほ其外に九州の鐵道伊勢の鐵道水戸に兩毛に八王子に私設の線路續々許可を得て續々著手するその間に日本鐵道會社は私設の王にして早や仙臺を過ぎ青森に向て進行することならん國會開設の期限も正味三箇年と爲り臨時建築局の工事甚だ活潑にして今年中には地をトシ圖を製し地形固まりて煉瓦壁の半をも積むに至る其際に各地方の有志者は會集の準備に忙はしく極めて手廻はしよき地方にては竊に議員の候補者を指名する杯の熱心談を催ふして賑やかなる處もあるべし條約改正の談判は滑にして双方に快く春風と共に調和して調印濟みと爲り兩三年を出でずして横濱を始め諸開港所の治外法權を除去し外國人は内地に雜居して

自由自在の身と爲り冠婚葬祭年頭の祝儀内外の人軒を並べて相往來し年々歳々相替らずとて相互に歡を述ることならん長崎事變の談判も去年の冬の頃は恰も寒氣に凝りたるが如くにして流暢の様子なかりしが年々改まりて双方の人氣も和し曲なる者が曲に甘んじて道理に伏すれば直なる者も其直に乗じて道理を弄ぶことなく曲直判然我大日本國の榮譽を全うして内は我民心を満足せしめ外は世界中に我國權の所在を示すの日遠きにあらざる可し眼を轉じて海外を望めば佛蘭西リヨンの市上に日本絹絲の聲價は日に高く直輪商賣前途の望みは洋々として春の海の如く内國の貿易商人も最早や横濱の一港内に閉居するに堪へず五分利の整理公債を抛て大に生絲に資本を卸し花々しく外國の市場に成敗を試ることならん東の方太平洋の一面は米國往來の大道にして郵船の發著横濱と桑港との間、一月三回なりしものが英領北米の鐵道既に大陸を横斷して其西岸ブリツチシュ、コロンビヤより定期の郵船を發し我函館に達して横濱に廻はるとのことなれば日本と亞米利加との交通は毎月五回と爲り又六回と爲り人に物に其往來運送の便利なる東京に居て長崎函館を見るに異ならず亞米利加の西岸呼べば答へんと欲す誰れか雄飛を企てざるものあらんや在桑港の日本人は既に千の數に達せんとす今年の如きは桑港の外に又ブリツチシュ、コロンビヤを見出したり其渡航を試る者多ます、止むことなく遂に人口幾千幾萬の日本國が亞米利加の地方に創立するに至る可し既に新日本國を海外に開くときは永く其國に住居して容易に歸朝せざる者もあらん又或は錦を著て故郷に歸り贏得たる囊中の黄金と聞見し得たる腦裏の知識とを土産に我内國を利することならん

右の如く明治二十年一月一日より一年中の將來を想像して尙ほその出來事を畫くときは思ふて愉快ならざるはなし畫いて美ならざるはなし我輩は實に手の舞ひ足の踏むを知らざるものなり何者の偏窟人か一年三百六十五日朝より夕

に至るまで唯理窟のみを並べ立て人間萬事を道理と名くる窟の中に押込まんとして意の如くならざれば則ち憤り其氣先きの性急なるは火事見舞の人の如く其色の慘として恐ろしきは喧嘩に負けたる鬼の如く波々威々鬱々斯生半日の閑なき者の如きは我輩の取らざる所なり浮世三分五厘深く憂ふるに足らず假令へ憂ふるに足るも憂ふ可らざるを如何せん我輩は今日憂患を知らずして快樂を盡き屠蘇一盃看客諸君と共に新年を祝して將來の福を待つ者なり(明治二十年一月一日)

### 志士を處するの法

近年來英國の首府倫敦などには多勢の貧民群集してデモンストレーション(表意集會とも譯すべし)をなし政治の妨害を醸すこと甚しく昨年の如きは倫敦府中に於て數回その擧に及びて一時は餘程騒々しかりし事は其都度紙上に記載したる所なるが佛國に於ても政治上の事變などある毎に巴里の人民は徒黨して表意の擧に及び政府の煩をなすと少なからず現に本年一月大統領改撰の時も府民の騒動は中々盛んにして政府の警備少しにても怠りあらば直ちに擾亂にも及び兼まじき有様なりしと云ふ蓋し巴里府民は古來有名なる騒動好きの人民にして右は同人民に特有なる性質なるが如しと雖も近來英國を始め歐洲諸國の都府にて下等社會の貧民が一揆徒黨の沙汰は敢て珍らしからぬ事にして中には社會黨もしくは共產黨など稱するものも入交りて政治上に關する事も少なからず現今歐洲各國都府の警察は火付盜賊などの用心よりも寧ろ貧民徒黨の豫防に忙はしき有様なりと云ふ蓋し歐洲の舊國にては人口の過剰なる其上に貧富懸隔の差、次第に甚しくして生計の困難なる割合に職工の賃銀は却て下廉なるを以て下等の貧民は殆んど活路に

苦しむの餘り都下に群集して遂には不穩の舉動をなすに至るものにして其始末は各國政治家の常に苦心する所なりと云ふ事態少しく之に異なれども近來日本にても各都府の人口年々増加するの實あるより其結果の如何は往々識者の疑問となるに至れり蓋し數年來各地方の不景氣より斯くは人民の都下に輻輳する事ならんが唯幸なるは日本にては貧富懸隔の差未だ歐洲の如く甚しきに至らず加ふるに生活の度極めて低きが故に貧民未だ全く生路を失はざる其上に日本の下等人民は性質極めて従順にして歐洲諸國の貧民の如く漫に騒動する者にあざれば今後行くの始末に就ては固より宜しく熟慮すべきなれども當分の處にては日本の貧民が一揆徒黨して政治の妨を爲す可きやの心配は先づ以て無用なる可し然るに爰に我都鄙に一種の族類ありて其勢力は時機に由り随分政治上に利害を及ぼす可きほどのものなり即ち其族類とは世の稱して一般に書生と名くる所のものにして二種の別あり一は十分の學資を有し後來の目的も一定し官私の學校に就學する輩にして純粹の學生なれば之は取除として扱その二なる者は學資もなく目的もなく漫然不可思議の間に衣食する者にして彼の志士又壯士など稱する者は是種の中より出ることありと云ふ蓋し其出處を尋れば多くは舊藩士族の子弟にして生來衣食の計は甚だ疎なりと雖も數百年來養成したる高尚なる一種の精神は容易に磨滅する能はず目指す所は青雲の一途、談する所は國家の大事、才疎に志大に常に世路に蹉躓して其精神の高尚なるは偶ま／＼以て失意の媒となり物に當り事に觸れば輒ち不平を鳴すの風なれば一旦偶然の時機に際するときは自から歐洲諸國の例の如く時として政治上の煩を爲すなきを期す可らず左れば今日遽に斯る心配は無用なるに似たれども事の勢を視察して必無を期す可らざるものならば國の安寧の爲めに豫防の法を講ずるも經世家の大早計にはあらざる可し我輩の所見を以てするに元來日本にこの流の種族の生じたるは時世の變遷により教育の精神と生活の方便と相背馳した

るの結果なれば之を醫する方法は主として教育の組織を改め其高尚なる精神を變化せざる可らず又この輩が漫に青雲に志して他念なきは常に羨望する所の目的あるが故なれば其目的たる物の趣を改め左まで羨むに足らざるものと爲し眼を轉じて他に向はしむるの工風なかる可らず其次第は本篇の緒に就て聊か鄙見を開陳す可し（明治二十一年三月二十五日）

### 官立公立學校の利害

日本の書生即ち壯士志士の輩が兎角不平を鳴らして前途の豫期面白からざるは其教育の精神と生活の方便と相背馳したるの結果なれば教育の組織を改む可しとの次第は前篇に之を一言して讀者の注意を促したり抑も教育の施行に要用なるは資金にして其高尚なるものは價貴く近淺なるものは價低くして之を教え之を學ぶ者の關係は正しく有形の物品を賣買するに異ならず錢ある者は上等の衣食を買ふて衣食す可し錢なきものは下等の衣食に満足せざるを得ず簡單明白の數にして今の人間萬事この法則に洩るゝものあるを見ず故に教育も亦この法則に洩るゝこと能はずして富豪の子弟は上等の教育を買ふ可く貧生は下等に安んぜざるを得ず甚だ解し易き道理にして一言の反對論ある可らざるに然るに事の際に於て日本の教育の組織は往々之に反するものなきにあらず例へば有志の輩が貧書生を憐んで之に學資を給するが如きは一個人の間柄にて慈善の美事なれども其少しく大なるものは數名數十名の金満家が學校資金を醸して教場を設け貧人の子弟を集めて高尚なる教育を授るの例あり是れも一方より見れば富んで仁ある人が國の爲めに教育を重んずるの熱心に出ることなれば賛成を表す可しと雖も爰に我輩の悦ばざるものは彼の官立公立の學校に其規模

を大にし上等の教師を聘し上等の書籍器械を使用し其費用の莫大なる割合に受業の價は至て低廉にして貧家の子弟と雖も之に入ること容易なるの一事なり官公立の學校に校資饒なりと云ふも其資金の由て來る所の源を尋れば必ずしも富豪仁者の囊中より出たるものゝみにもあらず貧富混同如何なる難澁者にても免かる可らざるの醜金即ち税と名くる一般の國財を以て支辨する事なれば其用法に就ては頗る謹慎を加へざる可らず學校に一名の教師を聘して年俸三千圓とするか、其三千圓は國民の義務として納る所の税金より出るものにして農家の米を賣て之を納めんには一石四圓五十錢の相場にて凡そ千七百六十俵の代價なり千七百俵の得失は農民一家の喜憂に非ず一村一郷の盛衰にも關するほどのものなれば官公立學校の經濟は私立學校に異にして特別の注意を要すること道理に於て明なる可し如何となれば私立校の資金は富者より出るもの多くして官公立學校の費は貧富混同の人民社會より義務として支辨するものなればなり然るに此義務の出金を集めて設立したる其學校の組織如何を尋れば盛大高尚にして備はらざるものなく日本國中の學校にして最も多額の金を費し然かも其教育の割合に所費の大なるものは唯官公立の學校のみなりと云ふも可なり毎年の校費を生徒の數に比例しても既に已に大なり若しも之を卒業生の數に比したらば一名の爲めに奉じたる國費は實に驚く可き高ならん而して其卒業生なり又廢業生なり之を平均して本來の貧富如何を尋れば貧生の方、大多數にして僅ばかりの受業料さへ之を拂ふに難澁して情願する者多しと云ふ左れば今の官公立學校は貧書生の爲めには最も便利にして德澤無限なりと雖も一國の經濟より視るときは或は厚きに過るの疑なきを得ず我輩の悦ばざる所なり時としては貧家の子弟に俊英の才子あり之を捨て、顧みる者あらざれば生涯を空うして豚犬と伍を爲し、之を擧げて教れば有爲の人物たる可し、捨るに忍びざるの場合も少なからずと雖も此取捨は單に一個人の私に屬す可きのみ公共經濟の眼

を以て視れば天下の廣き貧人の多き幾千萬の才子ある可し有限の國財を以て無限の貧才子を養はんとす、數の許さざる所なり之を喻へば美人に美服なくして其美を空うするは不本意なりとて本人の貧富に拘はらず綺羅金石を裝はしむるが如し一個人の好事ならば兎も角もなれども天下貧にして美なる者甚だ多し如何に公共の力を以てすればとて無限無數の美人を集めて之に美服を給することは實際に於て行はれざる可し此事にして果して行はれざるに於ては才を愛するが爲めに天下の貧才子を集め莫大の國財を費して高尚なる教育を授ることも亦難しと云はざるを得ず故に官立公立學校の利は假令へ少年の才を空うせざるが爲めなりと云ふも我輩は單に經濟の一點より立言して之に同意を表すること能はざるものなり(明治二十一年三月二十六日)

### 教育組織の改革を祈る

税と名くる國財を集めて官立公立の學校(小學校の事に就ては別に鄙見あり)を設け其教育は高尚にして其所費は割合に多く而して其就學者中には貧家の子弟甚だ少なからず經濟の點より視て我輩の悦ばざる所なりとは之を前日の紙上に記したり即ち國財を愛むの一方より立言したるものにして云はゞ消極の患なれども貧生に高尚なる教育を授るの弊害は單に國財消費の一端に止まらずして尙ほその上に積極の患なきを期す可らず知字憂患の始まりとは古人の金言なり人生知る所のもの少なければ自から安樂なれども青年の貧書生が文字を學び道理を講じて其年漸く長ずると共に其精神も漸く發達し熟らく社會の様を見れば身外のもの漸く我心に適せず人に接すれば其人は愚なるが如く、物を見れば其物は不完全なるが如く乾坤寥々として日月暗く一として心に満足す可きものなし就中直接の不愉快は自身

生活の有様にして天下廣しと雖も我學識伎倆を知る者なし世を學て皆醉ひ我獨り醒む、醉人社會我れを度外視して衣食の饑かなるを得せしめず天道是非か如何ともす可らずと強ひて自から慰めんと欲して慰む可らざるは彼の醉人社會を見れば酔ひながら富且つ貴きものあり彼も人なり我も人なり、然かのみならず人物の實價は我にこそあれ、何ぞ彼等をして獨り富貴を専らにせしめんや、今に時節到來して宿昔の志を伸ばすの日あるべしと云ふ者あれば又その一部の者は性急にして猶豫するを得ず時節の到來を待たずして時節を製造せんとて様々の工風を運らし又腹案を草し其工風現はれては結社集會と爲り其腹案發しては新聞演説と爲り以て經世家の煩を爲すが如きは文明社會の事例に甚だ少なからず扱實際に見えたる所にて其舉動を察し其原因を求めば千差萬別なるが如くなれども平均の多數に就て視るときは前日の紙上に記したる如く其人の教育の精神と生活の方便と相背馳するの結果なりと云はざるを得ず若しも此輩をして富豪の子弟ならしめば學業成りて故郷に歸り其高き精神に伴ふに饑なる生計を以てして其學識伎倆は即ち居家處世の資と爲り以て自利々他の幸福を致す可き筈なるに今その然るを得ざるは教育の度に過ぎたるものにして身分不相應の學者たりしが故なり左れば學問の教育も亦人物を賣買するの主義に基き高尚なる教育は唯富人の所望に任せて之を買はしめ貧人は貧人相應に廉價の教育を得せしむること本人の仕合のみならず社會の安寧の爲めに大切なることなれば我輩は日本教育全般の組織をして此主義に従はしめんことを祈る者なり然るに今日官立公立學校の制に従へば最も貧書生の爲めに便利を與へ外國へ留學などすれば年に千有餘圓を費す可き其教育を僅に何十圓か何圓にて買ふ可し殆んど無代價とも云ふ可き程の有様にして天下の貧生これに群集せざらんと欲するも得べからず此輩が年々歳々卒業して日本國に學者の數の増加するは外見誠に美なりと雖も十數年の後に至りて其用法を如何す可きや無數の貧生、

字を知り理に明にして錢を得ず、知字明理は唯徒らに不平の媒介にして其いよ／＼高尙なるに従て不平もいよ／＼甚だしかる可きのみ天下の經世家は曾て此邊に注意したる事あるやなきや我輩は竊に掛念に堪へざる所なり

或人の説に今の官立公立學校にては専ら物理學を奨励して社會政治等の事をば後にする故に後年に至り其卒業生等が時事を談じて不平を鳴らすが如き心配はなかる可しと云ふものあれども鄙見は之に異なり學生の研究する事柄は物理にても政治にても其精神の發達は同様にして既に之を學び得たる者の氣位は高尙ならざるを得ず現に今日の實際に照し是れは政治學者なるが故に騒々しく其れは物理學者なるが故に靜なりとの區別あるを見ず唯その動く静なるとの別は本人が生計を得たと得ざるとの間に在て存するのみ人生の刺衝は生計の難易より甚だしきはなし生計易からざるに際しては愚民と雖も運動を催ほすことあり況んや精神の發達して高尙に上りたる學者に於てをや其何學者たるに論なく坐して貧困に安んずるあらんを期するが如きは智者の見にあらざるなり

又一説に官立公立の學校に養成せられたる者は官吏登用の路あるが故に成業の後、生計を得るに易し生計易ければ不平も亦ある可らずと云ふ者あり是亦我輩の同意を表し難き所のものなり全國幾多の學校に無數の生徒を教へ隨て卒業すれば隨て之を官吏に登用す可きや日本の吏員非常に多數なりと雖も此卒業生に授くるほどの地位なきのみならず實際に登用せらるゝ者は其中僅々の數なる可きのみ好し又此僅々の數が登用せらるゝとするも爰に大なる不都合は其本人に資産なきの一條なり凡そ官海に弊風を生ずるの原因一にして足らずと雖も官員に男子の氣象少なくて動もすれば其節を屈し時として見苦しき舉動に陥るは畢竟その人が單に俸給に依頼して他に生活の方便なきが故なり故に今寒貧の書生を教育して卒業にまで至らしめ其學識伎倆に應じて之に授るに官吏の地位を以てせんか、其官吏は登用の

初より貧官吏にして俸給の外に生計の裕餘あらざれば自身の地位を重んずること金玉も管ならず唯失はんことを是れ恐るゝのみ即ち弊風の由て生ずる一大原因たる可し我輩の素願を云へば凡そ高等の官吏たる者は良家の子弟にして至當の教育を受け家に生計の不自由はなけれども處世の榮譽の爲めにとて出身に志すが如き人物に登用せんと欲する者なり即ち出身の目的、錢に在らずして名に在る者を得んことを願ふ者なり然るに今官立公立の學校に學んで卒業す可き者の多數は假令へ其家柄は兎も角も家に餘財ありて悠々たる可き身分にあらざれば其出身第一の目的は俸給の爲めにせざるを得ず其才學の論は擱き高等官の資格に大切なる元素を缺く者と云はざるを得ず

前記の次第果して違ふことなくんば今日の官立公立學校の組織は大に之れを變革せんこと冀望に堪へず方今財政困難、租税は年々歳々に増加して人民の生活も随分切迫なる折柄、高尙なる教育は全く官の手を離し官公立の諸學校を全廢して人民の自由に任し富んで志ある者が其子弟をして高尙なる學に就かしめ以て自然に國の用に供するか（富人が十分の受業料を拂へば民間に高等の學校を設ること甚だ易し官の手を煩はすに及ばざるのみか費は少なくて事は却てよく學る可し）或は其諸學校を今のまゝにせんとらば實物賣買の主義に従ひ官員教員の俸給等一切の校費を計算して之を學生の數に割付け受業料として之に課す可し即ち貧生富生を淘汰するの妙法にして學に就く者は唯富家の子弟のみならん或は事宜に由り少しく寛にして建物書籍器械等をありのまゝに學校に附與して爾後の保存と年々の校費とを學校に負擔せしむるも尙ほ貧生は之に近づくを得ざる可し貧生の爲めには甚だ氣の毒なるに似たれども僅々たる貧困書生を憐んで一國の經濟を忘る可らず況んや其貧生が卒業後の事情を豫想すれば不利少なからざるに於てをや我輩は斷じて教育組織の改革を祈る者なり（明治二十一年三月二十八日）

## 明治二十二年大晦日

歳こゝに窮して人も亦窮す日本全國四千萬の人口富んで家計に餘りある者は果して其何割なる可きや天下の樂土と稱する東京百餘萬の人口の中に大數は金を借用する者にして其次に借らず貸さざる者は甚だ少なく其家計に餘りて貸す者の如きは曉天の星の寥々たるに等し窮したりと云ふ可し否な其窮は尙ほ此に止まらず金を借用せんとして調達する者は結構なれども借らんと欲して一錢の信用なく止むを得ず無借金にして却て歳末の繁忙を知らず坐して飢寒に泣く者こそ東京市民の大多數なりと云へば各地方の困窮思ひ見る可し商賣上に於て本年の有様を見るに金融時として忙しと云ひ又時として緩なりと云ふも結局日本の金は不生産的なる公債證書又は未成事業の諸株式等に吸收せられ僅に五分内外の増殖を利するか又は空漠たる後年の利を待つもの多くして實地の商賣社會は常に資金の缺乏を告げ市中に於て會て一割以下の低利を見ず一方に富翁は五分利の低きに窮して頻りに儉約論を主張すれば他の一方に商人は利子の高低を問ふに遑あらず奔走して金融の道を求むれども應ずる者なきに窮す故に金融の緩急論は歳時の前後に非ずして人の種族の如何に在て存し詰る所は資本金と實地の商賣と處を殊にして雙方共に空しく窮するものと云ふ可し又學問教育の社會に於て學業を終る者は其豫定の約束に違はず都鄙に學者を生ずるの多きは恰も雨後の筍の如く續々發生して殆んど際限なしと雖も日本の殖産界は學者を容れず殖産が丸くして學者が角なるか學者が剛くして殖産が柔なるか、何分にも其相投ぜざるは方圓剛柔の趣を殊にするが如くにして容易に相利す可しとも思はれず左れば今の學者に相應なる仕事は特に今の官途に限ることなれども閑散にして報酬の豐なる地位は大小に論なく既に已に他人に占め

られて餘地を遺さず如何に大家の厨下なればとて全國の藪に生ずる雨後の筍を悉く用ふ可きに非ず筍も亦窮したりと云ふ可し又政治上に於て本年の二月には憲法發布式とて都下は無論、全國の津々浦々に至るまで頻りに祝意を表して萬歳を唱へ是れよりして我政界も一面目を改め國民も自家の利害に注意して自尊自重以て參政の用意することならんと豫期したりしに爾來今日に至るまで政談に熱する者は専ら後進の學者士族輩にして所謂國の長老富豪の流は甚だ淡泊なるが如し是亦其流の人と國家の政論とは方圓剛柔の相異なるものならんか、故に彼の政黨の議論の如きも其本源は必ず學者士族の類に發して漸く民間に及ぼすの風を成し例へば國會議員の資格は専ら私有の財産を主とするの精神にてありながら今日の實際に當撰の用意する者は決して國の富豪のみに非ず其多數は却て財産に乏しくして言論の達者なる人物にあるが如し斯る次第にては明年開會の上にて議場の空氣は至極靜肅なる可きや或は時として難澁論もある可きや其豫後如何と問はれて我輩は返答に窮する者なり又現政府も本年は實に厄年にして二月森大臣の事變に引續き夏秋の頃には條約改正論の紛紜その最中に十月十八日大隈大臣の遭難、實に言語に絶えたる次第なり夫れよりして内閣員の總辭職に總理大臣の更迭、尙ほ近日に至り何か内閣に大に更迭ある可しと風説盛なりしが去る二十三日井上農商務大臣が辭職して翌二十四日は三條總理大臣以下の更迭あり此更迭に付き伊藤伯は傍觀者の地位に居り大隈井上の二伯は内閣を去て閑散の身となりたり三氏果して何時までも閑散なる可きや之を豫言すること易からず尙ほ此外にも警視總監に珍しき進退を生じて今後警視廳の動靜は如何なる可きや是亦豫め知る可らず政海雲散じて晴を放ちたるが如くなれども此晴天は果して幾日月を持続す可きや唯我輩は豫報の明なきに窮するのみ

以上は我輩が歲窮の今日に際して人事の窮の一二を記したるまでにして尙ほ此外に枚舉したれば日本國中有形無形



の事物に窮したるものは多かる可し孰れも面白からぬことにして今夜舊年を送るの序を以て此萬般の窮を拂ひ明朝新年を迎るときは祝詞には例の如く相替らずと云はずして本年は相替るやうにと讀者と共に一盃の屠蘇を約束する者なり（明治二十二年十二月三十一日）

## 醫藥分離後の悪弊亦思ふ可し

前篇には醫藥の分離を以て社會經濟の好機を破る可き次第を陳べたれども（註「福澤全集」第十卷學術篇「醫藥分業行はれ難し」参照。）尙ほ其緒に續て分離後の悪弊を想像すれば言ふに忍びざるものあり今假りに醫師と藥舗と分離したりとすれば中以下の開業醫は悉皆滅亡して國中大半の醫師を滅し残る所の者は大家の流行醫のみなる可し扱この大家は法の如く自から調劑を禁じて利する所は診察料のみなれども若しも其裏面に廻りて内實を摘發することもあらんには利する所果して表面の診察料のみに止まる可きや我輩に於ては聊か疑念なきを得ず凡そ商賣に競争するは商家の習にして其掛引の劇しきは人に公言す可らざるの極端に至るを常とす左れば都鄙の藥劑師が藥舗を開くときは其商賣の繁昌は専ら醫師の愛顧に依頼するの外ある可らず既に之に依頼するとあれば品質を精撰し價を低くして各舗相互に争ふことなれども尙ほ未だ足らず一步を進むれば商用の外にも頻々醫家に出入し時に或は物を贈りて主公の歡心を買ひ家人の取成しを求ることなれども贈物尙ほ未だ足らず、更に一步を進むれば極内々に醫家と藥舗との間に一種の聯絡を通じ其處方に係る所の藥品を病人へ賣渡すとき賣得の何割を醫師の所得に歸す可しとの秘密條約を結び所謂九層倍の利益を雙方の間に分割するの端緒を開く可し醫師必ずしも木石に非ず藥舗亦無情ならず落花流水竊に分割の利に

露ふて歳月を経るの間には其秘密も漸く馬脚を露はして遂には公然たる秘密と爲り果ては此割合の厚薄を以て競争の主眼と爲し某藥舗は某醫に三割と聞く、弊店は四割を奉らん、否な半折に仕らんとて上々際限あることなく醫師は既に公然たる診察料に利して又隨て秘密の割合に利し公私兩様の利益圓滿なる其上に貧患者に飲み倒さるゝの憂なきと同時に藥舗は處方書持參の客に向て思ふさまに賣付け其貧富に論なく存分の代價を取ること易し如何となれば患者の分として醫師の命する處方は謹んで之を買ひ又必ず其命する處の藥舗に到る可きが故に藥舗は恰も人の病苦を抵當にして商賣するの姿なればなり以上の語法は餘り殺伐にして我輩も徳義上言ふに忍びず又實際に於ても天下の醫師藥劑師が悉皆斯くある可きにも非ず自から清潔の君子も多かる可しと雖も數多の同業中に不正を働く者あれば其不正者は假令ひ少數にても他の正者の妨害を爲し之と競争せんとするには不正卑劣と知りながらも恰も自衛防禦の爲めに共に卑劣の中に浮沈して濁れる波を揚げざるを得ず人の罪に非ず勢の然らしむる所にして詰る所は醫藥の價を高くし中以下病人をして治病を斷念せしむるに至る可きのみ

以上の論點より視るときは目下我醫流中我輩の感服せざるものなきに非ず此流の人々は既に醫藥分業の事を行ひ病を診察して處方のみを記し得意の藥舗に就て其藥品を買はしむることあり殊に官邊に奉職する醫師の如きは全く自宅の調劑を廢して藥舗に一任し純然たる診察を以て自から居る者もありと云ふ其外見甚だ美なるが如しと雖も表裏洞明にして果して美にして清潔なる可きや否や我輩の眼力は何分にも他人の私事に達するを得ず唯社會百目の視る所に任じ其洞明混濁を判斷せしむるのみとして扱この診察醫が診察する所の患者は如何なる種族の者なるやと尋るに生計に餘りある富貴の人のみ小民の病む者は敢て其治療を好まざるに非ざれども診察料の高きこと天の階して登る可らざる

が如くなるのみならず假令無理に金を作りて一診を乞ふも醫門に藥品なく其授けられたる處方書を携へて示命の藥舖に到れば藥價また甚だ安からず逆も貧乏人の近づく可き限りに非ずとして斷念するも亦謂れなきに非ざるなり抑も我日本の習慣は前篇にも云へる如く醫家の門に貧富を混合し富者が過分の藥禮を義捐すれば貧者は間接に其餘澤を蒙るの組織なるに此種の診察醫は其會計法を新にし唯富者より入るあるのみにして貧者の爲めに出るなし、骨を吐て肉を食ひ糠を棄て、米を拾ふが如し本人の爲めには至極妙なれども其吐かれ又棄られたる貧患者は之を如何す可きや況んや此種の診察醫が上流の病家のみを專にして其利を壟斷すれば自から他の開業醫の利源を狭くして開業醫に利益の薄きは間接に貧患者の難澁たる可きに於てをや我輩は竊に經世の爲めに憂ふる者なり僅々たる一二の實例を見ても既に斯の如し天下無數の醫家をして其例に倣はしむるが如きあらば其結果思見る可し我輩はますく醫藥分業の得策ならざるを證するものなり(明治二十四年十二月十日)

明治二十五年一月一日

春風春水一時に來れば人情も自然に和して憂を忘る可し凡そ人間社會の事を暗明の兩面に分ち其一面より見れば憂ふ可きもの甚だ多し細民の衣食常に足らず飢寒を訴るの聲四方に起りて其救済の方法に苦しむ折柄、人口は年々歳々次第に増加して際限あることなく文明の人事は日に繁多にして租税は年に重きを加へ然かのみならず法律規則の細密なるが爲めに吏人の員を多くし吏員の多きが爲めに施政はますく煩はしく下民は租税の重きに苦しむよりも却て繁文の手數に窘められて渡世に安んずるを得ず國會開設して或は右等の宿憂宿弊も一掃することあらんと思ひの外議院

は議論の府にして實際の利害如何を顧みず政府を視ること怨敵の如くにして毫も其運動を許さず十年を忍耐して始めて成る可き政治の改良を一朝に行はんとして却て激動を催して解散の不幸を招きたるが如き實に言語道斷なる始末にして滿朝滿野共に政治を語る可き人物なし恰も無智輕躁なる小兒をして國家を玩弄せしむるに異ならず云々と一より十に至るまで他の缺典のみを枚擧し白眼擊蹙して人間萬事を看るときは大切なる日本國は今にも滅亡す可き有様なれども是れは所謂杞憂のみ日本國は中々以て滅亡せざるのみか前途の望圓滿にして其多望なるは二十餘年來朝陽の漸く昇るが如く、一陽來復の日に春花の爛漫を期するが如し蓋し彼の杞憂者は世に云ふ神經性の患者に似て心事の釣合ひを失ひ片眼以て政治の一方のみを見るが故に安からざるもの多しと雖も既に一國を成したる人間社會は單に政治のみを以て進退せしむ可きものに非ず政法の勢力は劇しくして時に或は人事を助け又これを妨ることなきに非ずと雖も詰り一時一局部の小波瀾たるに過ぎず永年の間に大勢の運動を視れば政事は唯人事中の一小部にして遂に其大勢の範圍外に脱するを得ざりし的事实を發明す可し左れば今日人口繁殖の爲めに貧民の衣食足らずと云ひ租税重くして地方の負擔に苦しむと云ひ或は政事の當局者が輕卒に法律規則を製造して其煩しきに堪へずと云ひ國會議員の教育足らずして國事を托す可らずと云ふが如き憂ふ可らざるに非ず隨分困入りたる次第なれども少しく眼界を廣くして一般の人事如何を見れば新地開拓に加へて農業の改良も著しく十數年前に全國の收穫を三千萬石内外に計へしもの今は四千萬石の數に達し外國貿易は年々進歩して殊に生絲の輸出の如きは實に驚く可き増加にして我國産中米穀を除くの外これに匹敵するものなく行々は米と輕重を争ふの場合にも至る可し其他礦物なり製茶なり織物なり工藝品なり一として満足なる結果を見ざるはなし即ち國家の實力を増進するものにして苟も實力を得れば學問教育も進む可し人情風俗も和

明治二十五年一月一日

七二五

す可し道徳も興る可し人物も生ず可し政治の改良の如き誠に易きことにして期せずして高尚の域に進む可し衣食足りて禮讓興るとは唯事の一斑を示したるのみ國家富有の實力は萬能の源にして實力あれば求めて得べからざるものなし然り而して我日本國の前途に富實の望みは洋々として春の如し我輩は彼杞憂者と共に政治社會の小局部を見ずして更に前途の大勢を眺め今年の一月一日は去年の一月一日に優るを喜び來年の一月一日は又今年に幾倍す可きを期し屠蘇一盃我最愛最重の帝國萬々歳を祝する者なり（明治二十五年一月一日）

## 朝鮮變亂

昨日號外を以て報道したる如く本月十六日朝鮮國京城に於ては大院君を害せんとして爆裂薬を裝ひ破裂に及びたれども君の身は幸に免かれたりと云ふ我輩が東洋問題に注意すること日既に久し既に本年四月廿日の時事新報にも

前略我輩が前節に略言したる東洋問題の空想を描て一場の活劇を示さんに近隣朝鮮國の政情甚だ穩ならず彼の外戚の類は支那の首尾を失ふて頼む可らざるを悟り竊に露國に通じて密約を結び其保護國と爲らんとして謀未だ成らざるに先だち大院君は之を支那に訴へて閔黨を一掃せんことを企て支那政府も大に驚て暗々裡に君に助力し、韓廷の宮中府中一時に湧くが如くにして其一部の人は既に北邊の咸鏡道に走り露の軍艦は浦鹽斯徳を發して元山津に到り英艦再び巨文嶋を占領して支那の艦隊も亦仁川港に錨を投じ在東京の清國公使は我外務省に出入頻りなりと云ふ此時に當りて我日本人の進退は如何す可きや攻防の戰略は姑く擱き兎にも角にも自國の地位權利を保護するが爲めには唯前に進むの外ある可らず其進行の第一著歩として重要な地は差詰め馬關なるに大阪より馬

關に聯絡す可き鐵道は三原に中止して夫れより西は前年錢を愛しみたるが爲めに尙ほ未だ工事にも著手せずと云へば是れぞ所謂臍を噛むの後悔なる可し或は大阪馬關の間には内海の便利あるが故に汽車に依らざるも用を辨す可しとの説もあらんれども一朝の緩急に當りては豫想外の事こそ多けれ明治十五年朝鮮變亂のとき我國より凡そ一萬の兵を渡韓せしむることもあらんかとの準備にて其兵を載する運送汽船七八艘を諸方より呼集めて馬關に備ふるまでに凡そ一週間を費したりと云ふ現に日本の諸港海上に在る船を集るのみにても其用意の遅々なること斯の如し意外なりと云ふ可し左れば假に大阪を軍隊線出しの發點として此船に人を載せ兵器糧食等を積込まんとしたらば其馬關に至るまで幾日なる可きや更に意外の違算を生ずることならん

況んや内海とて時に風浪に妨げらるゝの恐れなきに非ず萬々安心す可らざるに於てをや鐵道の便利を以て咄嗟の機に應ずるの必要はますゝ明白なる可し以上は我輩が目下の事實になきものを想像して假りに描きたる漫畫なれば固より一時の放言なれども凡そ國の政變は人身の病に異ならず人生必ず病を免かれずとならば國政も亦必ず變亂なきを期す可らず故に東洋の形勢も今日こそ無事健康なれども今日の健康は以て明日の無病を保證するに足らず果して保證す可らずと悟りたる上は之に應ずるの準備は一日も怠る可らず云々

と記したることあり右は唯山陽鐵道の工事を急ぐが爲めの立言にして朝鮮の事に付ては我輩の想像を描きたるまでのことなれども其想像の生ずるや自から相應の事實あれば之を左に略言せんに今を去ること十年明治十五年所謂大院君の亂に君は支那の軍艦に乗せられて天津に送られ恰も俘囚の姿なれども身分重き人なればとて至當の待遇を蒙る其中に毎度陳情の書を北京政府に呈する其當時政府の全權は醇親王の手に在り而して親王は大清皇帝の生父にして其身の

上は正しく大院君の朝鮮國に於けるに異ならず、身の境遇相同うして相憐むも亦人情の常にして君の陳情書は醇親王も之を等閑に附せざる尙ほ其上に清朝歴世の政治は外戚を擯くるの風にして大院君の素志も亦韓廷の外戚閔氏の專横を憤りて大擧したることなれば君を憐む者は獨り醇親王のみならず北京政府を擧げて大院君を非とする者なきに至れり、夫れ是れする中に明治十七年金玉均朴泳孝二氏の討閔策も成らずして敗したれども（金朴は當時大院君奉迎の事を公言したり）朝鮮國の輿論は君を思ふの事實あるを知り乃ち北京政府の命を以て歸國せしむることに決し尙ほ歸國の後には外戚の專横を抑制し然る可き旨をも内諭し同時に閔泳翌氏を本國より天津に召し李中堂の面前に於て大院君と閔泳翌と袁世凱と三名を會合せしめ大院君歸國の上は三名協力して外戚抑制の事を勉む可しと密旨を傳へたるに泳翌は之を畏り敢て命に従はざるに非ざれども其身は現に外戚中の一人なれば自から著手するに忍びず唯傍より力を添へて謹で秘密を保つ可しとの返答にて之を強ゆ可きに非ず然らば韓廷中最も有力にして最も聲望ある者は閔氏の外に誰れなるやと尋ねたるに夫れは金允植ならんと泳翌の指名に従ひ直に金允植を召して右の密旨を傳へたり即ち此事を知る者は大院君、閔泳翌、金允植、袁世凱と李中堂のみ、斯る次第にて君の支那に送られたる不幸は却て素志を達するの媒介と爲りて目出度く故國に歸り徐々に謀る所あらんとする其最中に心苦しきは獨り閔泳翌なり假令ひ自身に事に著手せざるも同族の非運に陥らんとするを知りながら之を默するは骨肉の情に於て忍ぶ可らず進んで言はんとすれば誓に背き退て秘密を保たんとすれば同族の不幸を如何せん進退維谷まりたれども終に違約と決心し事の次第を閔族に密告せしに其驚き一方ならずして金允植は忽ち流刑に處せられたり唯大院君の身は犯す可らざる神聖にして其ま、なれども王妃閔氏の之に對する關係は多言を待たずして知る可し閔泳翌は恰も同族の爲めに身を犠牲にしたる者にし

て本國に居れば大院君の敵のみならず在留の袁世凱に對しても申分けなく最早支那の地に踏込むことも叶はずして香港に出奔し恰も日蔭の身と爲りて竊に王妃の救助を仰ぎ今日に至るまで憂き歲月を送るこそ氣の毒にも又哀れなれ扱爾來閔族の類はいよ／＼中國の頼む可らざるを發明して一方には大院君を遠卷に圍んで其運動を不自由にし其糧道を絶ち次第に勢力を殺がんとする又一方には支那を外にして何れかの強國に依頼せんとの念を起して種々様々に計畫する所少なからず前年來朝鮮は露國に保護の密約を結ばんとして國王これに従はずと云ひ或は國王は退隱せられて太子に位を譲らんとして大院君の承諾を得ずと云ふが如き其細事情を陳れば際限なきことにして數年來表面にこそ現はれざれども内實の事情は實に困難至極の有様にて早晚破裂に及ぶ可きは我輩の兼て豫期したる所なりき然るに今回の報道に大院君の遭難とあり簡單なる電文固より事を詳にするに足らずと雖も年來の行掛りより推測するときは單に私怨復讐又は取財など云ふ手輕きことには非ずして其關係する所深くして大なる可しと判斷せざるを得ず我輩は次報の到るを待ち更に又論することある可し（明治二十五年六月二十四日）

### 新年と共に商況の繁昌を賀す

新年匆々目出度きことを申せば商況の一事なり數年來不景氣の沙汰は殆んど耳に慣れて聞く者もなく農工商共に恰も自暴自棄の境界に陥りて勉強する者さへなき程の有様なりしに一昨年昨年の豐作と共に銀貨下落物價騰貴の端を開き米の價さへ七圓内外に居る程の次第なれば海外輸出の盛なるは自然の數にして生絲を始め何品に限らず開港場に持出して好き價を得ざるものなし唯輸出の盛なるのみならず西洋の金貨國に製作したる舶來輸入品は其價の高きが爲め

に日本に入ること易からず俗に平く云へば引取の商賣は兎角しにくい有様なるが故に自然に内國の製作事業を促し種々様々の物を製して舶來品の代用に供する中にも紡績會社業の如きは最も著しく兩三年前は殆んど滅亡とまで云はれたる會社が一時に生氣を吹返して今日は社運萬歳を唱ふるを見ても工業社會全般の事情推して知る可し條約改正の談判、意の如くならずして輸入品に至當の税を課するを得ず之を課せざるが故に我内國の工業を保護して之を進むるの道なしとは經濟論者の常に言ふ所なりしが今日は偶然の機會に由りて論者の意を満足せしめたるものゝ如し抑も内國の工業を保護する爲めにとて特に輸入品に税を課するは其品の價を騰貴せしめて兎角入來の道を難くするまでの手段なるに今や金銀の差は凡そ三割五分にまで達したるが故に金貨國より銀貨國に入らんとする商賣品は恰も三割五分の保護税に遮られて海關に躊躇するの情に異ならず數理一偏より論ずるときは金貨國よりの輸入品その價高しと云ふも唯銀に對して高きのみ眞價の變じたるに非ざれば輸入の道にも變ある可らざるに似たれども金銀位の差違の爲めに日本國中の物價又貨銀を騰貴せしめて正しく其差違の割合に平均するまでには多少の歲月を要することにして其歲月の間は如何にしても輸入は入るに難く輸出は出づるに易く自然に内國工業の發達を助るや又疑を入れず殊に我國人の特質として男女職工の工事に機敏なるのみならず既に其道の教育を経たる技師あり又監督總理の人物にも乏しからざれば數年の内には日本の製造品を以て輸入減少の不自由を感じざるのみか隨て製して隨て輸出し遂には海外の市場に西洋諸國の製造品と勝敗を争ふに至る可し既に今日に於ても彼の燐寸の輸出の次第に盛大なるが如き一事例として見る可きものなり又外國貿易の輸出入に關係なき内地の經濟に於ても自然に繁昌を催ほす可き其事情を語らんに米價騰貴の爲めに農家に購買力を増して商況を活潑ならしむ可きは勿論、又一方には都鄙の富豪が其資産を通貨の姿にして所

有するときは銀貨の下落に伴ふて知らず識らずの間に身代の減却するを悟り漸く不動産に眼を著けて算を立る者あり例へば今銀行に金を預け又は公債證書を所有して年五分の利を利用するも元利共に銀貨にこそあれば首を回らして前年金銀貨同等の時代か若しくは金貨暴騰前の計算を想ひ資産の消長如何を見るときは金に對して正しく二三割を減じ前年百萬圓の貸金公債證書は七八十萬圓に下りたるの數なれば爰に至りて自から一案なきを得ず世界の大勢に於て銀位大に下落したるも萬物の價は依然として舊の如く常に金位に伴ふて大なる變動なきが故に銀貨國の富豪として後世子孫の爲めを謀れば物即ち黄金なりと認め金貨に代るに物を以てし就中不動産の所有に志を起すも必然の勢なり前年條約改正の虚聲に欺かれて一時に暴騰して復た下りたる邸地町地面の如き近來に至りて再び生氣を催ほし苟も富豪所有の地面に賣物とては甚だ稀にして却て之を買入れ又抵當にして金を貸付る者さへ少なからず又鐵道は不動産中最大の物にして今日の収入は固より薄けれども數年の後には必ず好景氣を催ほす可しとて前途に望を屬すると共に今後新に敷設せんとすれば外國輸入の材料は既成の鐵道に比して三割餘の價を高め内地の力役とて必ず幾割を増す可ければ工費の廉なること今の鐵道の如きは再び得べからずとの見込もありて扱こそ近日漸く鐵道株云々の説喧しく或は此處斷じて公債と鐵道と乗替るとて竊かに計畫する大家もあるよし鐵道にして斯くの如くなれば他の諸會社も亦これに伴ふて自然に春色を催ほし既設の會社のみならず新設の發起も亦少なからずと云ふ凡そ以上の景氣は前年の條約改正談に地價の昇りたるが如き空想の然らしむるに非ず銀貨下落と名づくる實物の實害を避るが爲め黄金に等しき土地なり鐵道なり又は諸會社の事業なり都て銀の下落に反對す可きものを所有せんとするの運動にして根據甚だ確なれば本年の商況はます／＼賑にして其餘澤は下等社會にまで推し及ぼすに至る可し將又銀貨の下落は日本國の爲めに利か害か、

若し害なりと云へば其害の大小輕重は如何、又一方に被る損害と他の一方に利する利益と相比較して如何等の議論もあり又前文の如く商況復活に付ては弊害も亦少なからず虚を吹て實を取らんとする山師も出現す可し經濟の大勢を知らずして慾の深き金穴が輕々人の言を信じて資産を掠め去らるれば著實一偏と稱する人が沈思不斷の間に機會を空うすることもある可し何れも變動の時節に免かる可らざる所にして論ず可きもの甚だ多けれども一月一日の紙上我輩は事の目出度き部分のみを記して不祥不愉快の言論は永陽の時を期する者なり（明治二十六年一月一日）

### 國會不成立（漫言）

明治二十三年國會初めて開けて初會だけは澁々相濟しかども二會三會いよ／＼催ほしていよ／＼けちが付き遂に今度の第四會に至りて大衝突と爲り政府は騎虎の勢、議會は背水の陣、議員が自から休會も一入の新案にして之に驚くかと思ひの外、政府はぐわんとして少しも動かぬのみか今度は逆捻に停會十五日これで會期の残りは僅かに十九日と爲り十五日滿期の後に議會が再度の休會でもやらせば先づ以て第四期の國會は夫れにてお仕舞になるであらう誠に面白いことで開設以來何も是れと云ふ程の國事を議したることなければ之を名づけて無事の國會と申す可きか或は國會不成立と云ふても宜しきが如し依て漫言子が大日本帝國の憲法に基き、のつびきならぬ一説を提出せんに憲法の明文に豫算不成立のときは前年度の會計に由るとあるからには今や我政治社會は不幸にして國會の不成立に遭遇したるが故に其開設の前年度に溯り先づ專制の政體に従ひ以てゆる／＼國會成立の時節を待つ可し世間に憲法論者多し色々喧しきよしなれども此憲法の解釋に異議を容るゝものはなかる可し吾々は此處暫く專制政治の再演を見物せんとする者なり（明治二十六年一月二十四日）

### 天道の機轉（漫言）

七百年來の統計に據るに癸巳の年はいつも饑饉ならざるはなし今年も天保四年の大風に米の高かりし其年より六十年目の癸巳なれば何んでも不作ならんと折角待構へたる甲斐もなく夏以來の報告に各地共に大豊年なりと云ふ、豊年とは曲がない扱は統計も當にならぬと落膽の折柄、天道人を誤らず本月十四日以来九州四國中國の大風雨、先づ是れにて癸巳の天災も約束の通りに持上りて統計上の好都合のみならず尙ほ此外に旨い都合と申すは前議會閉場以來頻りに政費を節減して何百萬圓の大金を食延ばし實は其金の始末に困却の最中この水害こそ復と得難き僥倖なれ此處の救助彼處の復舊工事に議會も不の字は言はれずパツパツ擱出して使拂へば何百萬の金も直になくなる、金がなくなれば議論もなくなり第五議會は先づ以て安樂なる可し天道七百年の統計を誤らずして人を落膽せしめず兼て又議會の都合までも謀るとは其機轉唯不可思議と云ふ可きのみ（明治二十六年十月二十二日）

### 魂消た魂消た（漫言）

牢に這入る者は泥坊か巾著切か人の金を持逃する者か何れ貧乏人の仲間に相違ない、漫言子などは貧乏こそすれ牢には這入りたくない和平生心掛けて先づ今日までは無難なりしに魂消たことには一昨夜横濱の大福長者平沼專藏さんが何とやらの罪とか嫌疑とかで拘留されて闇い處に這入つたとサ專藏さんに罪の疑と云へば何でも金の事に相違はあ

るまいがマサカあの人が泥坊、巾著切をする氣遣はなからう況してモウあの年に成つて町使じやあるめい持逃をする  
こともなからうシテ見ると何でも自分の家に有つて／＼有り餘る其金の使ひやうか、貸しやうか、利息の取りやうか、  
禮の仕やうか、何か其邊に臭ひ事があると嗅付けられた事だろふ勿論今の處では唯嗅付けられたばかりで正味を洗つ  
て見なければ何とも言はれぬ譯けなれども詰る處は専藏さんに金さへなければ、こんな目に逢ふ筈はなかつたに誠に  
其身の不幸、大金持に爲つたこそ運の盡きなれ何百萬圓の金が有つても聞い處に這入るには其身そのまゝ唯三度の御  
賄か差入ものを給るばかりでお金を持參することも出來ず、何の役にも立たぬ其金が却て身の禍の種となる、金に恨  
はかず／＼御座るとは専藏さんの今の身の上にして道成寺の文句が思ひ當ります左れば今更ら言ふて甲斐なきことな  
がら専藏さんが娑婆に居たときに稀には其金を器用に人に施し又は分けて遣つて工面のいゝ奴を大勢造つて置たら其  
奴等も亦何か不都合な事を仕出來して一處に拘留されるやうになれば地獄も道連話相手が有つて餘ほど氣強かるふに  
何分にも唯の獨りでさぞ／＼淋しかるふ併し御上の御慈悲は厚し、必ず間もなく出て來ることだろふ今度出たらは夫  
れを機に度胸を太くして双露盤を粗くし又折節は奮發して人の笑ふ顔を見るが宜かるふ地獄にさへ道連と云ふからま  
して況んや娑婆世界に於てをや専藏さん今から御約束いたしますぜ（明治二十六年十二月二十日）

## 附記

## 附記

次記の一篇は明治四十四年彼の大道事件のあつたとき、編者が起草して「時事新報」に掲げた社説である。私は明治十八年時事新報社に入り暫くの間は外國電報の翻譯等に從事してゐたが、同二十年頃から先生の指導の下に専ら社説を草することになつた。當時「時事新報」の社説は先生が自ら筆を執られ、或は時々記者に口授して起草せしめらるゝこともあつたが、其草稿は一々嚴密なる修正添削を施された上、紙上に掲載せしめられた。固より社説記者は私人のみではなかつたが、私が筆に慣るゝに従つて起稿を命ぜらるゝことが多くなり、二十四五年頃からは自から草せらるゝ重要な説の外は主として私に起稿を命ぜられ、其晩年に及んでは殆ど全く私の起稿といつてもよいほどであつた。勿論其間にも私自身の草案に成つたものも少なくなかつたが、先生は病後も私に筆記せしめられたものがある。即ち本篇中の「先生病後篇」と題する七十餘篇がそれである。三十一年九月先生の疾患以後大正十一年時事新報社を辭するまで約二十何年間は私が専ら社説を擔任してゐたので、前後三十何年間に私の執筆した社説の數は何千を以て數ふるほどであつたらう。其數は随分多かつたけれども不文短才たゞ日々の責を塞ぐために匆々執筆したもので、別に出色の文字もなく今更ら赤面に堪へざる次第であるが、其中には兎に角に「時事新報」の社説として多少讀者の注意を惹いたものもないではない。今「續福澤全集」の「時事論集」を編纂するに當り、當時の新聞を手にして自から懷舊の念に堪へざるの餘り、僭越ながら左の一篇を茲に附記したるは、聊か臍尾に附するの痴情として偏に讀者の諒恕を乞ふところである。



## 事に原因あり

無政府共產主義者の大陰謀事件は日本臣民傳來の信念を無し光輝ある我國の歴史に汚點を印して幾千百年來誇りとしたる國民の自負心を傷けたるものなり我輩に於ては皇室に對して只管恐懼すると共に恰も其身を切らるゝ心地して痛恨に堪へず實に天地に容れざる大逆無道の犯罪、今前に之を見ざるは無論、今後其絶無を期せんと欲するものなれども抑も明治の聖代、皇徳の大に發揚せられたる今日に當り斯る大不祥事の生じたるは何故ぞや或は偶然の特發と云はんかなれども凡そ社會の事物、人事の現象には自から原因なきを得ず喻へば人身に感染する病毒にしても一見特發に係る如きものありと雖も其實吾々人間の日常呼吸する大氣中には種々雑多の病毒菌の混入飛散するありて其體中に入るを防ぐは絶對に不可能にして唯平素の體質健全なるものは之を吸入するも感染せざるに反し薄弱なるものは容易に其感染を受けて發病の原因を成すことなり既に國を開て外國と交通する以上は彼の國の社會に行はるゝ種々の主義思想も自から輸入せられて我大氣中に混入せざるを得ず當然の事實にして中には随分危険なる分子をも含むものとすれば苟も其感染を防がんとせば社會の人心を健全にして如何なる毒菌を呼吸するも之をして感染の力を逞うせしめざるの外ある可らず今回の不祥事の如き今日の聖代に斯る事の出來す可しとは吾々の夢にだも思はざりしところ、眞實案外の出來事として之に驚くのみ左れば彼の大罪人等は恰も不意に發狂したるものゝ如く斯る大それたる大犯罪を企てたれども聖恩海の如く際涯なく此大虐無道の罪人に對してさへ恩赦の御沙汰ありたるに就ては其恩徳はますゝ人心に感孚して今後は萬々一の間違にも心得違の者を生ず可き掛念なしと云はんか我輩も固より其然らんことを祈る

ものなりと雖も假初めにも有る可らずと思ひたる事件が現に生じたる以上は千萬年の計を考ふれば今後は最早や絶無なる可しと徒に安心するよりは實際に如何なる危険分子の混入するも之を感染せしめざるの方法を講ぜざる可らず思ふに我國にて所謂社會主義者なるものゝ中に更に極端劇烈なる無政府共產主義者の如きものを生じ然も其毒鋒の向ふ所は主として政治上の方面にして恐れ多くも大それたる大事件を企つるに至りたる其経路を見るに如何にも簡單至極にして未だ國民性の修養も行届かざる血氣一偏の少年輩が外國に行はるゝ同主義の流毒にかぶれたる如くなるも其これにかぶれたるは社會の人心に自から間隙を存して其感染を容易ならしめたるの事實あるを認めざるを得ず又或は政府近時の對社會主義者取締の嚴酷に失し壓迫々害到らざる所なきより恰かも其輩を追窮して自暴自棄の極此に至らしめたりと爲すものあり我輩も亦政府の處置を以て事の一原因と認むるに異議なきものなれども然らば現政府の當局者が取締の方針を改むるか又は内閣更迭の事ありて其方針を異にする政府が之に代はりたらば善後策は夫れにて充分なりやと云ふに我輩は決して之に安んずること能はざるものなり我輩の所見を以てすれば今日の社會に不逞の徒を出すの間隙を生じたるは凡そ此三十年來明治政府の局に當りたる政治家輩が短見淺慮、經世の念に乏しく單に自家の小功名心の爲めに國家千百年の大計を度外に付し散々の不養生不始末を極め社會の人心に惡影響を及ぼしたるの結果と認めざるを得ず即ち問題は歴代の政府より以て現内閣に至るまでの連帶責任にして我輩の是れより問はんと欲する所のものなり(明治四十四年一月二十四日)

## 平民主義の謀反人

古語に富を爲せば仁ならず仁を爲せば富まずと云へり人間社會に丸儲の難きを意味したることにして天下人心の集點なる政界に於ては殊に然り即ち實を得んとするものは名を避け名を得んとするものは實を欲せざるは古來政治家の秘訣にして名實の丸儲は政治上に最も忌む所なりと知る可し王政維新は我國空前の大革命にして當時その事に當りたる政治家の言を聞けば四民は同等ならざる可らず門閥は廢滅せざる可らず云々と純然たる平民主義、嘗に之を口に唱へたるのみならず之を實地に實行し門閥世襲の制度を一切打破し公議輿論に萬機を決せんとする其意氣込は甚だ盛にして太政大臣左右兩大臣等の舊名はあれども實際に事を決するの權力は參議の一行に存する其參議なるものは何れも簡易磊落の書生流を以て平民主義を實行し其活潑果斷、天下の耳目を驚かし社會の人心を一新せしめたり是れぞ維新々政の特色にして其爲す所は又自から政治の秘訣に適ふたるものなり政治家が名を避け實を收むるに注意するは古今東西其軌を同する所、西洋文明諸國の例は別とし之を我國の事實に徴すも王朝の時代は事古ければ之を省き我政治歴史に能く國內の統一太平を致し治績の觀る可きものを擧ぐれば主として北條徳川の兩氏に指を屈す可き其北條氏の爲す所を見れば陪臣を以て上下を顛使するの大權力を有しながら其身は從四位相模守の卑位微官に安んじ又徳川氏は其官職も高かりしかども是れは將軍家の事にして實際の政權に干與したる閑老の人々は譜代の小藩大名にして其官位も亦甚だ低し其用意の存する所、自から窺ふ可し左れば三條岩倉等の舊公卿は別として維新第一の功臣と云ふ可き老西郷の如き其位は三位に過ぎず木戸大久保も同様にして磊落書生の流義を以て平民主義を實行したることなれば世

間にては參議を書生の異名と爲し之を俗語にも歌ひたる程にして有意か無心かは知らねども其爲す所自から政治の秘訣に適ひ天下の人心に快感を與へて非常の好影響を及ぼしたり維新勿々の際には尙ほ守舊頑固の輩多くして新政府の施設に反對するの氣風頗る盛なりしも能く其頑固論を壓服し之を屏息せしめたるは磊落書生流を以て平民主義を行ひ公明正大以て事に當りたる爲のみ四民同等、門閥打破は維新々政の綱領たるのみならず萬機公論に決す可しとの論言は儼として日星の如く國會開設憲法政治の實行も早く既に豫期せられたるものなれば明治の新政は飽くまでも當初の精神、簡易活潑の心構を以て進む可き筈なるに然るに木戸歿し西郷斃れ次で大久保も死したる後は當局者は席の漸く温まると共に政府の光景次第に變化を催し來り第二流第三流の後進輩が位官を進めて木戸西郷大久保の先輩を凌駕するに至りたる其昇進の甚だ速なるは年功の致す所として尙ほ恕す可しとするも爰に驚く可きは爵位の製造なり西洋の君主國にもプリンス、マーキス、カウント等の爵名あれば我國にも之なかる可らずとて公侯伯子男の爵位を設けたることならんと雖も四民同等門閥打破を主張し實行したる其磊落書生が身躬から華族と成り濟まして顯位榮爵昔の公卿大名をも後に蹙若たらしめたりとは其變化の餘りに急なるに驚かざるを得ず華族昇進は一身榮譽上の事として政治に關係なしと云はんかなれども舊公卿大名の榮譽の如き歴史上の事實と爲りたるものは社會の人心に於て之を怪むものなしと雖も舊藩士もしくは其以下の身分より出身し然も平民主義を標榜したる書生輩の一行が新に華族の一階級を設けて打揃ふて其仲間に入り態度一變、遽に御前殿様を氣取り得たるが如き識者の眼より見れば唯是れ小兒の戯にして一笑に付す可きなれども一般の人心に感ずる所は然らず昨日までは自から平民主義を唱へたる書生參議の輩が今更ら御前殿様に早變りし自から榮譽を恣にして恰も吾々平民を視下すとは何事ぞや吾々は侮辱せられたり騙欺せられ

たり彼等は平民主義の謀反人なりとの感を催すは人情無理もなき次第なりと云ふ可し人心既に此感を懐く自から事實に現はるゝものなきを得ず爾來次第に施政の困難を覺え社會に從前は見る能はざりし種々の事件出來したるも怪しむに足らざるなり爵位は榮譽の表彰なり國家に功勞あるものが之を授けらるゝは固より當然にして此制度の設は敢て非難す可らずと雖も現に政局に當りて實權を握るものが其權力に厭き足らずして更に榮譽の高きを辭せず其出身經歷の次第をも顧みず名實丸儲の地位に立ち其天下の人心に及ぼす影響如何に考へ到らざりしは實に淺基至極の沙汰にして政治家たるの資格に於ても聊か疑なきを得ず本來を云へば假令ひ爵位の制度はあるにもせよ自から政界に生活して政權を得喪する間は少しく遠慮しいよゝ退隱の場合に之を受けて其身家を飾るか或は身後に於て正一位大明神の位を辱ふするが如きは固より差支なしと雖も彼等が親しく政權を掌握する其上に飽くまでも一身を顯榮にして揚々自得徒に小兒の戯に誇り其相續人たる現政府に至るまでも其戯を繼承して自から憐むるを知らざりしが如き自から社會の人心に間隙を生ぜしめたる一原因にして其結果禍を榮譽の源にも及ぼさんとしたるは明治政府歴代前後の當局者共に其責任を免かる可らざるなり（明治四十四年一月二十五日）

## 衰龍の袖に隠る

明治政府歴代の當局者輩が榮譽と實權とを一身に併せ兩手に花の得意を極めて得々たるは我輩の視て以て小兒の戯と爲す所なれども其兒戯心を満足せしむる爲めに榮譽の高きを貪りて天下の人心が如何に趨りつゝあるを顧みざるのみならず一方には其政權を維持するの窮策として其結果、政治上の責任の自から皇室に歸するの舉措を憚からざりし

が如き全く經世上の考慮を缺きたるものと言はざるを得ず我輩の素論に我皇室が萬世一系國の元首として統治權を總攬し給ふは勿論ながら其神聖を永久に維持してますゝ恩徳を天下に普からしめんとせば政治上の責任は一切政府の當局者に引受け假初めにも皇室を煩はし奉る可らず皇徳の光は無偏無私、一般國民の上に遍照して苟も其間に陰陽厚薄の差を生ぜしめざるこそ所謂輔弼翼贊の職に在るものゝ責任なりとは毎度論説したる所にして其微意は天下識者の諒とする所ならん固より一國の榮辱安危に關し全國一致して之に當る可き大事件には皇室を運動の中心として其威徳に依頼し奉らざる可らず彼の兩度の外戦の如きは即ち此場合にして國力を集中して國威を發揚したる其成績は皇室の威徳に負ふ所甚だ大なり我々臣民の一般に感謝し奉る所なりと雖も國內に於ける政治上の紛争に至りては皇室の高きより視れば唯是れ下界の小争にして然も其争たる多くは政府當局者の施設措置に對して其理非曲直を争ふに過ぎざれば斯る小事件は斷じて皇室を煩はし奉る可きに非ず當局者が自から責任を執て處置す可き性質のものなるに然るに議會開設以來の事實に於て當局者が議會の政争に就き詔勅の渙發を奏請し自から難局を脱するの地を成したること嘗に一再のみならず如何に窮餘の窮策とは云へ思はざるの甚だしきものと云はざるを得ず抑も議會難局の原因は當局者輩が維新當初の精神を忘却し態度一變、政治上に社交上に傍若無人の振舞を敢てし天下の人心を失ひたる其結果が議會の開會を待て一時に勃發したるものにして當然の因果、今更ら怪しむを須ひず自から播きたる種は自から刈らざる可らず其責任は一に當局者に存することなるに議會の形勢次第に難色を呈して遂に政府の城門に肉薄し來り殆ど施す可きの策なきに至れば忽ち詔勅を奏請し大詔の渙發に依り其難關を免かるゝを殆ど對議會の慣手段と爲したるが如き政治の小争に皇室を煩はし奉りたるものに非ずして何ぞや古來忠誠無二なる日本臣民は詔勅に對して誰れか拜服せ

ざるものあらんや如何なる難關紛争も一たび詔勅に接するときは恰も春雪の忽ち解けて跡を留めざるに至るの常なりと雖も更に人情の裏面に立入りて其微妙なる運動を観察せんか例へば訴訟の裁判の如き獨立公平を旨とし其判決は神聖を以て目す可きものなれども勝ちたる一方の得意なるに反して敗れたる一方に竊に不平なきを得ざるは浮世の人情に免かれざる所なり況や政治上の紛争は其理非曲直孰れに在るや容易に明白ならざる場合多きに於てをや我に信ずる所ありと云へば彼れにも亦信ずる所あり互に所信を主張して相下らざる其争の裁判を一視同仁遍照無偏の皇室に仰ぎ奉るとは恐入りたる次第にして皇室の御裁斷とあれば之に承服せざるものある可らずと雖も其事たる一再ならずして常に一方の所信の徹底せざるを見るときは内心深き處に感ずる其感情は甚だ面白からざるものなきを得ざる可し斯くの如きは臣民の忠誠心を抵當にし袞龍の袖の蔭に自家の地位を維持せんと謀りたるものにして其無責任不徳は云ふまでもなく一般の感情に於て皇室は恰も政府官人の一類の専ら奉ずる所なるが如き觀を成さしめたるは傍若無人、不謹慎至極の振舞と評せざるを得ず此他皇室に對する政府當局者の行爲に就き尙ほ言ふ可きこと少なからずと雖も餘り世間に公ならざる事實を指摘するは我輩の敢てせざる所なりとして之を擱き以上の始末は過去に屬する事實にして現在の當局者には此種の不心得なきやと云ふに議會の政争に關して詔勅を奏請するの沙汰は近年その例を見ずと雖も當局者の不心得は歴代の政府を通じて同一様なる其一例として茲に見逃す可らざるは當局者が動もすれば他に對し陛下の御信任を云々して憚らざること是れなり若しも其言にして御信用のある間は政府の地位を去る能はずとの意味なりとせば他日辭職の場合には御信用を失ひたるものと解せざる可らず御信用の得失は重大なる事柄にして一旦これを失うて職を罷めたる輩は再び大臣の地位に就くこと能はざるの道理なるに更迭出入頻繁なる政治家が其地位に就て漫に

御信用を云々するは何事ぞや宜しく自家の責任を以てす可き一身の進退に御信用を云々するが如きは畢竟御信用を我は顔に振舞ふものにして此一事亦以て平素の心得の如何を見るに足る可し前後の政府當局者が斯くの如くにして一身の不心得よりして自から招くの因果は我輩の關せざる所なれども之が爲めに人情の機微を犯して社會の人心に間隙を生ぜしめ其間に容易ならざる禍機を醸し更に恐る可き累の及ぶ所あらんとするをも悟らざるは無智無考も亦甚だし今日には正に反省自覺の時に非ざるや否や我輩の間はんと欲する所なり（明治四十四年一月二十六日）

### 政府城の割據

明治政府歴代の當局者等は顯位榮爵人臣の最上を極めて尊榮を世間に示し又その政權を維持する爲めには如何なる手段をも憚らざる等漫に横風尊大を事としたるの結果識者の同情を失ひ人民の反感を買ひながら人心を緩和し氣風を調節するの工風に至りては何等の盡くす所なきのみならず世間より隔離孤立して政府城と名づくる一廓に割據し廓外の人民は總て之を敵と見做し専ら廓内に於ける味方を結合して恰も籠城持久の計を爲したる其事實は歴々窺ひ見る可きものあり彼の爵位の如きも自から顯位榮爵を辱うしたるに止まらず廣く之を政府部内の官吏に及ぼしたるは部内の人望を繋ぎ其結合を固くするの魂膽に出でたるものなりとの説あり當時の事情より推測すれば強ち此邊の意味なきに非ざるが如きも推測談は止めにして實際の形に現れたる跡に就て見れば第一に教育の如きは人心氣風を陶冶誘導するに最も有力なるものにして最も意を用ふ可きものなるに政府は等しく教育を授くる學校に官私の區別を嚴格にし官立學校には一種の特典を與ふる其反對に私立學校は之を虐待して其撲滅を謀りたることさへあり然のみなら

予既に成業して同等の學力を有する學者に對しても官學出身の者は學位を得ること易くして私學の者は之に與るを得ず此風は近來少しく改まりたるも官私區別の精神は尙ほ依然として存在せり又彼の官吏任用令の如き情實實縁を防ぐの趣意に出でたりと稱すれども實際には官門の通過を窮屈にし官僚以外に入門を容さざるの精神は事情の明證する所なり總て是れ政府城割據の覺悟より割出したる政略にして政權は勿論、社會のあらゆる榮譽の地位は一切官人の與黨に専有し人民は門外に排斥せられたりと云ふ即ち世間に政府の類を以ては官僚の名を以てするは寧ろ當然にして之に對して果して辯解の辭あるや否や榮譽は人生の最も貴重にして生命にも換ふ可らざる程のものなるに其榮譽は少數なる與黨の類に専有せられ官門甚だ窮屈にして青雲の志は到底達す可らず民間人は恰も榮譽權利の一部を剝奪せられしに等し人民が悉く皆官僚黨ならんには天下は太平無事なる可しと雖も其太平無事は單に政府の城内に止まり城外滿社會の人心は固より此有様に満足悅服す可きに非ず閥族官僚に對する非難攻撃の聲、國內到る處に噴たるは固より其所なりと云ふ可し政府既に籠城主義と決す城外皆敵の覺悟なきを得ず是に於てか敵情視察の爲めに探偵を派し細作を放て其報告を聞き之を材料として以て敵に臨むの方略を畫せざる可らず即ち警察力を攻防共に利用せざる可らざる所以にして今日の新組織に成れる警察力を以てすることなれば水も洩らさぬ迄に行届きて萬事に違算なかる可き道理なれども本來警察なるものは主として拘兒盜賊等の鼠輩を取締るが爲めの設備にして然も其使用する探偵細作の如き今尙ほ舊時の岡引流のもの多し之をして政界偵察の任に當らしむ果して目的を達す可きや否や目的を達せざるは可なりと雖も彼等の報告は常に事の眞を誤りて當局者の判断を迷はし疑心暗鬼風聲鶴唳大失態を醸したる其最も顯著なる適例を擧ぐれば彼の保安條例の頓發なり幾多の民間政客を一時に京城外に放逐したるは其輩の間に何

か非常の大陰謀を發見して斯る猛斷を敢てしたるものならんと思ひきや單に探偵の報告に誤まられて敵なきに矢を放ち的を見ずして發砲したるに過ぎざるは後の成行に明白にして當局者に一言の申開きもある可らず讀者請ふ之を以て過去の事實と爲す勿れ籠城主義探偵政治の失策弊害かくの如く著大なるに拘はらず爾來今日に至るまでの政府當局者は相變らず此主義政略を踏襲して改めず國家大事の場合に際すれば舉國一致を云々して國民の忠愛心に訴へ所謂苦しき時の神頼みを演じながら喉元過ぐれば忽ち本音を顯はして警察一偏以て一國の人心を制馭せんとするの考を懐くが如き多々ます〳〵人心を失ふの外なきのみ日本國民は苟も國家の大事とあらんか政府の頼みなきも舉國一致を心掛けざるものなし彼の日清日露戰爭の時の如き國民一般が平生の恩讐官民の對立を忘れて一意専心國事に盡くしたることなれば政府の當局者に少しく經世の考あらんには舊來の態度を一轉し國民と手を握りて社會の人心を緩和するの好機會なりしに會て其邊の考とはなく一去一來再び政府の地位に立つも明治相傳の主義政略には何等の變化を見ず却て籠城主義探偵政略、社會の空氣に一種の重味を覺え人をして恰も窒息するの感を催さしめ左なきだに睽離解體せる社會の人心にます〳〵惡影響を與へ遂に今回の如き不祥事を發生するの隙を作るに至りたるは多年來政府の踏襲せる籠城主義、探偵政治こそ其一大原因たりと斷定して我輩の敢て疑はざる所なり（明治四十四年一月二十七日）

### 逐風捉影の愚

腕力を以て來るものは腕力を以て之に當る可し人民果して政府の敵にして腕力以て政府城を襲はんとするものならば警察力を利用して之を鎮壓するも防禦法に已むを得ざるの手段なりと雖も本來政府が籠城割據と覺悟したるは多年

來不心得の結果、天下の人心を失ひ事態紛雜、施政意の如くならざるより自から疑心暗鬼を生じ探偵を試みれば果して皆敵なりとの報告に人を見れば都て敵と思ひ自から守るに決したることにして時としては風聲鶴唳、政客放逐の騒動まで演じたるも其實四面皆敵とは當局者が轉々反側寢る能はず溪窓半夜誤て水聲を認めて雨聲と爲したるのみ人民固より政府の味方に非ずと雖も然れども亦腕力を以て政府城に迫らんとするものに非ず唯當局者の爲めに微妙なる感情を犯され無形上に蹂躪侮辱せられたる其人心不平の反映放射が自から政府の方面に集注し施政上に種々の困難を感ぜしめたるものにして即ち腕力の働に非ずして人心の運動に外ならず之に對する警察力を以てするが如きは大間違の沙汰にしています。人心に反感を起さしむるのみなるは云ふも愚か實際に何等の效力ある可らず如何となれば警察の力は有形にして人民の力は無形なり無形の心を制するに有形の力を以てす所謂風を逐ひ影を捉ふるの徒勞を演ずるに過ぎざればなり當局者果して自家の不心得よりして天下の人心を失ひたるに心付かば先づ自から城門を撤し探偵政略を止めて人心緩和の道を講ず可きは無論、時勢次第に變遷して種々の主義思想行はるゝに隨ひ中には危険分子の混入をも見るに至る可きは之を海外諸國の實績に徴して我國獨り之を免るゝを得べからず其成行は千里眼ならざるも少しく常識あるものゝ透視するに難からざる處にして若し政治上の原因より社會の人心に不平の鬱積するものあり政府に向つて此不平光線の放射さるゝに對し政府は威力を以て之を鎮壓せんとし益々人心の混亂しつゝある其最中に外より危険思想の入り來ることあらば如何、體質の健康なるものは抵抗力盛にして外來の病毒必ずしも怖るゝに足らずと雖も假令ひ健康の人にてても平生不養生の結果、身體何れの邊にか缺陷を存するときは忽ち之に感染せざるを得ず經世國手の診察を以てすれば我社會人心の情態は甚だ面白からずして若しも危険なる病毒に接するときは感染の間隙あるも

のと認めざるを得ず識者の杞憂を存したる所にして我時事新報の如きは此點に就き平素より筆を勞して繰返し々幾回となく注意警告する所ありたれども前後の當局者いづれも之に耳を傾けず遂に今日の事態を見るに至りしは返す返すも遺憾に思ふ所なり抑も主義思想の流行は無形なる人心の運動にして之を制するには亦自から無形の力を以てせざる可らずと云ふ中にも自由なる今日の時代に政府が或種の主義思想を奨励して他を壓服せんと試みたるが如きは斷じて不可なり人心は本來公平なるものなれば其運動を自由にするときは自から正當なる歸著點を得べし政府當局者の務む可き所は自から其身を正うすると同時に間接に健全著實なる主義思想の發達を助成するに在るのみ其實證は之を他の文明國に求むるまでもなく現に我徳川政府の如き人の稱して專制政府と爲す所なれども其宗教學問無形の主義思想に對しては亦この筆法を用ひたるに非ずや徳川氏が外教を禁絶し其信徒を罰するに極刑を以てしたるは時の立國上の根本政策より出でたるものなれば之を別問題とし國內に於ては佛教各宗の對立を自由にし高僧善智識に對しては大に敬意を拂ひたるが如き又學問に就ては政府自から朱子學を尊重したれども其他の學派を唱ふるものもあるも敢て之を問はず例へば水戸學の如き孰れかと云へば政府存在の理由に不利の影響を來すものも尚ほ且つ之を不問に付したるは當時の專制政府と雖も主義思想に處するの筆法を解したるを見る可し明治政府の當局者に半點の經世的眼孔を存し社會の安寧秩序を維持する爲め人心を健全ならしむるの必要を認めんには國中に宗教の信仰を盛ならしむる工風の如き最先に著目す可き點なるに彼等は曾て此點に注意せずして寧ろ信仰心を破壊するの處置を敢てしたり殊に一世に徳望ある學者の如きは自から社會人心の中心點たるものなれば大に之を尊敬し或は其榮譽を高くして自から人心感化の效力を收むるの工風もある可きに當局者は獨り自から榮譽の地位に立ちて學者の如きは之を輕蔑したるのみならず甚だし

きは異論邪説として其著書を排斥したることさへなきに非ず又文學小説の如きも人民の思想に影響を及ぼすこと案外に大なるものあるの常なれば相當の學問あり穩健なる説を持つる文藝家の如きは學者として之を優遇し一種の榮譽を與へて以て經世上の用に供するも亦自から智者の事なるに反し安寧秩序を妨害したる法名の下に名も知れぬ小説などに發賣禁止を命じて却て其名を成さしめ其結果類似の著書の流行を致したるが如き政府の當局者には些かも經世上の考なく單に警察一偏の取締法を以て主義思想を支配せんと試みます／＼社會の人心を荒くして危険なる思想の感染を容易ならしむるの情態に至らしめたるは無智の最も甚だしきものと云ふ可し今や眼前に此事實を目撃しながら尙ほ悟る所なきや否や（明治四十四年一月二十八日）

### 極端苛烈の氣風

政府の爲めに辯ずるもの或は曰く當局者は決して世道人心の維持を等閑に付したるものに非ず國民の倫理教育に古人の嘉言善行を引證して忠愛の精神を鼓舞獎勵し又實際には義勇、事に斃れたる志士の輩には時代の遠近に拘らず之を追賞したるが如き何れも世道人心を維持するの趣意に出でたるものなり當局者が多年來意を用ひたる所にして今後も又大に力を盡くさざる可らずと云ふものあらんか然り其盡力熱心の盛なるは慥に認むる所にして事實に相違なしと雖も我輩は當局者の獎勵する所の主義が兎角極端に偏し易くして寧ろ苛烈なる氣風を惹起すの弊あるを恐るゝものなり否な既に其弊害を實驗したるものなり今の當局者なども定めて記憶することならん明治十五六年の頃の政府は民間に政論の甚だ盛なるを見て容易ならざる事態と爲し斯くの如きは畢竟文明の新主義、西洋思想の流行せる結果なれ

ば國民の教育上よりして其氣風を一變せしめざる可らずとて遽に儒教主義を復活し官公立の學校には漢學者を聘して漢儒流の道德倫理を講ぜしめ忠勇義烈の精神を大に鼓舞激奨したるのみならず更に帝政黨と名づくる一種の政黨を組織せしめ又同主義の新聞紙をも發行せしめて以て天下の民論新思想を壓服撲滅せんと企てたり其狂氣じみたる發作躁熱は我輩の唯驚きたる所なれども其結果は如何と云ふに民間の政論は之が爲めに毫も鎮靜せざるのみか寧ろ反動の氣焰を高めてます／＼政局の困難を加へたるに過ぎず一時の狂熱は固より永く繼續す可きに非ず帝政黨は何時しか没落して影を留めず又儒教主義の熱も次第に冷却したれども儒育の効果、果して空しからず極端苛烈なる氣風を少年子弟の間に醸成して其氣風容易に衰へず種々の方面に其餘弊を現はし政府も寧ろ之に苦しむに至りしは實際の事實にして因果應報の偶然ならざるを見る可し本來忠勇義烈は人生に大切なる心掛なりと雖も精神一偏、漫りに之を鼓舞獎勵するときは人の氣風をして苛烈に趨らしむるの弊なきを得ず彼の嘉言善行と稱するものゝ如き忠臣は難に死し孝子は節に殉ずる等人事の變に處する極端の例にして以て居家處世日常の教に適せざるもの多し人の氣風を苛烈ならしむる所以なり當局者に於ても亦自から省みて其弊の警しむべきものあるを悟りたるか爾來學校の德育には教育勅語を本として忠君愛國の旨を教へ忠勇義烈の極端のみを云々することは餘程注意するに至りしと云ふも其實際を見れば勅語の捧讀講演は式の如く行はるゝも動もすれば形式に流れ日常の居家處世訓として其旨を實行するには或は行届かざる所なきや如何、又彼の御眞影を學校に安置するが如き之を拜して敬愛の念を増さしむるの趣意なる可しと雖も其御眞影の爲めに或は不敬事件を生じ或は失火の場合に之を取uisんとして死傷し甚だしきは力及ばずして焼失せしめたる爲めに非難攻撃を蒙り自殺したるものさへ出したるなど忠愛の本旨は實際に徹底せずして尙ほ極端苛烈なる氣風の行はる

るを見る此際に當局者が熱心一偏、飽くまでも忠愛の精神を鼓舞奨励す可しとて大に盡力することもあらんか儒教復活の例の如く其目的は達せずして却て其餘弊を見るに至る可きのみ又人心奨励の爲めに志士を追賞するが如きは固より美事なりと雖も此事に關しては我輩甚だ了解に苦しむものなきに非ず從來贈位の恩典に與り又靖國神社に合祀せられたるものは維新前、徳川時代に王事に斃れたる所謂勤王の志士に多し志士固より志士にして其精神は嘉す可しと雖も經世經國の見地よりすれば其行爲は明に國憲を犯したる秩序紊亂の大罪にして其罪毫も赦す可らざるものあり徳川政府は朝廷の敵なり之を倒さんとして力を致したるものは即ち勤王の志士なりと云はんかなれども其朝敵の名を得たるは鳥羽伏見事件の後に在り其以前に於ける徳川政府は一國の主權を有したるものなり或は主權を有するの辭穩ならずとあれば朝廷の御委任を受けて一國を統治したるものなり即ち紛れもなき日本國の政府にして其政府の大法は取りも直さず國憲と目す可きものなるに政府顛覆の目的を以て白日青天公然、政府の大臣を虐殺し捕はれて國の大法に問はれたるものゝ如き國憲紊亂の大罪を犯したる罪人に非ずして何ぞや然るに今代の政府に至り其志の王事に存したるの故を以て之に位を贈り神に祭られたりと云ふ勤王の志を以て徳川政府顛覆の陰謀を企て之に死したるものは即ち今代の忠臣なりと云はんか試に思へ政府は一代の政府にして日本國は萬世不易の日本國なり若も前代の政府の世に國憲を犯したる罪人を後代の政府が忠臣として之を賞するが如きことあらんか一國の秩序は何に依て維持す可きや近く瞻へば同じ明治政府の中にて前政府の時の罪人を現政府にて賞するときは如何、徳川政府も明治政府も等しく日本國の政府にして國家千年の眼より見れば同一政府と云ふも差支なきに恰も政府の更迭の爲に國憲紊亂の罪人が一變忠臣となるが如き其人心に及ぼす影響は如何なる可きや苟も經世の考あるものならんには其影響の容易ならざるものあるを

知るに難からざる可し若しも當局者が是等の手段を以て大に世道人心の維持に心を用ひたりなど心得ることあらば我輩は其心得の甚だ淺墓なるに驚くのみ(明治四十四年一月二十九日)

### 上流の泉源濁る

明治政府當局者の不養生不始末は嘗に其施政上に見る可きのみならず一身の品行上に於ては更に甚だしきものあり是れ又社會の人心風教に惡影響を及ぼしたること如何許りなるや知る可らず維新の元勳と云はるゝ先輩の如きは萬死の危険を冒して兵馬劍戟修羅の巷に出沒し一身は無きものと覺悟して國事に奔走したるものなれば固より家庭團樂の餘裕ある可らず豪放磊落慷慨淋漓醉うては美人の膝に枕し醒めては天下の權を握るなど放歌して到る處の花柳に戯れ鬱を慰し興を買ひたる其習癖、性を成し散々に身を持崩したるは當時の境遇に於て無理もなき次第なり我輩は強て邁つて之を咎めずと雖も天下既に平に歸して社會の秩序常に復し且つ一身の地位も次第に進みて國家の元勳を以て目せらるゝに至りし上は上下に對して自から慎まざる可らざるに尙ほ依然として當年の狂態を改めず文明守成萬目環視の間にも其身分をも顧みず言語道斷の放埒を演じて坊間にまでも醜名を傳へたるは唯當人限りの恥辱として相濟む可らず顯位榮爵を荷うて皇室にも近侍し又萬衆の上に位する其人々の行狀が公私に拘はらず一般の人心に影響すること少なからざるは今更ら言を俟たず彼等が其私行の修まらざる爲めに世間の輕侮を招き其品格を傷け人望を損じたるは自業自得として致方なきも之が爲めに一般の人心に惡影響を及ぼし社會の風儀紊亂の一原因を成したるは争ふ可らざる事實にして我輩の平生苦々しく思ひたる所なり維新騒亂の世を距ること年既に久しく所謂文物典章も備はりて文明智徳



の光を發す可き時代に及び獨り社會の風儀に汚醜取づ可きの缺點甚だ少なからざる其源を尋ねれば主として社會の上流に位するもの、不心得に歸せざるを得ず其責輕からずと云ふ可し今や其人々は既に老い去りて或は既に此世に亡きものありと雖も其相續人たる爾後の當局者たるものは此點に注意して社會の頹風を救ふに多少は自から戒しむる所ある可き筈なるに彼等も亦文明守成の世に顯榮の地位を占めながら創業亂雜の間に習癖性を成したる先輩の尤に倣うて敢て倣めざるのみならず中途より權勢に攀縋りて地位を得たる後輩までも之を善きことに心得、相率ゐて不品行を恣にし或は一失倫理の基たる一夫一婦の大義を侮蔑するものあり或は婚姻の正式を踏まずして身許の明ならざる婦人を妻とするものあり之が爲めに家庭の紊亂を醸して醜聲を世間に放ち顯門の子弟中より無賴漢を出して大に面目を損じたるが如きは自から招く因果にして他人の關知せざる所なりと雖も社會の上流に位する顯榮輩の所行は自ら世間萬目の注視する所にして善惡共に人心に影響を及ぼさざるを得ず其輩の斯る亂行は如何にして惡影響なきを得べけんや我社會の風儀が外國人などに對して毎度赤面せざるを得ざる事柄多く又近年來青年男女の墮落云々を耳にするが如きも其由て來る所を尋ねれば當局者主として其責を頌たざる可らず深く反省して大に憚る可きものなり然るに爰に笑ふ可きは彼等が其身を省みもせて臆面もなく徳教の事など云々するの一事なり本來道德の教へは耳より入らずして目より入るものなり何程有難き經文にても腥坊主をして之を説かしむれば所謂百日の説法に終ると一般、今の當局者などが徳教に關して千百の訓示訓令を發するも之を聞くものが一たび眼を轉じて其發令の本人たる當局者の素行を視るときは興味索然、愛憎も姑憎も盡き果てざるを得ず寧ろ徳教其物の效力を輕からしむるに過ぎず一種の滑稽と云ふ可きのみ或は曰く政府の當局者は政治家なり政治上の責任は固より辭す可らずと雖も社會風教の事は政治家の關する所に

非ずとの説もあらんか果して然らば徳教德育の問題の如きは斷じて之に容喙することを止め單に政治の職人を以て自から居り其一身は下司下郎の卑陋を極むるも可なりと覺悟するも差支なきに似たれども抑も一國の政治は其關係する所甚だ廣大にして之が當局者たるものは自から徳義上の責任もなかる可らず況や其身を顯榮にして社會の上流に位するに於てをや古來東洋諸國は儒教流毒の結果、兎角一身の私行を輕視するの風を成したれども我封建時代の如き士大夫間の氣風は頗る嚴肅なるものあり況して西洋の文明國に至ては紳士の品行に最も重きを置き若しも政府の當局者などに我國の如き醜態を敢てするものあらば其人は當に其地位を失ふに止まらず生涯社會の表面に立つこと能はざるの常なり我政府の當局者にして果して世界の大勢に應じて國運の發展を期するの志あらんには自から省みる所なかる可らず彼の無政府主義者の如きは國民の信念道德を無視して敢て狂暴を逞うせんとしたるものなり上流社會の品行紊亂の結果、國民の道德域に罅隙を生ずるときは社會の人心は睽離解體潰亂奔逸して何の到らざる所かあらん當局者たるものは其責任の甚だ輕からざるを悟り速かに猛省して先づ自から一身を慎しむ可きものなり（明治四十四年一月三十一日）

### 局外の老政治家

權勢榮譽を併有するは天下の怨望嫉妬を一身に集むる所以にして政治家の戒しむ可き所なり顯位榮爵の榮譽は既に其身家に賜與せられたるものにして今更ら如何ともす可らずと雖も權勢に至りては然らず明治政府は閥族官僚の名ありと雖も當局者の銘々に就て見れば去就時あり進退一ならず一旦職を辭すれば政權と同時に其手を離るゝの常にして

權勢榮譽を永く併有するの場所は稀れなりと云はんかなれども實際の事實は之に異なるものあり維新の功臣即ち今日の元老と稱する老政治家の如き固より一種特別の地位に在る人々とは申しながら其出所進退の如何に拘らず權勢は常に其身に附帶するが如し是等の老政治家は年老い氣倦みて身は閑散無責任の地に在り悠々自適政局を度外視するが如くにして實は然らず苟も政權の得喪に關するの問題に至れば必ず與り聞かざるなく政府部内には其威權自から重きを成すものありと云ふ即ち恰も權勢榮譽を永遠に併有するものなる尙ほ其上にます／＼世俗の羨望を博するに足る可き事情ありと云ふは外ならず是れは單に元老のみに限らずと雖も從來明治年間に顯榮の地位を成したる政治家輩が多くは宏壯なる邸宅を構へ又處々に別荘など有して其生活に御前殿様流の觀を呈することは是れなり或は其顯榮の體面を維持する爲めの意味もあらんなれども老西郷の如きは維新第一の功臣を以て裏長屋同様の借家に住ひ日々腰辨當にて太政官に出動したりと云ふ當時の質素簡朴は今日に行はる可らずと雖も彼の大久保内務卿が霞ヶ關に邸宅を新築したるとき鹿兒島の壯士輩は其贅澤豪華を傳へて大に憤慨したる如きも亦西南暴發の一動機を爲したるものなりと云ふ其大久保の邸宅も今日より見れば毫も驚くに足らざるの建築のみか當時に於ても決して贅澤豪華の構造に非ざりしに尙ほ且つ壯士の憤怒を買うて天下騒亂の一原因を爲したるを思へば政治家たるものは其居家處世の平生にも大に心を用ふるの必要あるを見る可し今日の社會は一般に生活の程度も高まりて衣食住共に復た當年の舊を守る可きに非ずと雖も生活の上進と共に又一方には生活の困難を感じるものを生じて所謂貧富の懸隔を致し社會下層の間には生活難を訴ふるの聲甚だ低からず彼の西洋諸國に於ける社會主義者の如きも要するに此社會情態より産み出されたる産物にして其生活難の社會より視るときは權勢榮譽を併有する其上に平素の生活も御前殿様流にして其邸宅の如き昔しの大名、今

の富豪にも比す可しと云へばます／＼羨妬の念を燃さざるを得ず決して身を處するの計を得たるものに非ざるなり固より人の内情は外より窺ひ知る可らず政治家の生活の如きは殊に然るものにして生前は贅澤豪華と見えたる其人が死後には一物をも遺さずして却て借金の山を成すを見るが如きは古今その例珍らしからず其内情如何はいよ／＼蓋棺の後に非ざれば知る可らずと雖も兎に角に世俗の視る所に於て權勢榮譽富有の三者を併有するの地位に在るが如き其一身を羨妬の燒點たらしむるに過ぎず當人の爲めには不利益にして政治上には何等の效力なきのみか寧ろ其害を見ることある可し彼の死せる孔明が活ける仲達を走らせたりと云ふが如き武田信玄の死後、容貌の故人に似たるものに信玄生時の衣服を装はしめ暗處に於て他國の使節を延見せしめたりと云ふが如きは戰國の場合に主將の空名を利用したる計略として徳川家康公が二代將軍に職を譲り駿河に隱居して大御所と稱し國中諸侯の參勤等は總て江戸に赴かしめながら政治萬端を内々指圖したるが如き將軍の威望を重からしめ徳川政府の基礎を固くせんとの計畫に出でたるものなり其用意頗る深しと雖も今日は戰國にも非ず又政府創業の時代にも非ざれば主將の空名を利用するは勿論、徳川大御所の政略を襲用するの必要もある可らず固より元老の人々は一種特別の地位に在るものなれば國家非常の大事に際して直に趨りて御諮問に對し若くは廟議に參するは當然の次第にして國中に敢て異議するものなかる可しと雖も既に隱居の身にありながら尙ほ平生の政治問題に關係するが如きは何れの點より見るも得策と云ふ可らず社會の人心は舊を厭ひ新を喜び兩三年ごとには一變を見るを通例とする日新の政局に常に局外老政治家の干與するが如き人心を沈滞せしめ進歩を阻礙するの嫌なきを得ず思ふに其人々は既に功成り名遂げたるものにして最早や政治上の野心などある可らず其政界の事を與り聞くが如き誠意誠心國を憂ふるが爲めに外ならざるは我輩の認むる所、否な自から好んで事

を聞くに非ず他より強いられて餘儀なく之に與かるの内情も慥に知諒する所なりと雖も時勢の進歩、思想の變遷は頗る此事相に可ならざるものあるの今日、老政治家たるものが顯榮富翁として政界浮世の縁を絶ち眞實風月を友として權勢を一身に併有するの嫌を避くるは亦是れ人心を緩和する所以の一手段なる可し（明治四十四年二月一日）

### 上下親愛

政治上の争論に就き政府の當局者が詔勅を奏請して恰も皇室の御裁斷を仰ぎ奉り或は自家の進退動止に關し動もすれば陛下の御信任を云々するが如きは斷じて皇室の尊嚴神聖を維持する所以の道に非ず深く慎む可き所なるは勿論、皇室の恩徳をします／＼天下に遍からしめ臣民一般は皆に其御威徳を仰ぐに止まらず中心より敬愛の情を輸して皇室に親しみ奉ること恰も赤子の父母に於けるが如くにして上下親愛、君臣和合、和氣霽々の裡に萬年不變の春を樂むの風を成さしむるの心掛は當局者の常に忘る可らざるものなり我皇室の恩徳の人心に入ること甚だ深きは今更ら申す迄もなき次第なれども殊に明治天皇陛下の御治世は實に前古無比の聖代にして隨ひて皇徳の發揚せられたること亦前古無比と云はざるを得ず一般臣民の等しく感激し奉る所なりと雖もます／＼其恩徳の及ぶ所を深くし臣民をします／＼皇室に親しみ奉るの情を厚うせしむるの點に就ては特に宮廷近く奉仕する當局者の注意を望まざる可らざるものあり第一に陛下が御謙徳に富ませられ平生御質素を心掛けさせらるゝ事は毎度の詔勅にても拜承する所なれども彼の明治二十七八年の役に廣島の大本營に進められ行在所に於て日夜、軍國の機務を視させ給ひたる時の事を承るに陛下の御用に充てられたるは御座所と御寢室との二間のみにして然も其間は甚だ狭く尋常人に於ても殆ど堪

へ難き程のものなるに陛下には戦争中の場合とは申しながら其御窮屈御不便を聊かも物とし給はず屢々軍議に夜を徹せられたるのみならず曾て庭園に御運動を試みさせられたることもなく戰役を終るまで凡そ一年有餘を過ごさせられたりと云ふ我輩は當時竊に此事を傳承し感極りて涙を催したるものにして之に由て見るも平生御質素の程を窺ひ奉る可し一般臣民にして其御有様を見聞せんには我輩と感を同ふすること勿論なれども唯九重雲深くして世間に之を知るもの少なきのみか或は宮内官吏の邸宅等の頗る廣大なるものあるを目撃し恐れ多くも之より想像して我宮城の御有様は如何に宏壯華麗なる可きやとて恰も寫眞繪畫等にある有名なる外國の宮殿の如くに思ふものあらしむるが如き決して聖徳を一般に感孚せしむる所以の道に非ざる可し又地方行幸などの折に成る可く人民の迷惑と爲らざるやう御心を用ひさせ給ふは毎度の事にして殊に行幸の鹵簿の如きも普通の場合には簡單を旨とせられ封建時代に於ける將軍の御成もしくは大名の行列を見たる父老の如き之を拜して其勿體なきに驚くものありと云ふ誠意の在る所は誠に分明なりと雖も實際行幸啓等の場合に通路の取締方頗る嚴重を極め御通行前より長時間に涉りて往來を禁じ都下の大道に交通遮斷の實を見るが如き其次第を知らずして通り掛りたるものは何事が出来したるやと驚くことあり殊に地方行幸の場合などは其取締一層厳しくして拜觀の人民は叱咤驅逐せられ爲めに却つて舉措を失ふもの多し此種の取締は警察の任務にして宮内官吏の命する所に非ざるやも知る可らずと雖も現に之を目撃しながら之を注意せざるは如何、普通人民が親しく龍顏を拜し奉るは斯る機會に限ることなるに斯くの如き不注意は臣民をして皇室に親しみ奉らしむる所以に非ざるなり右等は誠に些細なる事柄に似たれども我輩の微意は成る可く臣民をして皇室に親しましめ臣民は皇室の赤子として皇室は臣民の父母とします／＼上下親愛君臣和合の相を呈し霽々たる和氣の中に日本全國を包まんとす

るの精神に出づるものにして此點より見れば從來の慣行にして改むる可きものもあらん或は更に新例を開く可きものもあらん要するに皇室と臣民とを接近せしむるの注意工風は之を宮内省の當局者に望まざるを得ず固より普通の人が直に皇室に近づき奉る可きに非ずと雖も學識技藝の著しきものか又は徳望經歷の大なる者は其身分に拘はらず時に宮中に召されて謁見を賜ふが如き自から一般臣民に恩徳を仰がしむる所以にして當局者の注意次第にて其邊の工風は尙ほ多々ある可し今日の實際に皇室に接近するの光榮を有するものは有爵有位なる官邊の人々に限らるゝの例にして普通の人民は殆ど其光榮を辱ふするの機會なしと云ふ斯る慣行にして若しも一般の人心に皇室は政府官吏の専ら戴く所にして吾々平民は唯々遠く外より拜し奉るに過ぎずとの念を催さしむるが如きは決して皇室の恩徳を天下に遍からしむる所以に非ず我輩の言微なりと雖も其意は切なるものあり敢て當局者の注意を望む所なり(明治四十四年二月二日)

### 當局者に望む

無政府主義は海外より傳へ來れるものにしてコレラ、ベストの輸入感染に異ならず其系統の存する所は固より明なりと雖も國內の人心健全にして苟も侵す可きの間隙なきに於ては如何なる危険思想の病毒も國民の間に感染を逞くするの患ある可らず是れ亦明白なる道理なり或は世界交通の今日我思想界の變化著しきものあり危険思想の輸入も餘儀なき次第なりとの説あらんか我輩に於ては決して之を餘儀なき次第と認めざるものなり外國には無政府主義者の出沒して時として凶虐を演出したることあれども人心の健全なる社會に於ては自國の臣民が此主義の爲めに自國の君主を云々したるの例殆ど稀なり況や皇室の恩澤最も渥く臣民の尊王心最も盛なる我國の如きに於てをや自から一種特別の

國體にして海外の風潮如何に拘はらず既往幾千百年この事を見ず將來何萬千年この事なきを期すること敢て難きに非ざるは我輩の確信して疑はざる所なりしに假令ひ極めて少數とは云ひながら國中に危険なる病毒思想の感染者を出して聞くも怖ろしき企を敢てせんとしたる大陰謀事件を生じ建國以來無垢無缺なる我歴史上に一點の汚痕を印するに至りしは返すも残念至極にして我輩は自から身を切らるゝよりも尙ほ一層の苦痛を感じるものなり而して幾萬千年この事ある可らずと期したる我國に斯る事件の生じたるは社會の人心に危険思想の侵入す可き間隙を存したるが爲めより外ならざるは疑ふ可らざる所に於て此點に關しては主として政府當局者の反省注意を乞はざる可らず我輩が數日來言を重ねたる所以なり此程當局者が衆議院に於ける議員の質問に對する答辯に當局者は就職當時より社會の一部に危険思想の發生せるを探知して早く今回の事あるを豫知したる爲め事を未發に防ぎ得たるは誠に天祐と云ふ可し政府は今後に於てもますます進んで豫防の策を講じ吾に彼等を取締るのみならず思想界の變化に心を注ぎ獨り内地のみならず海外までも注意を怠らず再び危険思想の發生せざるやう努力す可し云々と云へり若し萬々一にも未發に防ぎ得ざりしならんには夫れこそ眞實天柱折れ地維拆くる開闢以來の大變なれ之を未發に防ぎ得たるは實に天祐とも云はんなれども苟めにも斯る大陰謀を生じて我歴史上に汚點を印したるの一事、既に恐懼寒心に堪へざる所、當局者は今後如何にして之に處せんとするか吾に彼等を取締るのみならず思想界の變化に心を注ぎ海外までも注意を怠らざる可しと云ふ其取締注意とは如何なる方法を以てする考なるや所謂彼等の取締も固より大切なりと雖も是れは既に發生したる危険思想を防ぐの方法のみ我輩が數日前より記したる此三十年來政府歴代の當局者が經世の考に乏しく施政上に一身上に散々の不養生不始末を演じて其結果、社會の人心を荒ましめ爲めに危険思想の病毒にも侵され易き間隙を生ずる